



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画

第1期 （平成23年度～平成25年度）

平成23年8月

岩 手 県

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 本書の見方 | 2 |
| 施策体系 | |
| 「安全」の確保 | 6 |
| 「暮らし」の再建 | 7 |
| 「なりわい」の再生 | 9 |
| 構成事業の概要と実施年度 | |
| 「安全」の確保 | |
| 防災のまちづくり | |
| ◇ 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり | 14 |
| ◇ 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり | 18 |
| 交通ネットワーク | |
| ◇ 災害に強い交通ネットワークの構築 | 19 |
| 「暮らし」の再建 | |
| 生活・雇用 | |
| ◇ 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援 | 21 |
| ◇ 雇用維持・創出と就業支援 | 22 |
| 保健・医療・福祉 | |
| ◇ 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備 | 24 |
| ◇ 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援 | 26 |
| 教育・文化 | |
| ◇ きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実 | 28 |
| ◇ 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承 | 29 |
| ◇ 社会教育・生涯学習環境の整備 | 30 |
| ◇ スポーツ・レクリエーション環境の整備 | 30 |
| 地域コミュニティ | |
| ◇ 地域コミュニティの再生・活性化 | 32 |
| 市町村行政機能 | |
| ◇ 行政機能の回復 | 34 |

「なりわい」の再生

水産業・農林業

- ◇ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築 _____ 35
- ◇ 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築 _____ 36
- ◇ 漁港等の整備 _____ 38
- ◇ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現 _____ 39
- ◇ 地域の木材を活用する加工体制等の再生 _____ 41

商工業

- ◇ 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組 _____ 43
- ◇ ものづくり産業の新生 _____ 45

観光

- ◇ 観光資源の再生と新たな魅力の創造 _____ 49
- ◇ 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組 _____ 50

主要な事業 _____ 53

はじめに

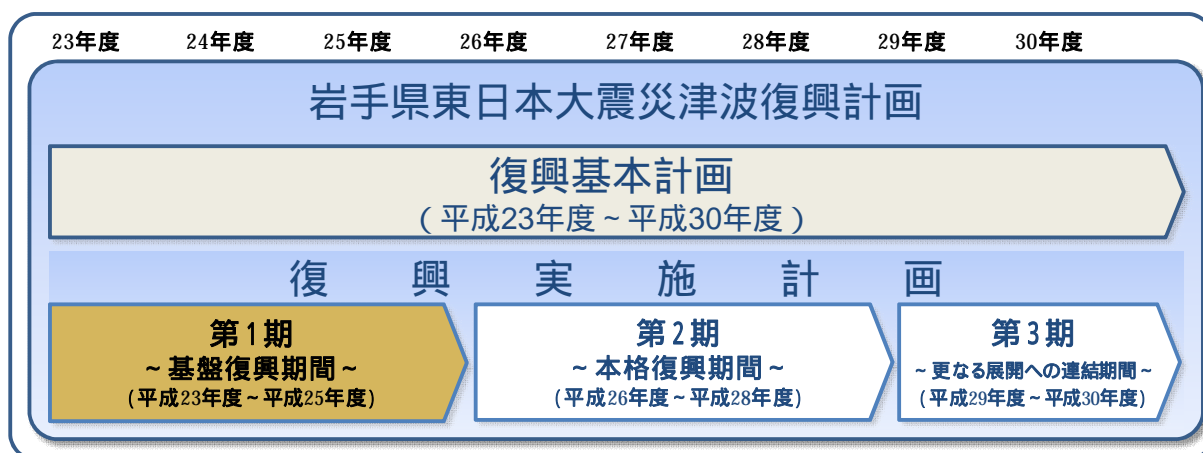
1 策定の趣旨

この実施計画は、岩手県東日本大震災津波復興計画（復興基本計画）に掲げた「いのちを守り海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」の実現に向けて、県が直接実施、あるいは補助、支援する施策、事業等を具体的に示すものである。

なお、掲載している事業等は、計画策定時点で想定したものであり、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行っていくものである。

2 計画の期間

復興基本計画は、平成23年度（2011年度）から平成30年度（2018年度）までの8年間を全体計画期間としているが、実施計画では、第1期を基盤復興期間として位置付け、その対象期間を平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）までの3年間とする。



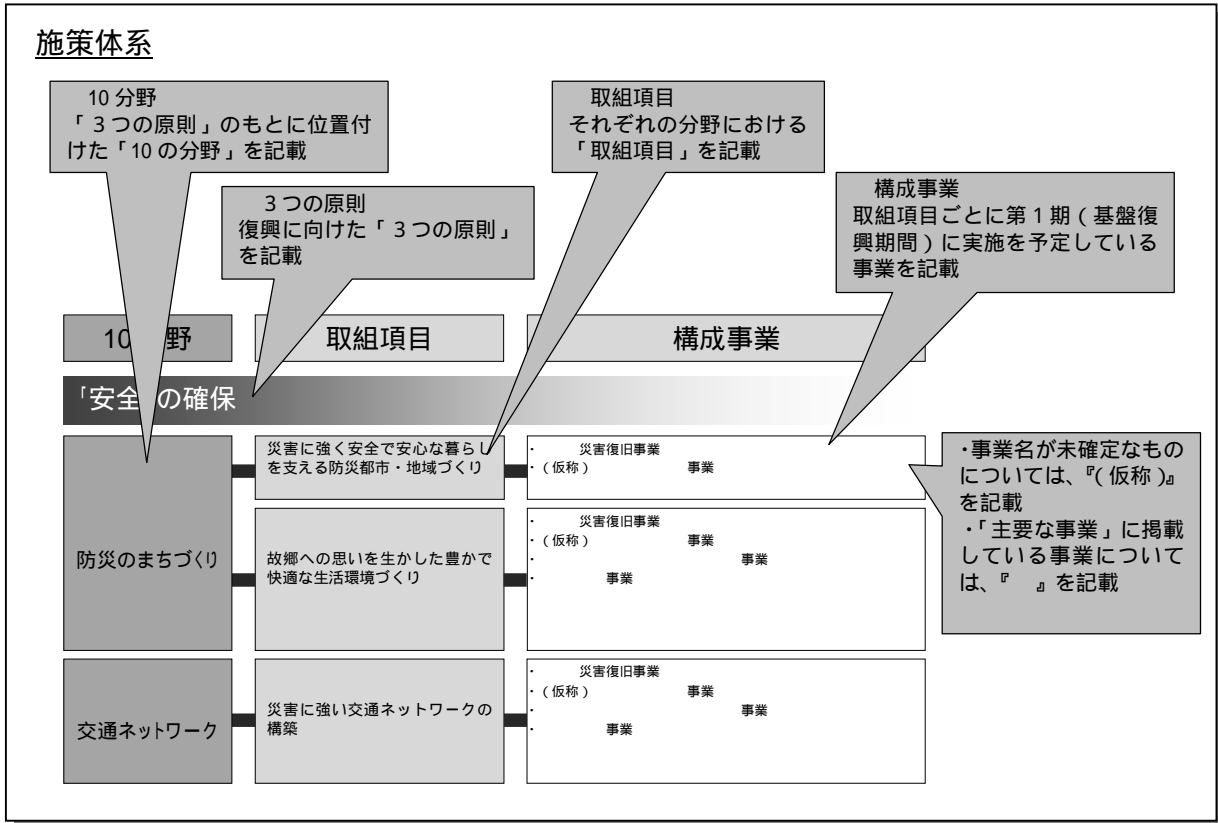
3 計画の構成等

この実施計画では、復興基本計画に示した「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健・医療・福祉」、「教育・文化」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能」、「水産業・農林業」、「商工業」、「観光」の10分野の取組ごとに、第1期で実施を予定している事業をとりまとめたものである。

第1期は基盤復興期間であることから、多重防災型のまちづくり、三陸復興道路の整備、災害復興公営住宅等の整備、被災医療確保対策、水産業経営基盤の復旧、中小企業の再生等、復興の土台となる事業を掲載しているほか、第2期(本格復興期間)につながる事業等も掲載している。

実施計画の構成は、復興基本計画における取組の体系ごとに構成事業を整理した「施策体系」、事業名、実施主体、事業概要、実施年度を示した「構成事業の概要と実施年度」、事業一覧に記載した事業のうち特に重要な事業の概要を示した「主要な事業」となっている。

本書の見方



構成事業の概要と実施年度

取組項目：取組項目ごとに事業を位置づけ

「3つの原則」と「10の分野」を記載

3つの原則
「安全」の確保

10分野
防災のまちづくり

| 取組項目 | 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり | | 実施年度 | | | | | |
|------|-------------------------------------|-------|---|-----|-----|-----|-----|------|
| | 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| P55 | 災害廃棄物緊急処理支援事業 | 県、市町村 | 廃棄物処理法の規定により市町村事務とされている一般廃棄物（災害廃棄物）の処理について、地方自治法の規定に基づく事務委託を受けた12市町村が事務を県が代行して実施 事業主体 （体）約580万ト 380万ト | | → | | | |
| | 多重防災型まちづくり推進事業 ・多重防災型まちづくり計画策定事業 | 県 | 全施設が破壊されて高潮・高波による被害等に対する事業 個別地域ごとの具体的な津波対策を検討し、海岸保全基本計画を策定 ・浸水想定マップ：12市町村 ・津波対策検討：53地区 ・海岸保全基本計画：53地区 | | → | | | |
| | 事業名 例：(仮称) 事業(再掲) P | | 震災からの復旧・復興に係る事業で、広域振興局が実施する産業振興・被害等に対する事業を地域経営推進費等によって実施 事業概要 取組項目ごとに第1期（基盤復興期間）に実施を予定している事業を記載 | | | | | |

【凡例】
 (仮称)：事業名が未確定のもの
 P：事業名や取組の名称
 (再掲)：再掲事業
 P：主要な事業の掲載ページ

実施年度
事業ごとに第1期（基盤復興期間）に実施する事業の実施年度を記載（発災直後から実施しているものについてはH22から記載）

主要な事業

主要な事業：実施計画の構成事業のうち、代表的な事業の事業目的や概要について、図表等を用いてより詳細に紹介しているもの

取組項目：当該事業が位置付けられている取組項目
事業名：当該事業の事業名や取組の名称

復興に向けた「3つの原則」と「10分野」

「安全」の確保 防災のまちづくり

取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

1 災害廃棄物緊急処理支援事業

事業目的：復興に向けた当該事業の目的について記載

事業主体：県が直接実施、あるいは補助、支援する事業の実施主体

事業概要：当該事業で実施する具体的な内容や数量を記載

実施期間：当該事業を実施する期間（設計や調査等の期間を含む）

事業内容等のイメージを、図表等を用いて記載

➤ **事業目的**

復旧復興の第一ステップとして、災害廃棄物（がれき）の早期撤去を行うとともに、リサイクルに努めるなど、環境に配慮した処理を推進。

➤ **事業主体**

県、市町村

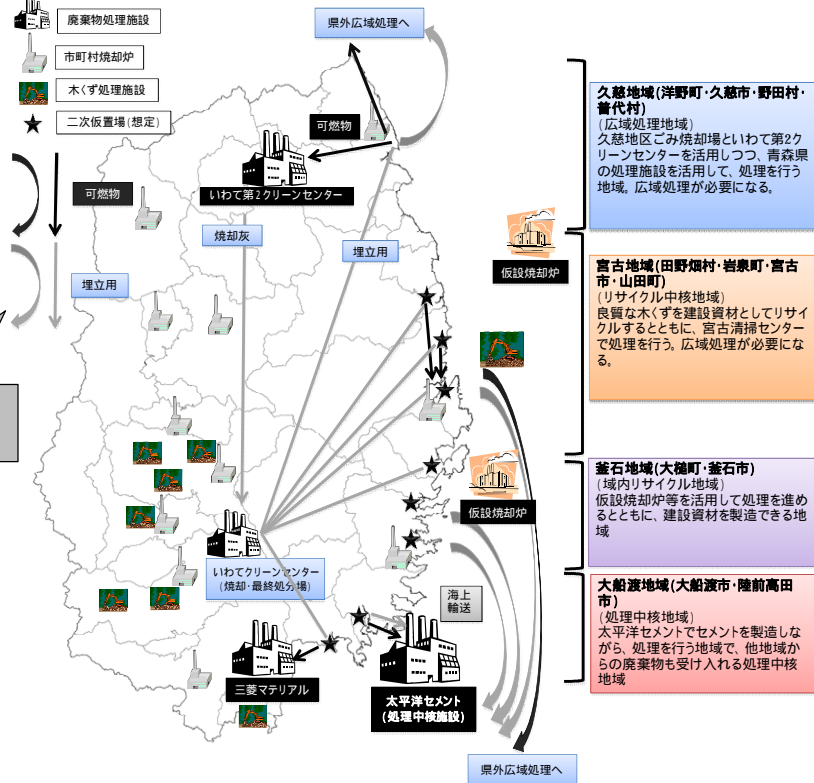
➤ **事業概要**

廃棄物処理法の規定により市町村事務とされている一般廃棄物（災害廃棄物）の処理について、地方自治法の規定に基づく事務委託を受けた12市町村の当該事務を県が代行して実施。若手県災害廃棄物処理実行計画（平成23年6月20日）に基づき、平成26年3月末までに終了することを目標として設定。

➤ **実施期間**

平成23年度～平成25年度

➤ **災害廃棄物処理のイメージ**





施策体系

▼ 施策体系

| 10 分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|---|-------------------------------------|--|
| 「安全」の確保 | | |
| <p style="text-align: center;">I 防災のまちづくり</p> | <p>災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり</p> | <p>災害廃棄物緊急処理支援事業★ 多重防災型まちづくり推進事業★ 地域経営推進費事業 東日本大震災社会資本復旧事業 情報通信基盤災害復旧事業 警察官緊急増員事業★ 警察情報管理システム整備事業 警備船さんりく復旧事業 新通信指令システム整備事業 交通安全施設災害復旧事業 広域振興事業 （仮称）放射性物質総合対策事業 環境放射能水準調査事業 学校施設災害復旧事業 （仮称）新県立高田高等学校整備事業 （仮称）県立学校施設防災機能強化事業 警察施設災害復旧事業 運転免許試験場等運営事業 （仮称）被災市町村行政機能回復支援事業★ 木造住宅総合耐震支援事業 災害に強いライフライン整備事業 （仮称）災害対応HP改修事業 （仮称）三陸鉄道復旧整備事業★ （仮称）避難環境整備費補助事業 （仮称）地域防災力向上支援事業 湾口防波堤等整備事業★ 土砂災害対策施設整備事業 （仮称）広域防災拠点整備事業★ 防災行政情報通信ネットワーク整備事業 消防救急無線デジタル化事業 （仮称）津波防災伝承事業 クリーンエネルギー導入支援事業 （仮称）再生可能エネルギー導入促進事業★ （仮称）地域防犯活動促進事業</p> |
| | <p>故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり</p> | <p>東日本大震災社会資本復旧事業 災害に強いライフライン整備事業 ひとにやさしいまちづくり推進事業 多重防災型まちづくり推進事業★ メモリアル公園等整備事業★</p> |
| <p style="text-align: center;">II 交通ネットワーク</p> | <p>災害に強い交通ネットワークの構築</p> | <p>東日本大震災社会資本復旧事業 湾口防波堤等整備事業★ 三陸復興道路整備事業★ 道の駅防災機能強化推進事業 （仮称）三陸鉄道復旧整備事業★ 港湾施設機能強化事業</p> |

| 10 分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|---|----------------------------------|--|
| 「暮らし」の再建 | | |
| <p style="text-align: center;">I 生活・雇用</p> | <p>被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援</p> | <p>被災者一時移送事業 被災者台帳システム整備及び運用支援事業★ 義援金の交付 被災者生活再建支援金の支給 災害援護資金貸付金 多文化共生いわてづくり事業 応急仮設住宅整備事業 生活再建住宅支援事業 総合的被災者相談支援事業★ 域内交通支援事業 震災緊急生活交通確保事業 民生委員（児童委員）活動事業 災害復興公営住宅等整備事業★ 応急仮設住宅再生供給事業 住宅復興支援事業 多重防災型まちづくり推進事業★ 公営住宅ユニバーサルデザイン整備事業</p> |
| | <p>雇用維持・創出と就業支援</p> | <p>雇用調整助成金や雇用保険等の給付 就業支援推進事業 いわて求職者個別支援モデル事業 地域ジョブカフェ管理運営事業 いわて求職者総合支援センター管理運営事業 緊急雇用創出事業臨時特例基金★ ジョブカフェいわて管理運営事業 市町村緊急雇用創出事業 市町村ふるさと雇用再生特別基金事業 臨時職員緊急雇用事業 離職者等再就職訓練事業 被災求職者等雇用・人材育成事業 沿岸地域食品事業者復興支援事業 デュアルシステム型被災者等ものづくり技術習得支援事業 認定職業訓練施設災害復旧事業★ 公共職業能力開発施設災害復旧事業★</p> |
| <p style="text-align: center;">II 保健・医療・福祉</p> | <p>災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備</p> | <p>被災地医療確保対策事業★ 医療施設耐震化促進事業 （仮称）医療施設等復旧・復興支援事業 地域支え合い体制づくり事業 被災地障がい者相談支援事業 老人福祉施設等災害復旧事業 被災地における介護サービス事業所人材確保事業 介護雇用プログラム事業 障害者支援施設等災害復旧事業 被災地における障がい福祉サービス事業人材確保・育成事業 子育てサポートセンター管理運営事業 子育て支援事業設備等復旧事業 医師確保対策推進事業 （仮称）地域医療医師支援事業 岩手県看護職員修学資金貸付金 安心と希望の医療を支える看護職員確保定着推進事業 （仮称）保健師等人材確保支援事業 （仮称）いわて災害医療支援ネットワーク事業 ドクターヘリによる病院間搬送対応施設整備事業 ドクターヘリ導入促進事業 （仮称）ドクターヘリ運航事業★ （仮称）災害拠点病院備蓄等支援事業 医薬品等に関する調達体制の検討 （仮称）災害拠点病院等非常用設備整備事業 老人福祉施設等自家発電設備整備事業 障害者支援施設等非常用自家発電機設置事業 （仮称）遠隔医療設備整備事業 老人福祉施設整備事業</p> |

| 10 分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|--|--------------------------------------|---|
| <p style="text-align: center;">Ⅱ 保健・医療・福祉</p> | <p>災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備</p> | <p>介護サービス施設等整備臨時特例事業 障害者支援施設等整備事業 療育センター管理運営事業 児童福祉施設等災害復旧事業</p> |
| | <p>健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援</p> | <p>被災者健康維持増進事業 被災地口腔ケア推進事業 地域支え合い体制づくり事業 （仮称）市町村保健センター復旧支援 被災地こころのケア対策事業 児童養育支援ネットワーク事業★ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 （仮称）こころのケアセンター等設置運営事業★ （仮称）精神科医療機関業務支援事業 （仮称）子どものこころのケアセンター運営事業 （仮称）こころのケア対策ネットワーク推進事業 （仮称）震災ストレス外来設置支援事業</p> |
| <p style="text-align: center;">Ⅲ 教育・文化</p> | <p>きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実</p> | <p>いわて子どものこころのサポート事業★ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 いわての復興教育推進事業★ 学校施設災害復旧事業 高等学校通学バス運行事業 いわて教育情報ネットワーク復旧整備事業 学校再開に向けたガイドライン作成事業 学校再建関連事業 被災地児童生徒就学支援事業 高田高等学校海洋システム科水産教育支援事業 被災地学校等への教職員配置事業 （仮称）いわての学び希望基金奨学金事業 教職員住宅等災害復旧事業 （仮称）新県立高田高等学校整備事業 （仮称）県立学校施設防災機能強化事業 （仮称）被災教職員健康管理支援事業</p> |
| | <p>文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承</p> | <p>文化財レスキュー事業★ （仮称）地域文化調査保存事業 文化芸術施設等災害復旧事業 青少年芸術普及事業 文化振興基金助成事業 （仮称）文化芸術公演支援事業 （仮称）文化芸術交流支援事業 高校生文化活動支援事業 岩手県中学校文化連盟補助事業 （仮称）文化芸術活動再開支援事業 県内遺跡調査事業</p> |
| | <p>社会教育・生涯学習環境の整備</p> | <p>社会教育施設等災害復旧事業 子どもの読書活動推進事業 家庭の教育力向上に向けた総合的施策推進事業 放課後子ども教室推進事業 教育振興運動推進事業 学校と地域の協働推進事業</p> |
| | <p>スポーツ・レクリエーション環境の整備</p> | <p>スポーツレクリエーション施設災害復旧事業 （仮称）アスレティックトレーナー派遣事業 （仮称）アスレティックトレーナー養成事業 （仮称）スポーツ医・科学データ活用事業 地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進事業 （仮称）被災地生徒大会参加支援事業 生涯スポーツ推進プラン事業 （仮称）スポーツ・レクリエーション活動支援事業 （仮称）海洋型スポーツ・レクリエーション拠点施設整備事業★ （仮称）医・科学サポートセンター整備事業</p> |

| 10分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|----------------|-----------------|--|
| IV 地域コミュニティ | 地域コミュニティの再生・活性化 | (仮称)被災地地域コミュニティ再生・活性化事業 広域振興事業 地域経営推進費事業 (仮称)新しい公共による地域コミュニティ支援事業★ 生活福祉資金貸付推進事業★ 災害時要援護者支援対策事業 (仮称)福祉専門職ボランティア派遣事業 障がい者就労支援振興センター設置運営事業 NPO協働推進事業 (仮称)公益信託造成事業 保健福祉サービスセンター〔仮称〕の設置支援 民生委員(児童委員)活動事業 地域福祉活動コーディネーター育成事業 (仮称)地域支え合い活動促進事業 地域支え合い体制づくり事業 (仮称)障がい者を地域で支える体制づくり事業 障がい者就労スペースの設置に向けた支援 |
| V 市町村行政機能 | 行政機能の回復 | (仮称)被災市町村行政機能回復支援事業★ 市町村復旧緊急支援事業 |

「なりわい」の再生

| | | |
|--------------|----------------------|--|
| I 水産業・農林業 | 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築 | 共同利用漁船等復旧支援対策事業★ 水産業経営基盤復旧支援事業★ 漁業協同組合等機能回復支援事業 水産養殖施設災害復旧事業 水産業共同利用施設復旧支援事業★ 採介藻漁業復旧緊急支援事業 さけ、ます生産地震災復旧支援緊急事業 岩手県水産技術センター施設災害復旧事業 養殖用種苗供給事業 漁場復旧支援事業 漁場復旧対策支援事業 復興支援ファンド設立支援事業★ (仮称)さけ・ます種苗生産施設等復興支援事業 (仮称)アワビ種苗生産施設等復旧支援事業 いわたの漁業復旧支援事業 |
| | 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築 | 水産団体機能回復支援事業 産地魚市場緊急支援事業 製水保管施設等早期復旧支援事業★ 水産業共同利用施設復旧支援事業★ 水産業経営基盤復旧支援事業★ 水産業共同利用施設災害復旧事業 中小企業被災資産修繕事業 中小企業等復旧・復興支援事業★ 復興支援ファンド設立支援事業★ 中小企業高度化資金貸付金(被災中小企業施設・設備整備支援事業) 中小企業災害復旧資金貸付金 中小企業災害復旧資金保証料補給事業 中小企業経営安定資金貸付金(災害対策) 岩手県制度融資の特例措置 中小企業東日本大震災復興資金貸付金 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除 被災工場再建支援事業 |

| 10 分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|----------------------|---------------------------------|---|
| <p>I 水産業・農林業</p> | <p>産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築</p> | <p>企業立地促進資金貸付金 (仮称) 放射性物質総合対策事業 水産加工事業者生産回復支援事業 (仮称) 産地パワーアップ復興支援事業★ 農商工連携・地域資源活用推進事業 いわて農林水産ブランド輸出促進事業 (仮称) いわて食財販路回復・拡大推進事業 いわてフードコミュニケーション推進事業</p> |
| | <p>漁港等の整備</p> | <p>漁港災害復旧事業★ 漁場復旧対策支援事業 漁業用施設災害復旧事業 県単独漁港災害復旧事業 漁港関係災害関連事業 水産基盤整備事業 海岸保全施設整備事業</p> |
| | <p>地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現</p> | <p>被災農家経営再開支援事業 農地等災害復旧事業 団体営農地等災害復旧事業 小規模農地等災害復旧事業 (仮称) 土地改良区機能回復支援事業 東日本大震災農業生産対策事業 (仮称) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 農業共同利用施設災害復旧事業 卸売市場施設災害復旧事業 海岸保全施設災害復旧事業 復興支援ファンド設立支援事業★ (仮称) 放射性物質総合対策事業 (仮称) 農業復興総合支援事業★ 被災者農業雇用支援事業 いわての農林水産物まるごと展開事業 (仮称) 食の復興推進事業 (仮称) がんばろう岩手食の大商談会 in 三陸開催事業 がんばろう！岩手・農村起業復興支援事業 いわて農林水産業6次産業化チャレンジ支援事業 いわて農林水産業6次産業化スタートアップ支援事業 (仮称) 6次産業復興再チャレンジ事業 いわて農林水産業6次産業化推進事業 団体営災害関連事業 (仮称) 農地災害関連区画整理事業★ 中山間地域総合整備事業 団体営畜産経営環境整備事業 (仮称) 畜産経営再生可能エネルギー導入事業 (仮称) 三陸みらい園芸産地づくり事業★ (仮称) 次世代農業技術開発拠点整備事業 海岸高潮対策事業 (仮称) 住環境再建支援関連農地整備事業 (仮称) 三陸みらい農業担い手応援事業★</p> |
| | <p>地域の木材を活用する加工体制等の再生</p> | <p>木材供給等緊急対策事業 (仮称) 県産木材利用復興住宅促進事業 (仮称) 木質バイオマスモデルタウン推進事業 (仮称) 木材供給等復旧対策事業★ 森林組合機能回復支援事業 保安林強化事業 治山災害復旧事業★ 復興支援ファンド設立支援事業★ 林道災害復旧事業 (仮称) 原木しいたけ生産復旧事業 森林整備事業 治山事業 (災害関連緊急治山) 県単独治山事業 防災林造成事業</p> |

| 10 分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|---|-----------------------------|---|
| <p style="text-align: center;">Ⅱ 商工業</p> | <p>中小企業等への再建支援と復興に向けた取組</p> | <p>復興支援ファンド設立支援事業★ 仮施設整備事業 広域振興事業 地域経営推進費事業 中小企業高度化資金貸付金（被災中小企業施設・設備整備支援事業） 中小企業災害復旧資金貸付金 中小企業災害復旧資金保証料補給事業 中小企業経営安定資金貸付金（災害対策） 岩手県制度融資の特例措置 中小企業東日本大震災復興資金貸付金 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業 被災地復興援助成事業 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除 中小企業被災資産修繕事業 中小企業等復旧・復興支援事業★ 事業協同組合等共同施設復旧事業 被災工場再建支援事業 企業立地促進資金貸付金 商工業小規模事業経営支援事業 国際経済交流推進事業 物産販路開拓事業 （仮称）放射性物質総合対策事業 特区制度の活用による被災企業等への優遇税制の実施 沿岸地域食品事業者復興支援事業 いわてフードコミュニケーション推進事業 農商工連携・地域資源活用推進事業 （仮称）被災商店街にぎわい支援事業</p> |
| | <p>ものづくり産業の新生</p> | <p>復興支援ファンド設立支援事業★ 仮施設整備事業 中小企業高度化資金貸付金（被災中小企業施設・設備整備支援事業） 中小企業災害復旧資金貸付金 中小企業災害復旧資金保証料補給事業 中小企業経営安定資金貸付金（災害対策） 岩手県制度融資の特例措置 中小企業東日本大震災復興資金貸付金 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除 中小企業被災資産修繕事業 中小企業等復旧・復興支援事業★ 事業協同組合等共同施設復旧事業 被災工場再建支援事業 企業立地促進資金貸付金 （仮称）放射性物質総合対策事業 特区制度の活用による被災企業等への優遇税制の実施 被災ものづくり企業支援サポーターを活用した被災企業支援 自動車関連産業創出推進事業★ 半導体関連産業創出推進事業 いわてものづくり産業人材育成事業 医療機器関連産業創出推進事業 情報関連産業競争力強化事業 戦略的知財活用支援事業 市町村復旧緊急支援事業 企業立地促進奨励事業 人材U・Iターン型企業誘致促進事業 三次元設計開発人材育成事業 ものづくり高度技能者育成支援事業 ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業 デュアルシステム型被災者等ものづくり技術習得支援事業 （仮称）国際研究開発拠点形成促進事業★ （仮称）海洋エネルギー利用実証拠点形成促進事業 海洋研究拠点復興促進事業 沿岸研究機関等研究支援事業 コバルト合金新産業クラスター形成促進・展開支援事業 （仮称）いわて発研究開発シーズ戦略的育成推進事業 科学技術振興推進事業</p> |

| 10 分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|--|-----------------------------|---|
| <p style="text-align: center;">Ⅲ 観光</p> | <p>観光資源の再生と新たな魅力の創造</p> | <p>中小企業高度化資金貸付金（被災中小企業施設・設備整備支援事業） 中小企業災害復旧資金貸付金 中小企業災害復旧資金保証料補給事業 中小企業経営安定資金貸付金（災害対策） 岩手県制度融資の特例措置 中小企業東日本大震災復興資金貸付金 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除 中小企業被災資産修繕事業 中小企業等復旧・復興支援事業★ 復興支援ファンド設立支援事業★ 特区制度の活用による被災企業等への優遇税制の実施 （仮称）沿岸地域観光産業再生支援事業 いわてデスティネーションキャンペーン推進事業★ （仮称）安全・安心グリーン・ツーリズム展開事業 （仮称）自然公園施設緊急整備事業</p> |
| | <p>復興の動きと連動した全県的な誘客への取組</p> | <p>いわてデスティネーションキャンペーン推進事業★ 国際観光推進事業★ 今こそ岩手へ誘客促進事業 （仮称）放射性物質総合対策事業 東北観光推進事業 北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営事業 北東北広域観光推進事業 未知の奥・平泉観光振興事業 いわてへの定住・交流促進事業 いわて情報発信強化事業 財団法人岩手県観光協会育成事業 みちのく岩手観光案内板整備事業 （仮称）みちのくコンベンション等誘致促進事業</p> |

The page features several decorative blue squares with a vertical gradient, transitioning from a darker blue at the top to a lighter blue at the bottom. One cluster of four squares is positioned in the upper right quadrant, and another cluster of four squares is in the lower left quadrant. The central text is placed between these two clusters.

構成事業の概要と実施年度

▼ 構成事業の概要と実施年度

3つの原則

「安全」の確保

10分野

防災のまちづくり

| 取組項目 | 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり | | | | | | | |
|------|---------------------------------------|-------|---|------|-----|-----|------|--|
| | 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| ▼P55 | 災害廃棄物緊急処理支援事業 | 県、市町村 | 廃棄物処理法の規定により市町村事務とされている一般廃棄物（災害廃棄物）の処理について、地方自治法の規定に基づく事務委託を受けた12市町村の当該事務を県が代行して実施 ・災害廃棄物の発生推計量（全体）約580万トン ・うち県が代行処理する量 約380万トン | | | | | |
| ▼P56 | 多重防災型まちづくり推進事業 ・多重防災型まちづくり計画策定支援事業 | 県 | 津波によって防潮堤等の海岸保全施設が破壊された地区を対象に、市町村に対して高潮・高波による浸水範囲等危険箇所の情報提供を実施。また、個別地域ごとの具体的な津波対策を検討し、海岸保全基本計画を策定 ・浸水想定マップ：12市町村 ・津波対策検討：53地区 ・海岸保全基本計画：53地区 | | | | | |
| | 地域経営推進費事業(県事業枠) | 県 | 震災からの復旧・復興に係る事業で、広域振興局が実施する産業振興、風評被害等に対応する事業を地域経営推進費事業として実施 ・4広域振興圏を対象 ・200事業程度/年（全県） | | | | | |
| | 東日本大震災社会資本復旧事業 ・河川等災害復旧事業（応急工事） | 県 | 地震や津波により被災した海岸保全施設等について、高潮・高波による二次災害防止のため応急的な工事を実施 ・応急工事箇所：13箇所 | | | | | |
| ▼P56 | 多重防災型まちづくり推進事業 ・復興まちづくり支援事業 | 県 | 復興まちづくりに取り組む団体等への支援として、住民等の要請に基づき、まちづくりや景観等に関する専門家やコンサルタントをアドバイザーとして派遣し、復興まちづくりを支援するとともに地元のまちづくりに係る人材を育成 ・12市町村 | | | | | |
| | 情報通信基盤災害復旧事業（国→市町村） | 市町村 | 情報通信基盤（FTTH等のブロードバンドサービス施設、公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設、第三セクターのケーブルテレビ施設等）の復旧に係る費用の補助（国→市町村） | | | | | |
| ▼P58 | 警察官緊急増員事業 | 県 | 被災地における良好な治安を確保するため、警察官を緊急増員し、パトロール機能の強化、交通の安全と円滑の確保、震災に乗じた犯罪の取締りの強化を推進 | | | | | |
| | 警察情報管理システム整備事業 | 県 | 被災した沿岸免許センターの免許端末、警察署等で使用していたパソコン等の復旧整備 ・ネットワーク端末：25台、スタンドアロンパソコン：75台等 | | | | | |
| | 警備船さんりく復旧事業 | 県 | 被災した警備船及び係留設備の復旧整備 ・警備船：1隻 | | | | | |
| | 新通信指令システム整備事業 | 県 | 被災した警察署等の110番通信指令端末装置等の復旧整備 ・110番指令端末装置：3組5台 ・カーロケータ装置：2台 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|--|-------------|--|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 交通安全施設災害復旧事業 | 県 | 地震や津波の被害を受け損傷した信号機等交通安全施設の復旧整備 ・ 端末制御下位装置：1式 ・ 信号機：151基 ・ 標識：3,101箇所 ・ 標示：771箇所 | | | | | |
| 広域振興事業 | 県 | 震災からの復旧・復興に係る事業で、広域振興局が実施する広域振興圏単位の課題を解決するための先駆的事业を広域振興事業として実施 ・ 4広域振興圏を対象 ・ 3～5事業程度/年 | | | | | |
| (仮称)放射性物質総合対策事業 | 県、市町村、関係団体等 | 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組を推進 ・ 学校、保育所等における放射線量測定の実施と情報提供等 ・ 保健所における健康相談等の実施 ・ 県産農林水産物、食品、工業製品等の放射性物質の測定調査等の実施 ・ 輸出品に関する証明書等発行の円滑な処理 ・ 風評被害防止のための県内外への情報発信 | | | | | |
| 環境放射能水準調査事業 | 県 | 原子力発電所事故に伴い、県内の環境放射線に関する監視体制を強化するとともに、専門家等によるセミナー開催など普及啓発を実施 | | | | | |
| 学校施設災害復旧事業 | 県 | 児童生徒の教育環境の正常化を図るため、地震・津波によって被害を受けた県立学校施設等の災害復旧を実施 【被害を受けた学校数】 ・ 中学校 1校 ・ 高等学校 60校 ・ 特別支援学校12校 計 73校 | | | | | |
| (仮称)新県立高田高等学校整備事業 | 県 | 東日本大震災津波により甚大な被害を受けた高田高等学校の新築整備。なお、具体的な実施時期等については、陸前高田市のまちづくりの方向性等を踏まえながら検討 | | | | | |
| (仮称)県立学校施設防災機能強化事業 | 県 | 災害発生時に地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、県立学校施設の耐震化と防災機能の強化を推進 | | | | | |
| 警察施設災害復旧事業 | 県 | 被災した警察施設の応急措置等及び再建整備 ・ 要修繕施設：86箇所 ・ 仮設庁舎設置：6棟 ・ 仮庁舎借り上げ：2箇所 ・ 拾得物保管庫借り上げ：19棟 ・ 再建整備 警察署等：18棟、宿舍：34戸 | | | | | |
| 運転免許試験場等運営事業 | 県 | 沿岸運転免許センター仮設庁舎への運転者管理システム等、運転免許関係機器の導入 | | | | | |
| (仮称)被災市町村行政機能回復支援事業 ・ 市町村行政機能応急復旧 ▼P81 | 市町村 | 本庁舎に壊滅的な被害を受けた市町村等の行政機能の応急の復旧のために必要な仮庁舎の建設や、行政情報システムの復旧等のための補助 (国→市町村：宮古市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、野田村9市町村) | | | | | |
| 東日本大震災社会資本復旧事業 ・ 河川等災害復旧事業 | 県 | 東日本大震災で被災を受けた県が管理する道路、河川等の公共土木施設の復旧・整備 ・ 432箇所 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|--|---------|--|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 東日本大震災社会資本復旧事業 ・河川等災害復旧事業 (直轄) | 国 | 東日本大震災で被災を受けた国が管理する道路等の公共土木施設の復旧・整備 ・国道45号、一級河川北上川ほか | | | | | |
| 東日本大震災社会資本復旧事業 ・河川等災害復旧事業 (代行) | 県 | 東日本大震災で被災を受けた市町村が管理する道路等の公共土木施設の県代行による復旧・整備 ・12市町村 | | | | | |
| 多重防災型まちづくり推進事業 ・海岸保全施設等整備事業 ▼P56 | 県 | 津波によって破壊された防潮堤等の海岸保全施設の復旧を図るとともに、市町村の復興まちづくりと一体となった防潮堤の嵩上げや水門の整備等を実施 ・まちづくりと一体となった防潮堤の復旧・嵩上げ工事等 | | | | | |
| 木造住宅総合耐震支援事業 | 県、市町村 | 木造住宅の耐震化を促進するための木造住宅の耐震診断、耐震改修に対する支援や相談員の派遣の実施 | | | | | |
| 災害に強いライフライン整備事業 ・汚水処理施設整備事業 | 市町村 | 津波被害のあった市町村の汚水処理施設の復旧や、再度災害防止などの復興を行う市町村の汚水処理施設整備事業に対する補助 ・公共下水道：15地区 ・農業集落排水施設：21地区 | | | | | |
| (仮称) 災害対応HP改修事業 | 県 | 非常時に災害情報を的確に伝達するため、県公式HPのシステムを改修 | | | | | |
| (仮称) 三陸鉄道復旧整備事業 ▼P59 | 国、県、市町村 | 甚大な被害を受けた三陸鉄道の復旧に係る費用について、国庫補助制度を活用し、三陸鉄道㈱に対し補助金を交付 ・不通区間の復旧：北リアス線陸中野田一小本、南リアス線全線 | | | | | |
| 多重防災型まちづくり推進事業 ・緊急避難路整備事業 ▼P56 | 県 | 防潮堤等の海岸保全施設や急傾斜地崩壊対策施設等への避難路の整備を実施 ・12市町村 | | | | | |
| (仮称) 避難環境整備費補助事業 | 市町村 | 避難所に続く斜面への階段、手すり、柵等の設置のほか、避難所への備蓄、衛星系携帯電話の設置など、避難環境の整備を促進 ・沿岸12市町村の避難所：700カ所程度 | | | | | |
| (仮称) 地域防災力向上支援事業 | 市町村 | 各地域において、自主防災組織(町内会、事業所等)などが行う避難訓練、防災教育の活動を促進 ・沿岸12市町村の自主防災組織 | | | | | |
| 湾口防波堤等整備事業 ▼P60 | 国 | 津波によって倒壊した湾口防波堤の早期復旧を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等の整備を促進 ・湾口防波堤の復旧：2箇所(釜石港、大船渡港) ・湾口防波堤等の整備：2箇所(久慈港、宮古港) | | | | | |
| 多重防災型まちづくり推進事業 ・津波水門等電動・遠隔化促進事業 ▼P56 | 県 | 津波水門等の操作員の安全確保、水門閉鎖時間の短縮のため、水門等の電動化・遠隔化を実施 ・12市町村 | | | | | |
| 多重防災型まちづくり推進事業 ・まちづくり連携道路整備事業 ▼P56 | 県 | 道路機能の向上を図るため、津波により浸水した道路について、市町村の復興まちづくりと一体となった整備を実施 ・12市町村 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|--|--------------------|--|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 多重防災型まちづくり推進事業 ・防災型シンボルロード整備事業 ▼P56 | 県 | 災害時には避難路や避難場所としての機能を有し、火災等の延焼の防止や、ライフラインの地下への収納等復興まちづくりのシンボルとなる災害に強い街路を整備 ・9市町村 | | ▶ | | | |
| 多重防災型まちづくり推進事業 ・公共団体系区画整理事業 ▼P56 | 市町村 | 被災市町村が実施する復興まちづくりのための土地区画整理事業に対して、土地区画整理事業区域内の県道の整備に係る経費の一部を補助 ・9市町村 | | | | ▶ | |
| 土砂災害対策施設整備事業 | 県 | 市町村の復興まちづくり計画等に基づき集団移転した住居等を土砂災害から保全 ・12市町村 | | | ▶ | | |
| 多重防災型まちづくり推進事業 ・避難ビル兼用複合型集合住宅整備事業 ▼P56 | 県 | 災害時の安全確保のため、浸水地域等に店舗や集会所、備蓄倉庫等の避難機能を併せ持つ集合住宅の建設に対する補助 ・12市町村 | | | ▶ | | |
| (仮称) 広域防災拠点整備事業 ▼P61 | 国、県、市町村 | 災害時において、物資受入・集配、応急要員の集積・宿泊、被災者用物資・資機材の備蓄、広域医療搬送、災害対策本部の代替機能等を有する広域的な防災拠点の整備 (平時には、防災教育、防災訓練施設として活用) | | | ▶ | | |
| 防災行政情報通信ネットワーク整備事業 | 県 | 被災した衛星通信装置の復旧及びこれに対応した県庁局の改修並びに既設局の更新整備 ・復旧：県庁1、関係機関9局 ・更新整備：関係機関90局 | ▶ | | | | |
| 消防救急無線デジタル化事業 | 県、市町村 (一部事務組合等) | 電波法の改正に伴い、消防救急無線についてデジタル方式に移行整備 | | ▶ | | | |
| 多重防災型まちづくり推進事業 ・防災文化醸成事業 ▼P56 | 県、市町村 | 震災の経験や教訓を後世に語り継ぎ、防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施 | | | ▶ | | |
| (仮称) 津波防災伝承事業 | 県 | 東日本大震災津波に関する映像及び写真等資料を収集し、津波防災教育用教材を作成するとともに、学校における津波防災教育のリーダーを育成 | | | ▶ | | |
| クリーンエネルギー導入支援事業 | 県 | 市町村等が行う地域内の公共施設等への小規模なクリーンエネルギー設備の導入を支援 ・沿岸地域への支援：4ヶ所 | ▶ | | | | |
| (仮称) 再生可能エネルギー導入促進事業 ▼P62 | 県、市町村 | 非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの構築に向けて、防災拠点や避難所に指定される公共施設・学校、病院、住宅・事業所等への再生可能エネルギー利用設備の導入を促進 | | ▶ | | | |
| (仮称) 地域防犯活動促進事業 | 県 | 被災地域におけるコミュニティ復興を促進し、犯罪や交通事故のない社会づくりへの住民の自主的な取組を支援 | | ▶ | | | |

| 取組項目 | | 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり | | | | | |
|--|---------|--|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 東日本大震災社会資本復旧事業 ・河川等災害復旧事業 (再掲) | 県 | 東日本大震災で被災を受けた県が管理する道路、河川等の公共土木施設の復旧・整備 ・432箇所 | | | | | |
| 東日本大震災社会資本復旧事業 ・河川等災害復旧事業 (直轄) (再掲) | 国 | 東日本大震災で被災を受けた国が管理する道路等の公共土木施設の復旧・整備 ・国道45号、一級河川北上川ほか | | | | | |
| 災害に強いライフライン整備事業 ・汚水処理施設整備事業 (再掲) | 市町村 | 津波被害のあった市町村の汚水処理施設を復旧するとともに、再度災害防止などの復興を行う市町村の汚水処理施設整備事業に対する補助 ・公共下水道：15地区 ・農業集落排水施設：21地区 | | | | | |
| ひとにやさしいまちづくり推進事業 | 県 | 各市町村の復興計画等の中にユニバーサルデザインの考え方を取り入れていくことができるよう、市町村職員や地域住民を中心に条例の理念や公共手続きの周知徹底を図り、ひとにやさしまちづくりを推進 | | | | | |
| 多重防災型まちづくり推進事業 ・復興まちづくり支援事業 (再掲) ▼P56 | 県 | 復興まちづくりに取り組む団体等への支援として、住民等の要請に基づき、まちづくりや景観等に関する専門家やコンサルタントをアドバイザーとして派遣し、復興まちづくりを支援するとともに地元のまちづくりに係る人材を育成 ・12市町村 | | | | | |
| 多重防災型まちづくり推進事業 ・防災文化醸成事業(再掲) ▼P56 | 県、市町村 | 震災の経験や教訓を後世に語り継ぎ、防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施 | | | | | |
| メモリアル公園等整備事業 ▼P63 | 国、県、市町村 | 震災の記憶を未来に語り継ぎ、復興まちづくりと一体となって犠牲者の追悼や地域の防災拠点としての機能を兼ね備えたメモリアル公園等を整備 | | | | | |

3つの原則

「安全」の確保

10分野

交通ネットワーク

| 取組項目 | | 災害に強い交通ネットワークの構築 | | | | | |
|---|------|--|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 東日本大震災社会資本復旧事業 ・河川等災害復旧事業（再掲） | 県 | 東日本大震災で被災を受けた県が管理する道路、河川等の公共土木施設の復旧・整備 ・432箇所 | | | | | |
| 東日本大震災社会資本復旧事業 ・河川等災害復旧事業（直轄）（再掲） | 国 | 東日本大震災で被災を受けた国が管理する道路等の公共土木施設の復旧・整備 ・国道45号、一級河川北上川ほか | | | | | |
| 東日本大震災社会資本復旧事業 ・港湾災害復旧事業 | 県 | 津波により被災した航路や泊地の応急的な啓開作業、倒壊した防波堤や沈下した岸壁の復旧等による港湾の機能回復 ・対象港湾：6港（久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、八木港、小本港） | | | | | |
| 東日本大震災社会資本復旧事業 ・河川等災害復旧事業（代行）（再掲） | 県 | 東日本大震災で被災を受けた市町村が管理する道路等の公共土木施設の県代行による復旧整備 ・12市町村 | | | | | |
| 湾口防波堤等整備事業（再掲） ▼P60 | 国 | 津波によって倒壊した湾口防波堤の早期復旧を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等の整備を促進 ・湾口防波堤の復旧：2箇所（釜石港、大船渡港） ・湾口防波堤等の整備：2箇所（久慈港、宮古港） | | | | | |
| 三陸復興道路整備事業 ・復興道路整備事業（直轄） ▼P64 | 国 | 復興道路として、三陸沿岸地域の縦貫軸と内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等の整備を促進 〔対象路線〕 ○縦貫軸 ・三陸縦貫自動車道 ・三陸北縦貫道路 ・八戸・久慈自動車道 ○横断軸 ・東北横断自動車道釜石秋田線 ・宮古盛岡横断道路（国道106号） | | | | | |
| 三陸復興道路整備事業 ・復興道路整備事業（改築） ▼P64 | 県 | 復興道路として、内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等の整備を推進 〔対象路線〕 ・宮古盛岡横断道路（国道106号） | | | | | |
| 三陸復興道路整備事業 ・復興道路整備事業（災害防除） ▼P64 | 県 | 復興道路として、内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等について、落石対策等の道路防災対策を実施 〔対象路線〕 ・宮古盛岡横断道路（国道106号） | | | | | |
| 三陸復興道路整備事業 ・復興道路整備事業（橋梁耐震化等） ▼P64 | 県 | 復興道路として、内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等について、橋梁の耐震化や補修等を実施 〔対象路線〕 ・宮古盛岡横断道路（国道106号） | | | | | |
| 三陸復興道路整備事業 ・復興支援道路整備事業（災害防除） ▼P64 | 県 | 復興支援道路として、内陸部から沿岸各都市等にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路について、落石対策等の道路防災対策を実施 〔対象路線〕 ・内陸部から沿岸各都市等にアクセスする道路：12路線 ・横断軸間を南北に連絡する道路：2路線 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|---|---------|---|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 三陸復興道路整備事業 ・復興支援道路整備事業 (橋梁耐震化等) ▼P64 | 県 | 復興支援道路として、内陸部から沿岸各都市等にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路について、橋梁の耐震化や補修等を実施 〔対象路線〕 ・内陸部から沿岸各都市等にアクセスする道路：12路線 ・横断軸間を南北に連絡する道路：2路線 | | | | | |
| 三陸復興道路整備事業 ・復興関連道路整備事業 (災害防除) ▼P64 | 県 | 復興関連道路として、防災拠点（役場、消防等）や医療拠点（二次・三次救急医療施設）へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路について、落石対策等の道路防災対策を実施 〔対象路線〕 ・防災・医療拠点へのアクセス道路：8路線 ・水産業の復興を支援する道路：14路線 | | | | | |
| 三陸復興道路整備事業 ・復興関連道路整備事業 (橋梁耐震化等) ▼P64 | 県 | 復興関連道路として、防災拠点（役場、消防等）や医療拠点（二次・三次救急医療施設）へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路について、橋梁の耐震化や補修等を実施 〔対象路線〕 ・防災・医療拠点へのアクセス道路：8路線 ・水産業の復興を支援する道路：14路線 | | | | | |
| 道の駅防災機能強化推進事業 | 県 | 道の駅の防災機能の拡充を図り、災害時等の防災拠点化を推進 ・県管理道路沿線の道の駅：20箇所 | | | | | |
| (仮称)三陸鉄道復旧整備事業(仮称) ▼P59 | 国、県、市町村 | 基大な被害を受けた三陸鉄道の復旧に係る費用について、国庫補助制度を活用し、三陸鉄道株に対し補助金を交付 ・不通区間の復旧：北リアス線陸中野田一小本、南リアス線全線 | | | | | |
| 三陸復興道路整備事業 ・復興支援道路整備事業 (改築) ▼P64 | 県 | 復興支援道路として、内陸部から沿岸各都市等にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路について、交通支障箇所の改築等を実施 〔対象路線〕 ・内陸部から沿岸各都市等にアクセスする道路：12路線 ・横断軸間を南北に連絡する道路：2路線 | | | | | |
| 三陸復興道路整備事業 ・復興関連道路整備事業 (改築) ▼P64 | 県 | 復興関連道路として、防災拠点（役場、消防等）や医療拠点（二次・三次救急医療施設）へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路について、交通支障箇所等の改築等を実施 〔対象路線〕 ・防災・医療拠点へのアクセス道路：8路線 ・水産業の復興を支援する道路：14路線 | | | | | |
| 三陸復興道路整備事業 ・復興関連道路整備事業 (代行) ▼P64 | 県 | 復興関連道路として、宮古市道北部環状線について、県が代行整備を実施 〔対象路線〕 ・防災拠点・医療拠点へのアクセス道路：宮古市道北部環状線 | | | | | |
| 港湾施設機能強化事業 | 県 | 災害時等に緊急支援物資の取扱いや企業活動の再開を早急に行うため、耐震強化岸壁等の整備による機能拡充や港湾利用者が津波から安全に避難できる施設の整備を検討 ・港湾施設機能強化：4港（久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港） | | | | | |










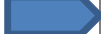



3つの原則

「暮らし」の再建

10分野

生活・雇用

| 取組項目 | 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援 | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------|---|------|------|-----|-----|-----|------|
| | 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 被災者一時移送事業 | 県 | 厳しい生活環境下にいる被災者の生活環境の改善を図るため、被災者を内陸部の宿泊施設に一時移動 | | | | | | |
| 被災者台帳システム整備及び運用支援事業 ▼P66 | 県、市町村 | 被災者（世帯）、住所（住居）及び建物被害調査結果を統合して共有するシステムを整備・管理 ・基礎データ収集（県） ・付加的データ収集（市町村） ・データの提供（県） | | | | | | |
| 義援金の交付 | 県、市町村 | 一般から寄せられた義援金を被災者に交付 | | | | | | |
| 被災者生活再建支援金の支給 | 県 | 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給 | | | | | | |
| 災害援護資金貸付金 | 県、市町村 | 災害救助法による救助が行われた災害により被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資するための資金を貸付 | | | | | | |
| 多文化共生いわてづくり事業 | 岩手県国際交流協会 | 外国人県民等被災者の生活支援事業を行う（公財）岩手県国際交流協会に対する補助 ・ラジオを活用した情報提供 ・多言語サポーター派遣事業（被災12市町村） ・多言語による地域巡回相談（被災12市町村） | | | | | | |
| 応急仮設住宅整備事業 | 県 | 震災によって住宅を失った被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を供給 ・13,983戸 | | | | | | |
| 生活再建住宅支援事業 ・緊急住宅確保事業 | 県 | 県営住宅を仮設住宅、避難所として活用するための修繕等を実施 ・沿岸部：9団地86戸 ・内陸部：28団地150戸 ・使用料全額免除（1年間） | | | | | | |
| 生活再建住宅支援事業 ・住まいに関する相談事業 | 県 | 被災者からの住宅に関する相談、問い合わせに対応するため、住宅相談専用ダイヤルを設置するとともに、現地で被災者の住宅再建に係る相談会等を実施 | | | | | | |
| 総合的被災者相談支援事業 ▼P67 | 県 | 久慈、宮古、釜石、大船渡の各合同庁舎等を中心拠点とする総合的被災者相談支援体制を、次の機能を付与し構築 ・被災者支援者連携交流拠点機能 ・総合相談窓口機能 ・震災復興・生活再建情報発信機能 | | | | | | |
| 生活再建住宅支援事業 ・被災住宅改修支援事業 | 市町村 | 被災者支援制度の対象要件から外れる被災住宅に対する改修費用の一部を補助する市町村に対する支援 | | | | | | |
| 生活再建住宅支援事業 ・被災宅地等復旧支援事業 | 県、市町村 | 地盤沈下や擁壁に倒壊等が発生している宅地に対して、宅地復旧を行うための支援 ・宅地のり面の保護、排水施設の設置、擁壁の復旧、宅地盛土復旧、地盤調査等の宅地復旧に係る経費補助 | | | | | | |
| 域内交通支援事業 | 市町村 | 被災住民の移動手段確保のための無料バス運行に要する費用に対する補助 ・無料バス運行経費（H23.4月～6月） （宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、普代村、野田村 7市町村） | | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|---|------------|--|---|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 地域ジョブカフェ管理運営事業 | 県 | 地域における卒後未就職者等の若年者就業支援の拠点として、各地の課題と特徴を踏まえた支援地域の関係機関との連携を強化し、支援体制ネットワークを確立 ・宮古市、大船渡市ほか3市 |  | | | | |
| いわて求職者総合支援センター管理運営事業 | 県 | 住居の確保や各種生活支援策の利用などに係る生活相談や、将来の安定的な職業への就職に向けた就労相談等をハローワークが行う職業相談・職業紹介等の業務と一体的に実施 ・奥州市 |  | | | | |
| 緊急雇用創出事業臨時特例基金 ▼P69 | 県 | 緊急雇用創出事業を行う基金 |  | | | | |
| ジョブカフェいわて管理運営事業 | 県 | 若年者を対象としたきめ細やかな就職相談等を行うワンストップセンターとして設置された「ジョブカフェいわて」の運営 ・盛岡市 |  | | | | |
| 市町村緊急雇用創出事業 | 市町村 | 市町村が行う失業者等の雇用及び就業の機会を緊急かつ臨時的に創出する事業に対する補助 ・H23新規雇用者数：9,800名 |  | | | | |
| 市町村ふるさと雇用再生特別基金事業 | 市町村 | 市町村が行う地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業に対する補助 ・H23新規雇用者数：450名 |  | | | | |
| 臨時職員緊急雇用事業 | 県 | 離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するため、県の臨時職員として任用 ・H23新規雇用者数：530名 |  | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業 | 県 | 災害復旧等の求人需要に対応するため、離職者等再就職訓練事業において、新たに特別訓練コースとして建設機械等操作資格を取得するコースを追加 (宮古市、釜石市及び大船渡市) ・訓練コース：4コース ・訓練定員：90人 |  | | | | |
| 被災求職者等雇用・人材育成事業 | 県 | 被災した離職者等の雇用の場を早急に確保するため、離職者等と企業等とのマッチングや、企業等の人材ニーズに合わせた人材を育成 ・新規雇用人数：160名 |  | | | | |
| 沿岸地域食品事業者復興支援事業 | 県 | 沿岸地域において、食品事業者等が行う新商品・サービスの開発や販路開拓等の取組を雇用面で支援 ・新規雇用人数：140名 |  | | | | |
| デュアルシステム型被災者等ものづくり技術習得支援事業 | 県 | 沿岸被災地の離職者等を県内企業が一時的に雇用し、職場実習や講義等を組み合わせ、被災者等の生活基盤の安定と被災企業の再建を担うものづくり技術者の育成等を支援 ・育成技術者数：100人 |  | | | | |
| 職業訓練施設災害復旧整備事業 ・認定職業訓練施設災害復旧事業 ▼P70 | 市町村、職業訓練法人 | 被害を受けた認定職業能力開発施設を復旧するため、施設設置者である地元市及び訓練法人に対する補助 ・釜石市、大船渡市、陸前高田市ほか1市 |  | | | | |
| 職業訓練施設災害復旧整備事業 ・公共職業能力開発施設災害復旧事業 ▼P70 | 県 | 被害を受けた県立公共職業能力開発施設の復旧 ・産業技術短期大学校（矢巾町）及び千厩高等技術専門校（一関市） |  | | | | |

3つの原則








10分野






「暮らし」の再建

保健・医療・福祉

| 取組項目 | | 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備 | | | | | |
|------------------------------------|--------------|--|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 被災地医療確保対策事業 ▼P71 | 県、市町村、民間医療機関 | 仮設診療所（県立病院仮設診療所を含む）と仮設歯科診療所を設置するとともに、自院の修繕・機材の再取得等で再開可能な医療機関の支援により、医療提供体制を確保 | | ▶ | | | |
| 医療施設耐震化促進事業 | 県 | 地震により建物が一部損傷した県立釜石病院について、施設の耐震補強工事を実施 | ▶ | | | | |
| （仮称）医療施設等復旧・復興支援事業 | 県、市町村、民間医療機関 | 被災した医療施設等（県立病院を含む）の復旧や移転整備を実施 | | ▶ | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（仮設介護・福祉サービス拠点づくり事業） | 市町村 | 仮設住宅地域において市町村が行う、高齢者等サポート拠点及びグループホーム型仮設住宅の設置・運営を支援するため、その経費の補助を行うほか、高齢者等サポート拠点運営者の研修を実施 | | ▶ | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（（仮称）被災地要介護高齢者生活支援事業） | 県、市町村等 | 被災地の要介護高齢者の介護サービスに係る自己負担軽減を図るため、市町村等が仮設住宅等において行う専門職種等の者による相談・支援等に要する経費の補助や、移動入浴車による入浴支援などを実施 | | ▶ | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（（仮称）被災地介護予防支援事業） | 県、市町村等 | 被災地の介護予防の取組を支援するため、専門家委員会によるアセスメントの実施、介護予防に係る各種研修、普及啓発のほか、専門職員の派遣による地域リハ活動支援等を実施 | | ▶ | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（（仮称）高齢者ふれあい交流促進事業） | 県、市町村等 | 仮設住宅での生活における高齢者の孤立化防止や介護予防を図るため、高齢者が気軽に参加できる運動教室や交流会活動を支援 | | ▶ | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（被災地地域包括ケア支援事業） | 県 | 被災地の地域包括支援センター業務の支援を実施するとともに、巡回相談、認知症対策等の普及啓発等を実施 | | ▶ | | | |
| 被災地障がい者相談支援事業 | 社会福祉法人等 | 仮設住宅入居など生活環境の変化により新たに生じるニーズに対応するため、沿岸4障がい保健福祉圏域における相談支援事業所の職員を増員 | | ▶ | | | |
| 老人福祉施設等災害復旧事業（設備整備等） | 社会福祉法人等 | 被災地における要介護高齢者の介護サービスを確保するため、被災した介護サービス事業者の事業再開のために必要な訪問・送迎用車両及びパソコン等の購入に要する経費を補助 | ▶ | | | | |
| 老人福祉施設等災害復旧事業（施設整備） | 社会福祉法人等 | 市町村、社会福祉法人及び医療法人等が行う被災した老人福祉施設等の復旧整備に要する経費を補助 | | ▶ | | | |
| 被災地における介護サービス事業所人材確保事業 | 県 | 被災地等の介護サービス事業者に対して、被災失業者等の新規雇用とOJT（業務を通じた教育訓練）による人材養成を委託し、被災地における要介護高齢者の介護サービスの確保を支援 | | ▶ | | | |
| 介護雇用プログラム事業 | 県、市町村 | 被災地等の介護サービス事業者に対して、被災失業者等の新規雇用と介護職員の資格取得による人材養成を委託し、被災地における要介護高齢者の介護サービスの確保を支援 | | ▶ | | | |
| 障害者支援施設等災害復旧事業（障害者支援施設等） | 社会福祉法人等 | 被災した障害者支援施設、障がい福祉サービス事業所等の復旧整備に要する経費を補助 | | ▶ | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|--|-------------------------|---|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 被災地における障がい福祉サービス事業人材確保・育成事業 | 県 | 被災地の障がい福祉サービス事業者に対して、被災失業者等の新規雇用とOJT（業務を通じた教育訓練）による人材養成を委託し、被災地における障がい福祉サービスの確保を支援 | | | | | |
| 障害者支援施設等災害復旧事業（児童デイサービス施設） | 市町村 | 早期療育の場を確保するため、児童デイサービス施設の復旧整備に要する経費を補助 | | | | | |
| 子育てサポートセンター管理運営事業 | 県 | 被災した地域子育て支援センターに対して、復旧に向けた民間支援の活用の助言や子育て支援事業の立ち上げ等に向けた支援を実施 | | | | | |
| 子育て支援事業設備等復旧事業 | 市町村、社会福祉法人 | 被災した地域子育て支援センターに対して、事業再開のための設備整備に要する経費を補助 ・補助先：1市、1村、1社会福祉法人 | | | | | |
| 医師確保対策推進事業（岩手県医師修学資金貸付事業、医療局医師奨学生資金貸付事業、市町村医師養成事業） | 県 | 被災した沿岸地域を始めとする県立及び市町村立等の病院に勤務する医師不足の解消を図るため、医学部に入学した学生に対して修学資金を貸付けを実施 ・H23貸付予定者：51人 | | | | | |
| （仮称）地域医療医師支援事業 | 県 | 被災した沿岸地域を始め、医師不足が顕著な本県の地域医療に従事する医師の確保・定着を図るため、「地域医療支援センター」を設置し地域医療に従事する医師の支援を実施（沿岸被災地の医師支援を強化） | | | | | |
| 岩手県看護職員修学資金貸付金 | 県 | 被災した沿岸地域を始め、県内に勤務する看護職員の確保を図るため、看護職員修学資金（卒業後一定期間県内の特定施設等に勤務すれば返還を免除）の貸付人員を拡大 ・H23貸付人数：136人 | | | | | |
| 安心と希望の医療を支える看護職員確保定着推進事業 | 県 | 沿岸地域における看護職員の確保・定着を図るため、①看護職を目指す中・高校生の進学セミナー、②看護学生、未就業看護職、Uターン希望者の県内就職ガイダンス、③訪問看護（基礎）研修、を沿岸地域における看護職員の確保に重点をおいて開催 | | | | | |
| （仮称）保健師等人材確保支援事業 | 県 | 市町村における保健師及び栄養士の確保の状況を把握しながら、情報提供及び助言等の支援を実施 | | | | | |
| （仮称）いわて災害医療支援ネットワーク事業 | 県、岩手医科大学、県医師会等 | 災害や大規模事故等の発生時において、医師等の医療救護チームの効率的な派遣調整を行うなど、被災地の医療提供体制を迅速かつ円滑に確立する保健・医療支援のネットワーク体制を構築 | | | | | |
| ドクターヘリによる病院間搬送対応施設整備事業 | 県、岩手医科大学（運航会社） | ドクターヘリ運航のため、県立病院ヘリポート等の整備を実施 | | | | | |
| ドクターヘリ導入促進事業 | 県、岩手医科大学 | ドクターヘリ運航のためのルール策定を行うとともに、岩手医大基地ヘリポートの施設整備、医師等の研修、必要設備の整備を実施 | | | | | |
| （仮称）ドクターヘリ運航事業 | 民間等（岩手医科大学）、県、市町村（消防本部） | 市町村消防等との密接な連携のもと、円滑、安全なドクターヘリの運航を実施 | | | | | |
| （仮称）災害拠点病院備蓄等支援事業 | 災害拠点病院 | 災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院における医薬品・食料品・医療資機材の備蓄と衛星携帯の配備に必要な経費を補助するとともに、関係医療機関等との訓練や情報共有などにより連携体制を強化 | | | | | |
| 医薬品等に関する調達体制の検討 | 県、市町村 | 地域防災計画に基づく医薬品、医療用資機材等の調達に係る協定を検証し、災害時の医薬品等の調達体制について検討するとともに、災害時に重要な役割を果たす医療機関の機能維持を確保できるよう、関係機関と連携して実施 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|----------------------|-----------------|--|------|---|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| (仮称)災害拠点病院等非常用設備整備事業 | 県、民間医療機関 | 災害時において病院機能を維持するため、災害拠点病院を始めとする病院や人工透析を行う診療所を対象に、自家発電装置や燃料タンク等の非常用設備の整備に要する経費を補助 | |  | | | |
| 老人福祉施設等自家発電設備整備事業 | 社会福祉法人等 | 人工呼吸器、喀痰吸引等の電源確保対策として老人福祉施設等が行う、非常用自家発電設備の整備に要する経費を補助 | |  | | | |
| 障害者支援施設等非常用自家発電機設置事業 | 社会福祉法人等 | 停電により人命に危険を伴う重度障がい児者が入所する障がい福祉施設等が行う、非常用自家発電機の整備に要する経費を補助 ・補助先：1施設 | |  | | | |
| (仮称)遠隔医療設備整備事業 | 県、市町村、民間医療機関 | 医療の地域格差解消等を図るため、通信技術を活用した遠隔医療の実施に必要な設備機器等の整備を支援 | |  | | | |
| 老人福祉施設整備事業 | 市町村、社会福祉法人、医療法人 | 市町村の復興計画や新たなまちづくりと連動した地域包括ケアシステムの核となる老人福祉施設等の整備に要する経費を補助 | |  | | | |
| 介護サービス施設等整備臨時特例事業 | 市町村 | 市町村の復興計画や新たなまちづくりと連動した地域包括ケアシステムの核となる地域密着サービス等の施設整備に要する経費を補助 | |  | | | |
| 障害者支援施設等整備事業 | 社会福祉法人等 | 新しいまちにおいて、地域の障がい福祉サービスの拠点となる障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の整備に要する経費を補助 | |  | | | |
| 療育センター管理運営事業 | 県 | 被災地域における障がい児の専門的な相談支援体制を強化するため、療育センター職員が被災地に出向き専門的な助言・指導を実施するとともに、沿岸地域に療育センターのサブセンターを設置(H26予定) | |  | | | |
| 児童福祉施設等災害復旧事業 | 市町村、社会福祉法人 | 被災した保育所、児童館、放課後児童クラブ等の復旧整備に要する経費を補助 | |  | | | |

| 取組項目 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援 | | | | | | | |
|------------------------------------|------|---|------|---|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 被災者健康維持増進事業 | 県 | 被災地における保健活動、食生活・栄養支援活動を支援するため、内陸部等の被災していない地域から職員(保健師、栄養士)を被災地に派遣 | |  | | | |
| 被災地口腔ケア推進事業 | 県 | 被災地の口腔ケア活動に対応するため、仮設住宅集会所等を活用し、歯科健診、口腔ケア指導等の口腔ケア活動を実施 | |  | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業 (被災地健康相談支援事業) | 県 | 被災地の保健活動、食生活・栄養支援活動に対応するため、仮設住宅集会所等を活用し、健康相談、保健指導等を実施 | |  | | | |
| (仮称)市町村保健センター復旧支援 | 県 | 被災した市町村保健センターの復旧に対し、国庫補助事業を導入するに当たっての助言、国との調整等を実施 | |  | | | |
| 被災地こころのケア対策事業 | 県 | 地震や津波により、精神的負担を抱えている被災住民に対し、県内外からの派遣によるこころのケアチームが、避難所の巡回等を行い、被災者と面接し、相談や診察等の活動を実施 (本事業終了後は、(仮称)こころのケアセンター等設置運営事業及び震災ストレス外来設置支援事業により継続実施) | |  | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|----------------------------------|------------|--|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 児童養育支援ネットワーク事業（被災児童対策事業） ▼P73 | 県 | 被災児童等に対し適切な対応が図られるよう、保育所・市町村職員、保護者等への研修や子どもの情緒安定等を目的としたスポーツや学習活動の支援を実施。また、被災孤児の安定した家庭的な生活環境確保に向けた個別訪問、調査実施や弁護士等によるサポート体制の構築を図るとともに、被災孤児・遺児の育成やひとり親家庭の自立に関する個別相談等の対応、親族里親の養育支援を目的とした相談対応や個別訪問等を実施 | | ▶ | | | |
| 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 | 県 | 沿岸幼稚園児の心のケアのため、スクールカウンセラーに準ずる者を配置 | | ▶ | | | |
| （仮称）こころのケアセンター等設置運営事業 ▼P74 | 県 | 地域においてこころの悩み・こころの健康に関する相談及び診察する拠点を設置するとともに、長期的なケアも見据え「こころのケアセンター（仮称）」や「地域こころのケアセンター（仮称）」を設置し、きめ細かなケアを行う体制を整備 ・地域における相談・診察拠点：7箇所 ・こころのケアセンター（仮称）：1箇所 ・地域こころのケアセンター（仮称）：4箇所 | | ▶ | | | |
| （仮称）精神科医療機関業務支援事業 | 県、内陸部精神科病院 | 沿岸部の精神科病院の業務を支援するため、津波被害のない内陸部の精神科病院の医師派遣を調整支援 | | ▶ | | | |
| （仮称）子どものこころのケアセンター運営事業 | 県 | 被災児童の専門的な精神的ケアや保育所職員、市町村職員、保護者等の支援者への技術的支援を行うため、「子どものこころのケアセンター」を設置 | | ▶ | | | |
| （仮称）こころのケア対策ネットワーク推進事業 | 県 | 相談診察拠点や震災ストレス外来に結びつけるためのこころのケア活動の継続した取組を行うため、かかりつけ医研修、職域研修、被災住民健康講座を開催するとともに、関係機関によるネットワーク会議を開催 | | ▶ | | | |
| （仮称）震災ストレス外来設置支援事業 | 県 | 被災者が気軽に相談、診察を受けることができるよう、沿岸の地元医療機関に「震災ストレス外来」を設置 | | ▶ | | | |

3つの原則

「暮らし」の再建



10分野

教育・文化

| 取組項目 | | きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実 | | | | | |
|---------------------------|--------------------|---|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26~ |
| いわて子どものこころのサポート事業 ▼P75 | 県、市町村 | 児童生徒の適切な心のサポートを図るため、組織的・継続的に学校を支援 ・県内外の臨床心理士の被災校への派遣 ・「いわて子どものこころのサポートチーム」の県内公立学校への派遣や「こころのサポート」プログラム等の作成 ・個に応じた対応のための県内臨床心理士による相談窓口の設置 ・研修会の企画・運営、心のサポートのための資料の作成 | | | | | |
| 緊急スクールカウンセラー等派遣事業（再掲） | 県 | 沿岸幼稚園児の心のケアのため、スクールカウンセラーに準ずる者を配置 | | | | | |
| いわての復興教育推進事業 ▼P76 | 県、市町村 | 「いわての復興教育」を推進するため、将来の岩手を担う人材の育成に資する教育プログラムを作成。また、復興教育の基本的な考え方に基づいた教育を全県共通理解のもとに進めていくため、実践事例等を収集し、事例の紹介や交流を通して教育内容の充実が図られるよう、各学校の取組を支援 | | | | | |
| 学校施設災害復旧事業（再掲） | 県 | 児童生徒の教育環境の正常化を図るため、地震・津波によって被害を受けた県立学校施設等の災害復旧を実施 【被害を受けた学校数】 ・中学校 1校 ・高等学校 60校 ・特別支援学校12校 計 73校 | | | | | |
| 高等学校通学バス運行事業 | 県 | 被災した高田高等学校の仮校舎への移転に伴い、公共交通機関が不通となっている陸前高田市及びその周辺地域の生徒の通学手段を確保するため、通学バスを運行 | | | | | |
| いわて教育情報ネットワーク復旧整備事業 | 県 | 被災した高田高等学校及び宮古工業高等学校のいわて教育情報ネットワーク端末等の復旧整備 | | | | | |
| 学校再開に向けたガイドライン作成事業 | 県 | 被災した学校や避難所となった学校の学校再開に向けたガイドラインの検討及び作成 | | | | | |
| 学校再建関連事業 | 県 | 被災した県立学校の生徒の教育環境を確保するため、授業に必要な教科書、学用品、運動着などの無償貸与を実施 | | | | | |
| 被災地児童生徒就学支援事業 | 県、市町村、私立学校、岩手育英奨学会 | 震災・津波に被災したことに伴い、経済的な理由により就学が困難となった世帯の幼児児童生徒に対して、教育の機会を確保するため、就学援助や奨学金事業を実施 ・幼児就園支援事業：幼児に対する入園料、保育料等の補助 ・児童生徒就学援助事業：小・中学校の児童生徒に対する学用品費、学校給食費、医療費等の補助 ・奨学金事業：高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与 ・私立学校授業料等減免事業：私立の小・中学校、高等学校等の授業料及び入学金減免措置に係る補助 ・特別支援教育就学奨励事業：特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒に対する学用品費、学校給食費などの補助等 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|-------------------------|------|---|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 高田高等学校海洋システム科水産教育支援事業 | 県 | 被災した高田高等学校広田校舎で水産教育実習が困難となったため、他地区の高等学校で操船、潜水及び製造実習等を実施 | | ▶ | | | |
| 被災地学校等への教職員配置事業 | 県 | 被災した児童生徒へのきめ細かな支援及び学校復興のため、教職員の加配が必要な小・中学校及び県立学校に対し、継続的に教職員を加配 | | ▶ | | | |
| (仮称) いわたの学び希望基金奨学金事業 | 県 | 震災・津波により親を失った児童生徒等を対象とした給付型の奨学金制度の創設及び運用 | | ▶ | | | |
| 教職員住宅等災害復旧事業 | 県 | 被災した教職員住宅の災害復旧工事及び住居を流失した教職員の居住環境を確保するための教職員住宅の改修工事を実施 | ▶ | | | | |
| (仮称) 新県立高田高等学校整備事業(再掲) | 県 | 東日本大震災津波により甚大な被害を受けた高田高等学校の新築整備。なお、具体的な実施時期等については、陸前高田市のまちづくりの方向性等を踏まえながら検討 | | | ▶ | | |
| (仮称) 県立学校施設防災機能強化事業(再掲) | 県 | 災害発生時に地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、県立学校施設の耐震化と防災機能の強化を推進 | | | ▶ | | |
| (仮称) 被災教職員健康管理支援事業 | 県 | 教職員の心の健康の保持増進を図るため、メンタルヘルスチェックを行い、ストレス反応へのアドバイスや事後指導等を実施。また、沿岸地域に勤務する教職員の体のケアの充実を図るため、定期健康診断有所見者に対して健康相談を実施 | | | ▶ | | |

| 取組項目 | | 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承 | | | | | |
|----------------------------|-------------------|---|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 文化財レスキュー事業 ▼P77 | 県、岩手県文化振興事業団 | 震災・津波により被災した多量の土器等の遺物及び古文書・生物標本等について、洗浄・復元・保存処理作業を実施 | | ▶ | | | |
| (仮称) 地域文化調査保存事業 | 県 | 被災により失われ、又は散逸した地域の文化を調査し保存するため、沿岸12市町村を対象に委託調査を実施 | | | ▶ | | |
| 文化芸術施設等災害復旧事業 | 県 | 文化芸術環境の正常化を図るため、震災により被災した施設等の災害復旧工事を実施 ・県立博物館災害復旧 ・県民会館災害復旧 | | ▶ | | | |
| 青少年芸術普及事業 | 県、市町村、日本青少年文化センター | 被災地域の子どもたちに優れた文化芸術に触れ感動する機会を提供し、次代の文化芸術の担い手の育成を図るとともに、豊かな創造性と情操の涵養を図るため、従来へき地3級以上の学校を対象としていた青少年芸術普及事業の小公演について、沿岸12市町村を対象に追加して実施 | | | ▶ | | |
| 文化振興基金助成事業(東日本大震災津波復興支援事業) | 岩手県文化振興事業団 | 震災・津波被害を受けた民俗芸能団体等の芸能用具等の修繕・購入費用の助成及び被災地域の文化芸術鑑賞の機会を確保するための公演や展示会開催費用を助成 | | | ▶ | | |
| (仮称) 文化芸術公演支援事業 | 市町村、民間 | 沿岸12市町村の文化芸術団体等(実行委員会を含む。)が当該地域において、当該地域の団体・個人が発表する文化芸術に関する公演・展示等について、その開催費用の一部を補助 | | | ▶ | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|------------------|---------------|---|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| (仮称)文化芸術交流支援事業 | 市町村、民間 | 沿岸12市町村の文化芸術団体が、当該地域を除く県内外の地域において文化芸術活動の発表を行う場合、それに必要となる人員の移動及び用具の輸送に係る費用の一部を補助 | | | | | |
| 高校生文化活動支援事業 | 県、岩手県高等学校文化連盟 | 被災地域の高等学校の文化芸術活動の活性化を図るため、高等学校の文化部に対し、文化部活動の技量を向上させるための「高校生セミナーサポート事業」への参加補助を実施 | | | | | |
| 岩手県中学校文化連盟補助事業 | 県、岩手県中学校文化連盟 | 被災市町村をはじめとする中学校の文化芸術活動の振興を図るため、中学校文化部の総合文化祭参加等への補助を実施 | | | | | |
| (仮称)文化芸術活動再開支援事業 | 民間 | 沿岸12市町村において、被災により滅失、損傷した文化芸術活動用具の購入や修理に係る費用の一部を補助 | | | | | |
| 県内遺跡調査事業 | 県 | 震災・津波からの早期の復興を図るための開発事業に係る埋蔵文化財調査を先行的に実施 | | | | | |

| 取組項目 | | 社会教育・生涯学習環境の整備 | | | | | |
|-----------------------|-------|--|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 社会教育施設等災害復旧事業 | 県 | 社会教育・生涯学習環境の正常化を図るため、震災により被災した施設等の災害復旧工事を実施 ・生涯学習推進センター災害復旧 ・県北青少年の家災害復旧 ・陸中海岸青少年の家災害復旧 | | | | | |
| 子どもの読書活動推進事業 | 県、市町村 | 被災した社会教育施設において展開される事業の再開と充実のための読書ボランティアの育成を支援 | | | | | |
| 家庭の教育力向上に向けた総合的施策推進事業 | 県、市町村 | 被災した社会教育施設において展開される事業の再開と充実のための家庭教育学級の支援及び子育てサポーターの育成 | | | | | |
| 放課後子ども教室推進事業 | 県、市町村 | 被災地における児童の放課後の安全で安心な居場所を確保するとともに、被災地域の事業推進関係者の研修機会等の提供 | | | | | |
| 教育振興運動推進事業 | 県、市町村 | 子ども・保護者・学校・地域・行政の連携による被災地における教育課題の自主的な解決を支援 | | | | | |
| 学校と地域の協働推進事業 | 県、市町村 | 被災地における学校教育を地域全体で支援する体制づくりを推進し、教員の負担軽減を図るとともに、地域の教育力の活性化を促進 | | | | | |

| 取組項目 | | スポーツ・レクリエーション環境の整備 | | | | | |
|----------------------|------|--|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| スポーツレクリエーション施設災害復旧事業 | 県 | スポーツ・レクリエーション活動環境の正常化を図るため、震災により被災した施設等の災害復旧工事を実施 ・県営運動公園災害復旧 ・県営体育館災害復旧 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | | | | |
|------------------------------------|--------------------------|---|------|-----|-----|-----|------|--|--|--|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ | | | |
| (仮称) アスレティックトレーナー派遣事業 | 県、岩手県体育協会 | アスレティックトレーナーを被災地の避難所・仮設住宅・地域の公民館・中学校や高等学校などに派遣し、被災者の健康増進のための体操や軽運動の指導、健康相談、トレーニングやコンディショニングの指導等を行い、健康づくりのサポート及びスポーツ活動の環境整備を実施 ・平成23年度・24年度は月1回の実施（1回につき4～5名派遣） ・平成25年度以降は月2回（1回につき3～4名派遣） | | | | | | | | |
| (仮称) アスレティックトレーナー養成事業 | 県、岩手県体育協会 | アスレティックトレーナーの派遣事業を効率よく展開するとともに、スポーツ選手の育成や競技力向上のため、不足するアスレティックトレーナーを養成 ・震災前の事業を引き継ぎ1年半の事業でセミナー13回、実習24回実施 | | | | | | | | |
| (仮称) スポーツ医・科学データ活用事業 | 県、岩手県体育協会 | 健康づくりや競技力向上のサポートを目的とし、スポーツ医・科学分野におけるデータ収集（医・科学測定）を実施し、効果的なトレーニング等の指導（ワークショップ）を実施 ・医・科学測定（年間5回） ・ワークショップ（年間5回）沿岸4地区（久慈・宮古・釜石・気仙）各1回、内陸部1回の計5回実施。また、平成24年度はデータ収集（体力測定等）に必要な測定機器を整備 | | | | | | | | |
| 地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進事業 | 県 | 体育館やグラウンドが避難所や仮設住宅建設地になっているために運動部の活動が十分にできない学校に対して、近隣の市町村の体育施設に移動して活動するための移動に要する経費や施設の使用料を支援 | | | | | | | | |
| (仮称) 被災地生徒大会参加支援事業 | 県、岩手県中学校体育連盟、岩手県高等学校体育連盟 | 中学生及び高校生の体育・スポーツの振興と競技力の向上を図るとともに、被災した生徒を支援するため、東北中学校体育大会及び東北高等学校選手権大会に出場するための旅費を補助 | | | | | | | | |
| 生涯スポーツ推進プラン事業（総合型地域スポーツクラブ創設・育成事業） | 県、市町村 | 東日本大震災津波により被害を受けた被災沿岸地域のスポーツ・レクリエーション活動団体の運営体制への支援 ・広域スポーツセンター指導員の派遣による現地調査及び指導 ・被災した沿岸部クラブへの運営費補助 ・未創設の沿岸市町村へのクラブ創設補助 ・クラブ研修会実施 ・大学への創設育成支援委託 | | | | | | | | |
| (仮称) スポーツ・レクリエーション活動支援事業 | 県 | 沿岸地域のスポーツの活性化を図るため、被災者への支援事業を実施するクラブに対して、事業開催経費等を補助 | | | | | | | | |
| (仮称) 海洋型スポーツ・レクリエーション拠点施設整備事業 | 県 | 東日本大震災津波により甚大な被害を受けた高田松原野外活動センターに代わる施設として、次の機能を備えた拠点施設を整備 ・海洋性野外活動機能 ・集団宿泊研修機能 ・スポーツ合宿機能 ・子ども支援機能 ・防災拠点機能 | | | | | | | | |
| ▼P78 (仮称) 医・科学サポートセンター整備事業 | 県 | 沿岸の被災者の健康づくりを効果的にサポートし、さらに県全体の競技力・指導者の資質向上を振興するための拠点となる医・科学サポートセンターの設置に向け、サポートに不可欠な体力測定・健康診断の測定機器等を整備 | | | | | | | | |

3つの原則

「暮らし」の再建

10分野

地域コミュニティ






| 取組項目 | | 地域コミュニティの再生・活性化 | | | | | |
|--|---------------|--|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| (仮称)被災地地域コミュニティ再生・活性化事業 | 県 | 応急仮設住宅等での住民相互のコミュニケーションの維持や地域コミュニティを継続するための事業を、市町村、関係機関、NPO等と連携しながら実施 | | | | | |
| 広域振興事業(再掲) | 県 | 震災からの復旧・復興に係る事業で、広域振興局が実施する広域振興圏単位の課題を解決するための先駆的事业を広域振興事業として実施 ・4広域振興圏を対象 ・3～5事業程度/年 | | | | | |
| 地域経営推進費事業(県事業枠)(再掲) | 県 | 震災からの復旧・復興に係る事業で、広域振興局が実施する産業振興、風評被害等に対応する事業を地域経営推進費事業として実施 ・4広域振興圏を対象 ・200事業程度/年(全県) | | | | | |
| (仮称)新しい公共による地域コミュニティ支援事業 ・地域コミュニティ復興支援 ▼P79 | 県、市町村 | 被災地のコミュニティ復興に向けた集落や自治会の地域づくり活動やコミュニティ維持のための集会施設の修繕や再整備に対して補助金を交付 ・地域づくり活動支援：約300団体/年 ・集会施設等の修繕・再整備への補助 H24：6施設 H25：6施設 | | | | | |
| 生活福祉資金貸付推進事業 ▼P80 | 県社会福祉協議会 | 県社会福祉協議会に新たに生活支援相談員を配置し、避難所や仮設住宅、在宅避難者宅を対象に、生活福祉資金の貸付相談や各種相談受付等の実施、民生委員等との連携による要援護者の安否確認や見守り活動を実施。また、県社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの支援業務を実施 | | | | | |
| (仮称)新しい公共による地域コミュニティ支援事業 ・草の根コミュニティ再生支援 ▼P79 | 県 | 地域コミュニティの活性化を図るため、コミュニティ活動の担い手育成、他地域の活動の事例紹介、地域の課題解決モデル事業を実施 ・コミュニティ活動担い手育成事業 ・他地域活動事例紹介事業 ・地域課題解決モデル事業 | | | | | |
| 災害時要援護者支援対策事業 | 県、市町村 | 高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難支援を迅速に行うため、市町村における福祉マップ作成支援や要援護者支援者を対象とした研修を実施するとともに、要援護者避難支援計画や災害時に要援護者の安否確認を行うためのデータベースの作成を支援 | | | | | |
| (仮称)福祉専門職ボランティア派遣事業 | 県社会福祉協議会・職能団体 | 県内職能団体に所属する専門職が、ボランティアとして、災害ボランティアセンター業務の支援を行いながら、被災者のニーズ把握を行い、必要な支援を継続的に実施 | | | | | |
| 障がい者就労支援振興センター(被災地支援サブセンター)設置運営事業 | 県 | 沿岸地域の就労支援事業所を支援する障がい者就労支援振興センターのサブセンターを設置し、新規事業の開発支援、自主生産製品の販売促進、民間企業の業務受託のマッチング等を実施 | | | | | |
| (仮称)新しい公共による地域コミュニティ支援事業 ・新しい公共支援 ▼P79 | 県、市町村又は協議体 | 新しい公共の担い手(NPO、企業、行政など)が協働・連携して、復旧・復興に向けた取組に対し補助するとともに、NPO等の活動基盤の整備を行うための事業を実施 ・モデル事業(2カ年)：13事業(団体) ・NPO等活動基盤支援事業：県内のNPO等への委託 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|--|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| NPO協働推進事業（情報誌発行事業） | 県 | 県内のNPOやボランティア活動など、県民が行う公益的な活動の活性化、活動支援を目的に、NPO活動事例紹介、イベント紹介等の情報を発信・NPO情報誌の発行 H23：3回/年 H24：4回以上/年 県内全域へ配布 | | | | | |
| （仮称）公益信託造成事業 | 県、民間 | 震災からの復旧・復興に向けた活動を支援するNPO等を対象とした取組に対する仕組みづくりを支援 ・基金積立：H25年度 ・積立金取崩しによる事業展開 | | | | | |
| 保健福祉サービスセンター（仮称）の設置支援 | 市町村 | 被災地における保健センターや地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て支援センター等の整備に関して、連携・一体的な整備による機能の統合、総合的な相談体制の構築に向けた検討、市町村の取組支援 | | | | | |
| 民生委員（児童委員）活動事業 | 県、市町村、民生児童委員協議会 | 居住区域の被災や応急仮設住宅の整備等に対応し、民生委員の地区割りを再編成し、地域福祉活動をより一層促進 | | | | | |
| 地域福祉活動コーディネーター育成事業 | 県、社会福祉協議会 | 地域の生活課題に対応し、その解決に向けて関係団体等とネットワークを築き、具体的なコミュニティーソーシャルワーク機能を担う地域福祉活動コーディネーターを育成・支援 | | | | | |
| （仮称）地域支え合い活動促進事業 | 市町村、社会福祉協議会、企業等 | 地域で安心して生活できるよう、買い物など日常生活に支援を必要としている住民に対して、地域の支え合いによるきめ細やかなサービスの創出を支援 | | | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（（仮称）高齢者訪問活動事業） | 県 | 高齢者の孤立化・孤独死の防止を図るため、訪問活動（見守り）によるセーフティネットづくりを推進し、併せて高齢者の社会的な活動を促進 | | | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（（仮称）高齢者ふれあい交流促進事業）（再掲） | 県 | 仮設住宅での生活における高齢者の孤立化防止や介護予防を図るため、高齢者が気軽に参加できる運動教室や交流会活動を支援 | | | | | |
| （仮称）障がい者を地域で支える体制づくり事業 | 県、市町村 | 障がい者が地域で安心して暮らしができるように、在宅障がい者に対する見守りや相談等の支援体制の構築を支援 | | | | | |
| 障がい者就労スペースの設置に向けた支援 | 県、市町村、民間事業所等 | 市町村の庁舎や商業施設等の整備に際し、障がい者の就労スペースを設けてもらうよう関係機関に対する働きかけを実施 | | | | | |

3つの原則

10分野

「暮らし」の再建  市町村行政機能

| 取組項目 | | 行政機能の回復 | | | | | |
|--|------|---|------|---|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| （仮称）被災市町村行政機能回復支援事業 ・被災市町村への職員派遣 ▼P81 | 県 | 県内外の市町村及び県から被災市町村への職員派遣に係る調整 ・市町村の復旧・復興の段階に応じた派遣 ・県市長会、県町村会及び総務省等の関係機関との調整 派遣決定者数：152人（8/1現在） | |  | | | |
| （仮称）被災市町村行政機能回復支援事業 ・被災市町村への基礎的行政資料復旧支援 ▼P81 | 県 | 市町村が住民に関する業務を行うために必要な住民基本台帳等の基礎的資料の整備や、住民サービスを行う公的機関の早期復旧に向けた支援 ・被災市町村：12市町村 | |  | | | |
| （仮称）被災市町村行政機能回復支援事業 ・市町村行政機能応急復旧（再掲） ▼P81 | 市町村 | 本庁舎に壊滅的な被害を受けた市町村等の行政機能の応急の復旧のために必要な仮庁舎の建設や、行政情報システムの復旧等のための補助 （国→市町村：宮古市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、野田村9市町村） | |  | | | |
| （仮称）被災市町村行政機能回復支援事業 ・市町村復興計画等策定支援 ▼P81 | 県 | 市町村が復興計画の策定や復興計画に基づく事業を実施するに当たって、必要に応じて市町村への技術的な助言等の支援 ・被災市町村：12市町村 | |  | | | |
| 市町村復旧緊急支援事業 | 市町村 | 市町村及び市町村長が必要と認める団体が行う東日本大震災津波からの復旧・復興に資する取組に対し支援（補助金交付） ・県内34市町村：補助率1/2（沿岸12市町村は2/3に嵩上げ） ※H24年度以降は今後検討 | |  | | | |

3つの原則

「なりわい」の再生

10分野

水産業・農林業

| 取組項目 | | 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築 | | | | | |
|-------------------------------|---------------|---|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 共同利用漁船等復旧支援対策事業 ▼P82 | 漁協等 | 漁協等による漁業者が共同利用する漁船、定置網等の一括整備を支援 ・整備漁船数：6,152隻 ・整備定置網数：108ヶ統 ・整備磯建網数：200ヶ統 ・漁労機器：漁船漁業操業船の5割に装着 | | | | | |
| 水産業経営基盤復旧支援事業（養殖施設） ▼P83 | 漁協等 | 漁協等による被災養殖施設の共同利用施設としての一括整備を支援 ・整備施設数 延縄式：18,513台 筏式：1,372台 | | | | | |
| 漁業協同組合等機能回復支援事業 | 漁協 | 津波によって事務所等が被災した漁協機能の早期回復に必要な事務所、データの復旧、OA機器等整備や、各漁協が行う復興方針、再建計画の策定を支援 ・漁協機能の回復：14漁協 ・復興方針等策定：24漁協 | | | | | |
| 水産養殖施設災害復旧事業 | 養殖事業者、漁協等 | 激甚災害法に基づき、被災した養殖施設（個人施設及び共同利用施設）の原形復旧を支援 ・整備施設数：2,392台 | | | | | |
| 水産業共同利用施設復旧支援事業 ▼P84 | 市町村、漁協・水産加工協等 | 漁協等が有する共同利用施設の早期復旧、使用再開に必要な機器等の整備や施設の修繕を支援 ・復旧施設数：148ヶ所 | | | | | |
| 水産業経営基盤復旧支援事業（共同利用施設） ▼P83 | 漁協等 | 漁協等が有する共同利用施設の復旧・整備を支援 ・復旧施設数：205ヶ所 | | | | | |
| 採介藻漁業復旧緊急支援事業 | 漁協 | 採介藻漁業の再開に必要な、ウニ等の共同採捕等に用いる潜水器具、紫外線海水殺菌装置の整備を支援 ・採介藻漁業（ウニ）再開漁協数：11漁協 | | | | | |
| さけ、ます生産地震災復旧支援緊急事業 | 漁協 | 被災したサケふ化場21施設のうち、15施設の応急復旧を実施 ・応急復旧施設数：17ヶ所（うち、ふ化場施設15ヶ所） ・H24年春季稚魚生産数：250百万尾（県全体） | | | | | |
| 岩手県水産技術センター施設災害復旧事業 | 県 | 被災した種市研究室と大船渡研究室の応急復旧を実施し、H23年度にウニの種苗生産を一部再開。また、H25年度末までに施設の本復旧を実施 【生産目標】 ・ウニ種苗生産数：288万個 ・アワビ種苗生産数：600万個 | | | | | |
| 養殖用種苗供給事業 | 県、漁協等 | 養殖業の再開に向け、ワカメ・コンブ種苗を県が委託生産して供給するほか、漁協によるコンブ・ホタテガイ・カキ種苗の一括購入と漁業者への供給を支援 ・種苗供給数（委託生産） ワカメ：2,028千m コンブ：24千m | | | | | |
| 漁場復旧支援事業 | 県漁連 | 被災した漁業者を雇用して行う漁場の海底・資源量調査や、定置網・養殖施設等の整備に係る漁場復旧計画を策定 ・漁場復旧計画策定：17漁協 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | | |
|-------------------------|-----------|---|------|-----|-----|-----|------|---|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| 漁場復旧対策支援事業 | 県漁連 | 漁業者グループによる漁場に堆積、漂着した瓦礫等の回収処理を支援 ・活動グループ数：25組 ・述べ活動者数：211,472人日 | | ▶ | | | | |
| 復興支援ファンド設立支援事業 ▼P95 | 国、県、金融機関等 | 二重債務問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援 | | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| (仮称) さけ・ます種苗生産施設等復興支援事業 | 漁協 | 被災したサケふ化場等を復旧・整備 ・サケ稚魚生産数：340百万尾（H25県全体） | | | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| (仮称) アワビ種苗生産施設等復旧支援事業 | 漁協等 | 漁協等のアワビ等種苗生産施設を復旧・整備 【生産目標】 ・アワビ種苗生産数：200万個 ※今後、関係団体から再整備の意向を確認しながら対応する予定 | | | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| いわての漁業復旧支援事業 | 県 | 定置網漁業と養殖業の再開及び担い手の確保・育成に必要な事業を、被災失業者を雇用する漁協で実施（県から漁協への委託事業） ・事業実施漁協数 定置網施設緊急復旧事業：19漁協 養殖業施設緊急復旧事業：19漁協 | | ▶ | | | | |

| 取組項目 | | 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築 | | | | | | |
|--|--------------------------|---|------|-----|-----|-----|------|---|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| 水産団体機能回復支援事業 | 水産加工協等 | 被災した水産加工業協同組合等の事務所機能を回復するため、事務機器等を整備するほか、沿海4地区の地域水産加工業復興計画を策定 ・事務所機能回復：14ヶ所 ・地域水産加工業復興計画の策定：4地区 | | ▶ | | | | |
| 産地魚市場緊急支援事業 | 市町村、漁協等 | 産地魚市場の再開に必要な鮮度管理用機器・機材を整備 ・整備市場数：6市場 | | ▶ | | | | |
| 製氷保管施設等早期復旧支援事業（うち製氷・貯氷施設回復支援事業） ▼P85 | 市町村、漁協等 | 産地魚市場で使用する氷の製氷・貯氷施設を復旧・整備 ・復旧施設数：13ヶ所 | | ▶ | | | | |
| 水産業共同利用施設復旧支援事業（再掲） ▼P84 | 市町村、漁協・水産加工協等 | 漁協等が有する共同利用施設の早期復旧、使用再開に必要な機器等の整備や施設の修繕を支援 ・復旧施設数：148ヶ所 | | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| 水産業経営基盤復旧支援事業（共同利用施設）（再掲） ▼P83 | 漁協等 | 漁協等が有する共同利用施設の復旧・整備を支援 ・復旧施設数：205ヶ所 | | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| 水産業共同利用施設災害復旧事業 | 水産業協同組合、市町村 | 津波で被災した冷凍・冷蔵施設、加工施設等共同利用施設の復旧を支援 | | ▶ | | | | |
| 中小企業被災資産修繕事業 | 市町村 | 市町村が行う被災した中小企業の現有店舗・工場等の修繕に対する補助事業に要する経費に対して補助 | | ▶ | | | | |
| 中小企業等復旧・復興支援事業 ▼P86 | 民間企業 | 被災した複数の中小企業等が一体となって行う施設・設備の復旧・整備に要する経費に対して補助 | | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| 復興支援ファンド設立支援事業（再掲） ▼P95 | 国、県、金融機関等 | 二重債務問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援 | | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| 中小企業高度化資金貸付金（被災中小企業施設・設備整備支援事業） | 中小企業基盤整備機構、県、いわて産業振興センター | 復興事業計画の認定を受けた被災中小企業等の施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構と県が協調し、いわて産業振興センターを通じた資金貸付を実施 | | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|------------------------|-----------------|--|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 中小企業災害復旧資金貸付金 | 県 | 事業所等が罹災した中小企業者で罹災証明書の発行を受けた方に対して、長期・低利の貸付を実施 ・融資枠：50億円 | | | | | |
| 中小企業災害復旧資金保証料補給事業 | 県 | 災害復旧資金を利用する中小企業者に対して、負担を軽減するため保証料補給を実施 | | | | | |
| 中小企業経営安定資金貸付金（災害対策） | 県 | 経営環境が悪化している中小企業者に対して運転資金の貸付を実施 ・経営安定資金融資枠総額：350億円 | | | | | |
| 岩手県制度融資の特例措置 | 県 | 資金繰りに支障を来す恐れのある中小企業者に対して岩手県制度融資の条件変更（返済期間を最長3年延長）に関する特例措置を実施 | | | | | |
| 中小企業東日本大震災復興資金貸付金 | 県 | 中小企業者に対して経営の安定に必要な資金の貸付を実施 ・融資枠：500億円 | | | | | |
| 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業 | 県 | 東日本大震災復興資金を利用する直接被害を受けた中小企業者に対して、負担を軽減するため保証料補給を実施 | | | | | |
| 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置 | 国、県、いわて産業振興センター | 直接被災した企業を対象に小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置を実施 ・新規導入設備の貸与期間2年間延長 ・既存貸付設備の償還期間2年間延長 ・貸与損料率やリース料率を基準より引下げ | | | | | |
| 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除 | 国、県、いわて産業振興センター | 被災により、貸与した設備が滅失した場合、滅失した設備について償還免除（債権放棄）を実施 | | | | | |
| 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置 | 県、いわて産業振興センター | 直接被災した企業を対象に地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置を実施 ・既存貸付設備の償還期間2年間延長 ・貸与損料率やリース料率を基準より引下げ ・貸付条件の拡大措置を実施 ・据置期間の1年間延長 | | | | | |
| 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除 | 県、いわて産業振興センター | 被災により、貸与した設備が滅失した場合、滅失した設備について償還免除（債権放棄）を実施 | | | | | |
| 被災工場再建支援事業 | 市町村 | 沿岸地域において被災した、従業員30名以上の工場等の再建に対して行う市町村の補助事業に、その経費の一部を補助 | | | | | |
| 企業立地促進資金貸付金 | 県 | 沿岸地域において、被災した工場等が再建を行う場合、必要な資金を融資 ・貸付限度額：3億円（地域等による加算あり） ・貸付利率：10年以内 年1.8%、10年超15年以内 2.0% | | | | | |
| （仮称）放射性物質総合対策事業（再掲） | 県、市町村、関係団体等 | 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組を推進 ・学校、保育所等における放射線量測定の実施と情報提供等 ・保健所における健康相談等の実施 ・県産農林水産物、食品、工業製品等の放射性物質の測定調査等の実施 ・輸出産品に関する証明書等発行の円滑な処理 ・風評被害防止のための県内外への情報発信 | | | | | |
| 水産加工事業者生産回復支援事業 | 市町村 | 民間水産加工事業者の機器類の整備を行い、水産物の加工流通の回復を促進 ・対象事業者数：80社 | | | | | |
| （仮称）産地パワーアップ復興支援事業 | 県 | 震災による壊滅的な被害を受けた沿岸域の食品事業者を中心に、各事業者の事業形態・ニーズに合わせ、アドバイザー等による品質管理指導、商品開発、販売ルート開発を支援し、被災前よりも強い食財供給体制を構築 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|-----------------------|------|---|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 農商工連携・地域資源活用推進事業 | 県 | 震災により打撃を受けた沿岸地域を中心として、いわて農商工連携ファンド等により農林漁業者と中小企業者との連携による新たな事業展開や、農林水産物の加工や流通・販売等に取り組むモデル作りを支援 | | ▶ | | | |
| いわて農林水産ブランド輸出促進事業 | 県 | 本格的な販路拡大支援に向けた基盤の整備を目的に、これまでの販路確保や継続取引に向けた取組を推進。 ・被害企業支援：3社/年 | | ▶ | | | |
| (仮称) いわて食財販路回復・拡大推進事業 | 県 | 生産・製造体制の回復前に従前の販路の回復や新たな販路の開拓を図るため、国内都市部（東京、名古屋、大阪）における復興支援フェアを開催し、マーケットに対する県産食財をPR | | ▶ | | | |
| いわてフードコミュニケーション推進事業 | 県 | 「食の安全・安心」を基本とし、本県の特徴ある食材や資源を活用した新しいビジネス展開や販路開拓の活発化を促進し、本県食産業を高い付加価値生産性を持つ総合産業の育成を支援 | | ▶ | | | |

| 取組項目 漁港等の整備 | | | | | | | |
|------------------------------|------|--|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 漁港災害復旧事業（災害廃棄物等撤去） ▼P88 | 県 | 津波により航路・泊地に堆積した災害廃棄物等を撤去 ・災害廃棄物撤去：31漁港 | | ▶ | | | |
| 漁場復旧対策支援事業 | 県 | 津波により漁場に堆積・浮遊している災害廃棄物を撤去 ・区画漁業権設定地区：143地区 | | ▶ | | | |
| 漁業用施設災害復旧事業（災害廃棄物等撤去） | 県 | 津波によりウニ・アワビ増殖溝に堆積した災害廃棄物等を撤去 ・災害廃棄物撤去：12地区 | | ▶ | | | |
| 漁港災害復旧事業（漁港施設等応急復旧） ▼P88 | 県 | 津波により被災した岸壁の仮嵩上げ、破堤した防潮堤の仮締切などの応急的な復旧を実施 ・防潮堤仮締切：5漁港海岸 | | ▶ | | | |
| 県単独漁港災害復旧事業（臨港道路等応急復旧） | 県 | 津波により被災した臨港道路や漁港用地などの応急的な復旧を実施（被災した漁港施設や海岸保全施設等の復旧のうち、国の災害復旧事業の対象外である小規模な復旧等が対象） ・臨港道路補修など応急的な復旧：31漁港 | | ▶ | | | |
| 漁港関係災害関連事業（汚水処理施設等応急復旧） | 市町村 | 被災した漁業集落排水施設等について、仮設処理水槽の設置などの応急的な復旧を実施 ・汚水処理施設等の応急工事：17箇所 | | ▶ | | | |
| 漁港災害復旧事業（漁港施設等本復旧） ▼P88 | 県 | 津波により被災した防波堤や岸壁など漁港施設等の本格的な復旧を実施 ・防波堤や岸壁等の本復旧：31漁港 | | ▶ | | | |
| 県単独漁港災害復旧事業（漁港用地等本復旧） | 県 | 津波により被災した漁港用地などの本格的な復旧を実施（被災した漁港施設や海岸保全施設等の復旧のうち国の災害復旧事業の対象外である小規模な復旧等が対象） ・漁港施設用地嵩上げなどの復旧：21漁港 | | ▶ | | | |
| 漁業用施設災害復旧事業（漁場施設等本復旧） | 県 | 津波により被災した水産物増殖場などの漁場施設の調査や本格的な復旧を実施 ・増殖場の復旧：30地区 | | ▶ | | | |
| 漁港災害復旧事業（海岸保全施設等本復旧） ▼P88 | 県 | 津波により被災した海岸保全施設等の本格的な復旧を実施 ・防潮堤等海岸保全施設復旧：25海岸 | | ▶ | | | |
| 漁港関係災害関連事業（汚水処理施設本復旧） | 市町村 | 被災した漁業集落排水施設の本格的な復旧を実施 ・汚水処理施設の復旧：23箇所 | | ▶ | | | |















| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|------------|------|---|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 水産基盤整備事業 | 県 | 地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向を踏まえた防波堤や岸壁など漁港施設や漁場施設等の復興に資する整備を実施 | | | | | |
| 海岸保全施設整備事業 | 県 | 地域の防災対策や地域づくり等を踏まえた防潮堤の嵩上げや避難路など海岸保全施設の整備を実施 | | | | | |

| 取組項目 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現 | | | | | | | |
|----------------------------------|--------------------|--|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 被災農家経営再開支援事業 | 市町村、県 | 津波や地割れ等の被害を被った農地の復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合（仮称）を通じてその活動を支援【陸前高田市ほか21市町村】 ・被災農地復旧面積：1,230ha | | | | | |
| 農地等災害復旧事業 | 県 | 被災した県有施設のほか、甚大な被害を受けた沿岸8市町村の農地・農業用施設の復旧を実施【陸前高田市ほか8市町村】 ・復旧箇所：11,981箇所 | | | | | |
| 団体営農地等災害復旧事業 | 市町村、土地改良区 | 市町村等が事業主体となって実施する、被災した農地・農業用施設の復旧を支援【一関市ほか17市町村】 ・復旧箇所：4,951箇所 | | | | | |
| 小規模農地等災害復旧事業 | 市町村、土地改良区等 | 被災した農地・農業用施設について、国の災害復旧事業制度の対象とならない小規模な災害復旧を支援【奥州市ほか3市町村】 ・復旧箇所：912箇所 | | | | | |
| （仮称）土地改良区機能回復支援事業 | 土地改良区 | 津波によって事務所等が被災した土地改良区機能の早期回復に必要な事務所やデータ等の復旧及びOA機器等の整備を支援 ・土地改良区の機能回復：3土地改良区 | | | | | |
| 東日本大震災農業生産対策事業（共同利用施設等） | 市町村、農協等 | 東日本大震災により被災した農業関連の共同利用施設等の復旧や共同利用農業機械等の導入を支援【大船渡市、奥州市ほか】 ・復旧施設：58箇所 | | | | | |
| （仮称）農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（災害復旧事業） | 市町村、農協等 | 東日本大震災で被災した産直施設、食材供給施設等（山村振興対策事業で整備した施設）の復旧を支援【大船渡市、宮古市ほか】 ・復旧施設：6箇所 | | | | | |
| 農業共同利用施設災害復旧事業 | 農協、市町村 | 震災により被災した農協等が所有する共同利用施設の復旧を支援 | | | | | |
| 卸売市場施設災害復旧事業 | 市場開設者 | 被害を受けた卸売市場の復旧 ・復旧対象施設：6市場 | | | | | |
| 海岸保全施設災害復旧事業 | 県 | 被災した農地海岸保全施設に係る、応急的な復旧や、新たな基準に基づく海岸堤防の復旧・整備を実施【吉浜地区ほか8地区】 ・海岸堤防の応急復旧：1,061m ・海岸堤防の本復旧：2,085m | | | | | |
| 復興支援ファンド設立支援事業（再掲） ▼P95 | 国、県、金融機関等 | 二重債務問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援 | | | | | |
| （仮称）放射性物質総合対策事業（再掲） | 県、市町村、関係団体等 | 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組を推進 ・学校、保育所等における放射線量測定の実施と情報提供等 ・保健所における健康相談等の実施 ・県産農林水産物、食品、工業製品等の放射性物質の測定調査等の実施 ・輸出産品に関する証明書等発行の円滑な処理 ・風評被害防止のための県内外への情報発信 | | | | | |
| （仮称）農業復興総合支援事業（整備事業） ▼P89 | 市町村、農協、農業者で組織する団体等 | 被災地域の農業の復興に必要な生産施設・機械、農産物の加工施設、産直施設、農林漁家民宿・農林漁業体験施設の整備を支援【対象地域：沿岸12市町村】 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|---------------------------------------|-------------------|---|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 東日本大震災農業生産対策事業（生産技術実証・普及等） | 県 | 営農再開に向けた津波浸水農地の土壌診断や被災農業者への相談・指導活動を実施するほか、生産性の高い産地形成に向けたモデル経営体の育成、新規品目等の生産技術の実証・普及を実施【実証展示圃設置：大船渡・宮古・久慈地域】 ・土壌分析面積：603ha | | | | | |
| 被災者農業雇用支援事業 | 県 | 経営の規模拡大や多角化を志向する農業生産法人等の労働力の確保と被災者の雇用機会を創出するため、被災離職者を雇用し農業生産法人等に農作業の繁閑に応じて派遣する事業者を支援 ・被災者雇用：20人 | | | | | |
| いわての農林水産物まるごと展開事業（いわて純情米需要拡大推進協議会） | 県、いわて純情米需要拡大推進協議会 | 農林水産物の生産体制の復旧・復興と歩調を合わせた安定的な販路の確保のため、県産米の取扱数量の拡大及び多様な販売先の確保対策等を実施 ・フェア等開催：3回/年 | | | | | |
| いわての農林水産物まるごと展開事業（いわて純情園芸産品販売戦略展開協議会） | 県、岩手県青果物生産出荷安定協議会 | 農林水産物の生産体制の復旧・復興と歩調を合わせた安定的な販路の確保のため、県産園芸産品の消費者等へのPR活動や産地と実需者との結びつきの強化等による評価向上と販路拡大を推進 ・フェア等開催：3回/年 | | | | | |
| いわての農林水産物まるごと展開事業（いわて畜産物ブランド強化対策事業） | 県、いわて牛普及推進協議会 | 農林水産物の生産体制の復旧・復興と歩調を合わせた安定的な販路の確保のため、県産牛肉の販売促進やPR活動を実施 ・フェア等開催：3回/年 | | | | | |
| （仮称）食の復興推進事業 | 県 | 首都圏・中京圏等の物産展等に生産者等と直接赴き、県産品の販売や復興状況を伝達。また、専用サイトを立ち上げ、本県食産業等の復興状況の情報発信や、マッチング支援を実施 | | | | | |
| （仮称）がんばろう岩手食の大商談会 in 三陸開催事業 | 県 | 全国の流通関係者を東日本大震災津波により大きな被害を受けた三陸に招き、商品力向上・販路の拡大を支援。また、産地を案内し、復興に向け頑張っている岩手の産地のPRを実施 | | | | | |
| （仮称）農業復興総合支援事業（推進事業） ▼P89 | 農業者で組織する団体等 | 農業復興に向けた、地域内の合意形成をもとに、生産者等が自ら実施する農産加工や郷土料理の提供などの試行的な取組を支援【対象地域：沿岸12市町村】 | | | | | |
| がんばろう！岩手・農村起業復興支援事業 | 県 | 被災地域で農村起業活動を行う経営体等が、被災者を雇用して行う地域ビジネスのモデル的な取組を支援【大船渡・宮古・久慈地域】 ・被災者雇用者：6人 | | | | | |
| いわて農林水産業6次産業化チャレンジ支援事業 | 県 | 県内における、農林水産業を基盤とした、新たに加工・流通業などの6次産業化の取組を、新規雇用により展開する農林漁業者等を支援 | | | | | |
| いわて農林水産業6次産業化スタートアップ支援事業 | 県 | 県内における、農林漁業者等が新たな雇用を創出して行う、6次産業化のモデル的な取組を支援 | | | | | |
| （仮称）6次産業復興再チャレンジ事業 | 県 | 農林水産関係の法人や民間企業等が被災地の復興や営業活動の再開に向け、新たな雇用を行い、加工・流通販売への進出や他産業と連携したビジネス展開など、6次産業化のモデル的な取組を支援 | | | | | |
| いわて農林水産業6次産業化推進事業 | 県 | 新たな経営手法や他産業と連携したビジネスを生み出す6次産業化の取組を推進し、収益力強化とビジネスの拡大を支援 | | | | | |
| 団体営災害関連事業 | 市町村 | 市町村が事業主体となって実施する、被災した農業集落排水施設の復旧を支援【陸前高田市ほか9市町村】 ・復旧箇所：41箇所 | | | | | |
| （仮称）農地災害関連区画整理事業 ▼P90 | 県 | 生産性・収益性の高い農業の実現のため、災害復旧と併せて圃場等を整備 ・区画整理面積：540ha | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|----------------------------|------------------------------------|---|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 中山間地域総合整備事業 | 県 | 県営事業実施中に被災した農地・農業施設の復旧を実施するとともに、生産性の高い圃場等を整備【広田地区（陸前高田市）、野田地区（野田村）】 ・区画整理面積：21ha | | ▶ | | | |
| 団体営畜産経営環境整備事業 | 岩手県農業公社 | 沿岸地域の畜産物の生産拡大を図るため、新たな畜舎整備を支援 | | ▶ | | | |
| （仮称）畜産経営再生可能エネルギー導入事業 | 岩手県農業公社 | 省エネルギー化・省コスト化による畜産経営の安定化、地球温暖化防止などの環境改善に貢献するため、再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス、風力等）を利用する畜舎等の整備を支援 | | ▶ | | | |
| （仮称）三陸みらい園芸産地づくり事業 ▼P91 | 農業者で組織する団体等 | 夏季冷涼で冬季温暖な三陸地域の気象条件を活かした、高収益施設園芸品目（いちご、ほうれんそう、菌床しいたけ等）の生産拠点の整備を支援 ・沿岸広域局：4団地 ・県北広域局：2団地 | | ▶ | | | |
| （仮称）次世代農業技術開発拠点整備事業 | 県 | 三陸沿岸地域ならではの施設園芸産地づくりを進めるため、先進的な施設園芸技術の研究開発拠点を整備 ・南部園芸研究室の施設建物の解体撤去：一式 ・研究拠点施設・備品整備：一式 | | ▶ | | | |
| 海岸高潮対策事業 | 県 | 県営事業実施中に被災した農地海岸保全施設の復旧を実施するとともに、背後地を保全する海岸堤防を整備【下荒川地区（釜石市）、野田地区（野田村）】 ・海岸堤防整備延長：308m ・水門：1門 ・陸間：1箇所 | | ▶ | | | |
| （仮称）住環境再建支援関連農地整備事業 | 県 | 居住地等の高台移転後の跡地を農地として整備 | | ▶ | | | |
| （仮称）三陸みらい農業担い手応援事業 ▼P92 | 県（基金設置）、市町村、農協、農業者で構成する団体等、岩手県農業公社 | 「三陸みらい農業担い手応援基金（仮称）」を設置し、生産者組織等が産地の持つ経営資源を継承する仕組みの構築、相談活動や、トレーニング農場の設置等、就農前から経営が軌道に乗るまでの期間を体系的・計画的に支援 | | ▶ | | | |

| 取組項目 | | 地域の木材を活用する加工体制等の再生 | | | | | |
|-----------------------|---------------------|---|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 木材供給等緊急対策事業 | 森林組合、素材生産業者、木材加工業者等 | 仮設住宅等に必要な復旧資材を早期に供給するため、木材加工施設の再整備等を支援 ・木材加工施設の廃棄・復旧・整備：3事業体 ・木質バイオマス関連施設整備：3事業体 ・原木等流通量：264,000m ³ | | ▶ | | | |
| （仮称）県産木材利用復興住宅促進事業 | 県 | 東日本大震災により住宅を失った県民等が、自らが居住するための住宅を一定割合以上の県産材を使用して建設する場合等に、地域型商品券や住宅設備費等と交換可能な復興住宅ポイントを付与 | | | ▶ | | |
| （仮称）木質バイオマスモデルタウン推進事業 | 県 | 木質バイオマス熱供給システムを有する新たな街づくりを推進するため、モデルタウン造成に向けた基本設計委託を実施。また、モデル候補地の合意形成を図るための説明会等を実施 | | ▶ | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | | |
|------------------------------|-------------------------|---|------|---|-----|-----|---|--|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| (仮称) 木材供給等復旧対策事業 ▼P93 | 森林組合、 素材生産業者、木材加工業者等 | 津波によって流失・損壊した高性能林業機械や木材加工施設等の修繕・再整備を支援 | |  | | | | |
| 森林組合機能回復支援事業 | 森林組合 | 津波によって事務所等が被災した森林組合機能を早期回復に必要な不可欠な事務所、データの復旧、OA機器等の整備を支援 ・森林組合機能の回復：4森林組合 | |  | | | | |
| 保安林強化事業 | 県 | 壊滅的な被害を受けた県有防潮林に堆積した災害廃棄物（瓦礫）や折損木を除去【大船渡市、釜石市ほか10市町村】 ・瓦礫・被害木除去：45ha | |  | | | | |
| 治山災害復旧事業（海岸保全施設応急復旧） ▼P94 | 県 | 【海岸保全施設応急復旧】 大型土のう等設置による、津波によって破壊された海岸保全施設（防潮堤）の応急復旧を実施【2箇所（前浜地区・根浜地区）】 ・海岸保全施設（防潮堤）の応急復旧：870m | |  | | | | |
| 復興支援ファンド設立支援事業（再掲） ▼P95 | 国、県、金融機関等 | 二重債務問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援 | | | | |  | |
| 林道災害復旧事業 | 県、市町村 | 地震及び津波により被災した林道施設を復旧【28路線（奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市）】 ・林道施設復旧：4,900m | | | | |  | |
| (仮称) 原木しいたけ生産復旧事業 | 県、市町村、生産者 | しいたけ主産地である被災沿岸地域の生産力を回復させるため、津波により生産基盤を失った生産者の復旧を支援。また、漁業者の複合経営による参入を促進するため、しいたけの生産基盤の整備を支援 | |  | | | | |
| 森林整備事業 | 市町村、森林組合等 | 地震火災の延焼により発生した林野火災の跡地への造林等を支援 | | | | |  | |
| 治山災害復旧事業（海岸保全施設本復旧） ▼P94 | 県 | 【海岸保全施設本復旧】 津波によって破壊された海岸保全施設（防潮堤・防潮護岸）の本復旧を実施【前浜地区、根浜地区ほか3地区】 ・海岸保全施設の本復旧：1,850m | | | | |  | |
| 治山災害復旧事業（その他治山施設復旧） ▼P94 | 県 | 【その他の治山施設復旧】 津波・地震によって破壊されたその他治山施設の復旧工事を実施【重染寺地区ほか15地区】 ・治山施設の復旧：16箇所 | | | | |  | |
| 治山事業（災害関連緊急治山） | 県 | 【新生崩壊地復旧】 地震によって山腹崩壊が発生した箇所の復旧工事を実施【2箇所（小名沢地区、萱刈地区）】 ・崩壊地の復旧面積：0.09ha | |  | | | | |
| 県単独治山事業（災害関連緊急治山） | 県 | 【新生崩壊地復旧】 地震によって山腹崩壊が発生した箇所規模等から国庫事業の対象外であるが、緊急を要する箇所について復旧工事を実施 【1箇所（館地区）】 ・崩壊地の復旧面積：0.01ha | |  | | | | |
| 県単独治山事業（施設維持補修） | 県 | 【その他の治山施設復旧】 津波・地震によって破壊された治山施設で規模等から国庫事業の対象外となる箇所について、復旧工事を実施【土内地区ほか23地区】 ・治山施設の復旧：24箇所 | | | | |  | |
| 防災林造成事業 | 県 | 【防潮林】 津波によって破壊された防潮林を再生【津波被災防潮林24箇所（荒川地区ほか23地区）】 ・防潮林再生面積：66ha （※再生すべき防潮林を精査のうえ事業実施） | | | | |  | |

3つの原則















「なりわい」の再生

















10分野














商工業

| 取組項目 | | 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組 | | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|---|------|-----|-----|-----|------|--|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| 復興支援ファンド設立支援事業（再掲） ▼P95 | 国、県、金融機関等 | 二重債務問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援 | | | | | | |
| 仮施設整備事業 | 中小企業基盤整備機構、市町村、県 | 市町村からの要請に基づき中小機構が仮施設（店舗・事務所・工場等）を整備し、市町村を通じて事業者に貸与する制度の利用促進を図るための周知等を実施 | | | | | | |
| 広域振興事業（再掲） | 県 | 震災からの復旧・復興に係る事業で、広域振興局が実施する広域振興圏単位の課題を解決するための先駆的事業を広域振興事業として実施 ・4広域振興圏を対象 ・3～5事業程度/年 | | | | | | |
| 地域経営推進費事業（県事業枠）（再掲） | 県 | 震災からの復旧・復興に係る事業で、広域振興局が実施する産業振興、風評被害等に対応する事業を地域経営推進費事業として実施 ・4広域振興圏を対象 ・200事業程度/年（全県） | | | | | | |
| 中小企業高度化資金貸付金（被災中小企業施設・設備整備支援事業）（再掲） | 中小企業基盤整備機構、県、いわて産業振興センター | 復興事業計画の認定を受けた被災中小企業等の施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構と県が協調し、いわて産業振興センターを通じた資金貸付を実施 | | | | | | |
| 中小企業災害復旧資金貸付金（再掲） | 県 | 事業所等が罹災した中小企業者で罹災証明書の発行を受けた方に対して、長期・低利の貸付を実施 ・融資枠：50億円 | | | | | | |
| 中小企業災害復旧資金保証料補給事業（再掲） | 県 | 災害復旧資金を利用する中小企業者に対して、負担を軽減するため保証料補給を実施 | | | | | | |
| 中小企業経営安定資金貸付金（災害対策）（再掲） | 県 | 経営環境が悪化している中小企業者に対して運転資金の貸付を実施 ・経営安定資金融資枠総額：350億円 | | | | | | |
| 岩手県制度融資の特例措置（再掲） | 県 | 資金繰りに支障を来す恐れのある中小企業者に対して岩手県制度融資の条件変更（返済期間を最長3年延長）に関する特例措置を実施 | | | | | | |
| 中小企業東日本大震災復興資金貸付金（再掲） | 県 | 中小企業者に対して経営の安定に必要な資金の貸付を実施 ・融資枠：500億円 | | | | | | |
| 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業（再掲） | 県 | 東日本大震災復興資金を利用する直接被害を受けた中小企業者に対して、負担を軽減するため保証料補給を実施 | | | | | | |
| 被災地復興支援助成事業 | さんりく基金 | 被災事業者の事業再開に要する経費（営業用設備、備品、什器等の購入費用等）及び被災地の元気回復のための事業に要する経費について助成 | | | | | | |
| 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置（再掲） | 国、県、いわて産業振興センター | 直接被災した企業を対象に小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置を実施 ・新規導入設備の貸与期間2年間延長 ・既存貸付設備の償還期間2年間延長 ・貸与損料率やリース料率を基準より引下げ | | | | | | |
| 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除（再掲） | 国、県、いわて産業振興センター | 被災により、貸与した設備が滅失した場合、滅失した設備について償還免除（債権放棄）を実施 | | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|----------------------------|---------------|--|------|---|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置（再掲） | 県、いわて産業振興センター | 直接被災した企業を対象に地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置を実施 ・既存貸付設備の償還期間2年間延長 ・貸与損料率やリース料率を基準より引下げ ・貸付条件の拡大措置を実施 ・据置期間の1年間延長 | |  | | | |
| 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除（再掲） | 県、いわて産業振興センター | 被災により、貸与した設備が滅失した場合、滅失した設備について償還免除（債権放棄）を実施 | |  | | | |
| 中小企業被災資産修繕事業（再掲） | 市町村 | 市町村が行う被災した中小企業の現有店舗・工場等の修繕に対する補助事業に要する経費に対して補助 | |  | | | |
| 中小企業等復旧・復興支援事業（再掲） ▼P86 | 民間企業 | 被災した複数の中小企業等が一体となつて行う施設・設備の復旧・整備に要する経費に対して補助 | |  | | | |
| 事業協同組合等共同施設復旧事業 | 民間企業 | 被災した事業協同組合等が行う共同施設等の復旧に要する経費に対して補助 | |  | | | |
| 被災工場再建支援事業（再掲） | 市町村 | 沿岸地域において被災した、従業員30名以上の工場等の再建に対して行う市町村の補助事業に、その経費の一部を補助 | |  | | | |
| 企業立地促進資金貸付金（再掲） | 県 | 沿岸地域において、被災した工場等が再建を行う場合、必要な資金を融資 ・貸付限度額：3億円（地域等による加算あり） ・貸付利率：10年以内 年1.8%、10年超15年以内 2.0% | |  | | | |
| 商工業小規模事業経営支援事業 | 商工会等 | 被災中小企業の要望・課題等に応じた専門家を現地に派遣 | |  | | | |
| 国際経済交流推進事業 | 県 | 東アジアをターゲットとした県内企業の海外におけるビジネスチャンスの発掘、海外企業とのビジネスマッチングの支援、海外物産展等による県産品の販路拡大を行い、国際的な事業活動の展開による地域経済の復興を支援 | |  | | | |
| 物産販路開拓事業 | 県 | 震災により大きな打撃を受けた本県地場産業の復興支援のため、首都圏等での物産展を通して情報発信し、県産品の販路拡大と事後取引の拡大を支援 ・東京、名古屋、大阪 | |  | | | |
| （仮称）放射性物質総合対策事業（再掲） | 県、市町村、関係団体等 | 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組を推進 ・学校、保育所等における放射線量測定の実施と情報提供等 ・保健所における健康相談等の実施 ・県産農林水産物、食品、工業製品等の放射性物質の測定調査等の実施 ・輸出産品に関する証明書等発行の円滑な処理 ・風評被害防止のための県内外への情報発信 | |  | | | |
| 特区制度の活用による被災企業等への優遇税制の実施 | 国、県、市町村等 | 被災企業等の早期復興支援や経営安定のため、特区制度等を活用し、国税・地方税等の優遇税制を提案 | |  | | | |
| 沿岸地域食品事業者復興支援事業（再掲） | 県 | 沿岸地域において、食品事業者等が行う新商品・サービスの開発や販路開拓等の取組を雇用面で支援 ・新規雇用人数：140名 | |  | | | |
| いわてフードコミュニケーション推進事業（再掲） | 県 | 「食の安全・安心」を基本とし、本県の特徴ある食材や資源を活用した新しいビジネス展開や販路開拓の活発化を促進し、本県食産業を高い付加価値生産性を持つ総合産業として育成 | |  | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|----------------------|------|---|------|---|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 農商工連携・地域資源活用推進事業（再掲） | 県 | 震災により打撃を受けた沿岸地域を中心として、いわて農商工連携ファンド等により農林漁業者と中小企業者との連携による新たな事業展開や、農林水産物の加工や流通・販売等に取り組むモデル作りを支援 | |  | | | |
| （仮称）被災商店街にぎわい支援事業 | 県 | 商店街等が商業コンサルタント等の専門家を招き、商店街活性化のコンセプトづくりを支援するほか、賑わいを回復し活性化を図る取組、被災したまちに人を呼び込む取組等についても支援 | |  | | | |

| 取組項目 | | ものづくり産業の新生 | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--|------|---|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 復興支援ファンド設立支援事業（再掲） ▼P95 | 国、県、金融機関等 | 二重債務問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援 | |  | | | |
| 仮設施設整備事業（再掲） | 中小企業基盤整備機構、市町村、県 | 市町村からの要請に基づき中小機構が仮設施設（店舗・事務所・工場等）を整備し、市町村を通じて事業者に貸与する制度の利用促進を図るための周知等を実施 | |  | | | |
| 中小企業高度化資金貸付金（被災中小企業施設・設備整備支援事業）（再掲） | 中小企業基盤整備機構、県、いわて産業振興センター | 復興事業計画の認定を受けた被災中小企業等の施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構と県が協調し、いわて産業振興センターを通じた資金貸付を実施 | |  | | | |
| 中小企業災害復旧資金貸付金（再掲） | 県 | 事業所等が罹災した中小企業者で罹災証明書の発行を受けた方に対して、長期・低利の貸付を実施 ・融資枠：50億円 | |  | | | |
| 中小企業災害復旧資金保証料補給事業（再掲） | 県 | 災害復旧資金を利用する中小企業者に対して、負担を軽減するため保証料補給を実施 | |  | | | |
| 中小企業経営安定資金貸付金（災害対策）（再掲） | 県 | 経営環境が悪化している中小企業者に対して運転資金の貸付を実施 ・経営安定資金融資枠総額：350億円 | |  | | | |
| 岩手県制度融資の特例措置（再掲） | 県 | 資金繰りに支障を来す恐れのある中小企業者に対して岩手県制度融資の条件変更（返済期間を最長3年延長）に関する特例措置を実施 | |  | | | |
| 中小企業東日本大震災復興資金貸付金（再掲） | 県 | 中小企業者に対して経営の安定に必要な資金の貸付を実施 ・融資枠：500億円 | |  | | | |
| 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業（再掲） | 県 | 東日本大震災復興資金を利用する直接被害を受けた中小企業者に対して、負担を軽減するため保証料補給を実施 | |  | | | |
| 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置（再掲） | 国、県、いわて産業振興センター | 直接被災した企業を対象に小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置を実施 ・新規導入設備の貸与期間2年間延長 ・既存貸付設備の償還期間2年間延長 ・貸与損料率やリース料率を基準より引下げ | |  | | | |
| 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除（再掲） | 国、県、いわて産業振興センター | 被災により、貸与した設備が滅失した場合、滅失した設備について償還免除（債権放棄）を実施 | |  | | | |
| 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置（再掲） | 県、いわて産業振興センター | 直接被災した企業を対象に地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置を実施 ・既存貸付設備の償還期間2年間延長 ・貸与損料率やリース料率を基準より引下げ ・貸付条件の拡大措置を実施 ・据置期間の1年間延長 | |  | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | | |
|------------------------------|---------------|---|------|---|-----|-----|------|--|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除（再掲） | 県、いわて産業振興センター | 被災により、貸与した設備が滅失した場合、滅失した設備について償還免除（債権放棄）を実施 | |  | | | | |
| 中小企業被災資産修繕事業（再掲） | 市町村 | 市町村が行う被災した中小企業の現有店舗・工場等の修繕に対する補助事業に要する経費に対して補助 | |  | | | | |
| 中小企業等復旧・復興支援事業（再掲） ▼P86 | 民間企業 | 被災した複数の中小企業等が一体となって行う施設・設備の復旧・整備に要する経費に対して補助 | |  | | | | |
| 事業協同組合等共同施設復旧事業（再掲） | 民間企業 | 被災した事業協同組合等が行う共同施設等の復旧に要する経費に対して補助 | |  | | | | |
| 被災工場再建支援事業（再掲） | 市町村 | 沿岸地域において被災した、従業員30名以上の工場等の再建に対して行う市町村の補助事業に、その経費の一部を補助 | |  | | | | |
| 企業立地促進資金貸付金（再掲） | 県 | 沿岸地域において、被災した工場等が再建を行う場合、必要な資金を融資 ・貸付限度額：3億円（地域等による加算あり） ・貸付利率：10年以内 年1.8%、10年超15年以内 2.0% | |  | | | | |
| （仮称）放射性物質総合対策事業（再掲） | 県、市町村、関係団体等 | 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組を推進 ・学校、保育所等における放射線量測定の実施と情報提供等 ・保健所における健康相談等の実施 ・県産農林水産物、食品、工業製品等の放射性物質の測定調査等の実施 ・輸出品に関する証明書等発行の円滑な処理 ・風評被害防止のための県内外への情報発信 | |  | | | | |
| 特区制度の活用による被災企業等への優遇税制の実施（再掲） | 国、県、市町村等 | 被災企業等の早期復興支援や経営安定のため、特区制度等を活用し、国税・地方税等の優遇税制を提案 | |  | | | | |
| 被災ものづくり企業支援サポーターを活用した被災企業支援 | 県 | 被災したもののづくり企業の早期回復と復興を図るため、自動車・半導体等各種ネットワークを活用して支援サポーターを募り、沿岸地域の被災企業を支援 ・支援サポーター企業数：100社 | |  | | | | |
| 自動車関連産業創出推進事業 ▼P96 | 県、いわて産業振興センター | 本県ものづくり産業の牽引役である自動車関連産業の集積促進を図るため、産学官連携による技術高度化、取引拡大、新規参入等を支援 ・取引件数：70件 | |  | | | | |
| 半導体関連産業創出推進事業 | 県 | 本県ものづくり産業の牽引役である半導体関連産業の集積促進を図るため、産学官連携による新産業開拓、技術高度化、取引拡大、新規参入等を支援 ・取引件数：70件 | |  | | | | |
| いわてものづくり産業人材育成事業 | 県 | 内陸地域と沿岸県北地域とものづくりネットワーク間の連携を強化し、小中学生から企業人まで、多様で厚みのある産業集積を支える高度な産業人材の育成を支援 ・工業高校における技能士数：2,700人 | |  | | | | |
| 医療機器関連産業創出推進事業 | 県 | 本県ものづくり産業の牽引役を目指す医療機器関連産業の集積促進を図るため、産学官連携による技術高度化、医工連携、取引拡大、新規参入等を支援 ・医療機器の開発試作件数：80件 | |  | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|--------------------------------|---------|--|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 情報関連産業競争力強化事業 | 県 | ものづくり産業の高付加価値化・高効率化に寄与する情報関連産業の競争力強化を図るため、産学官連携による技術高度化、取引拡大、新規参入等に関する取組を支援 ・新規取引件数：90件 | | | | | |
| 戦略的知財活用支援事業 | 国、県 | ものづくり産業の技術の高度化や製品の高付加価値化等による競争力の確保、新事業の創出につながるよう、知的財産の活用を支援 ・知財支援総合窓口の沿岸地域企業等支援件数：7,500件（うち沿岸：800件） | | | | | |
| 市町村復旧緊急支援事業（再掲） | 県 | 市町村及び市町村長が必要と認める団体が行う東日本大震災津波からの復旧・復興に資する取組に対し支援（補助金交付） ・県内34市町村：補助率1/2（沿岸12市町村は2/3に嵩上げ） ※H24以降は今後検討 | | | | | |
| 企業立地促進奨励事業 | 市町村 | 知事が認定した企業による工場等の新設・増設に対し市町村が補助する場合に、その経費の一部を補助 | | | | | |
| 人財U・Iターン型企业誘致促進事業 | 市町村 | 県出身のUターン者等が勤務する企業の開発拠点設置に対して市町村が補助を行う場合に、その経費の一部を補助 | | | | | |
| 三次元設計開発人材育成事業 | 県 | 三次元設計開発者の育成や県内企業の三次元設計開発技術力の向上を図り、設計開発部門の集積と県内企業の競争力強化を支援 ・人材育成数：600人 | | | | | |
| ものづくり高度技能者育成支援事業 | 県 | 県内の中小企業等が岩手大学大学院金型・製造工学専攻に技術者を派遣する経費の一部を支援するほか、被災企業等の技術力・競争力の向上に資する企業人材の育成等を支援 ・企業からものづくり大学院等への派遣者数：60人 | | | | | |
| ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業 | 県 | 地域の産学官が連携し、「高度開発型のものづくり産業集積」の形成を促進するため、ものづくりとソフトウェアの両面の知識を有する技術者の育成を支援 ・人材育成数：600人 | | | | | |
| デュアルシステム型被災者等ものづくり技術習得支援事業（再掲） | 県 | 沿岸被災地の離職者等を県内企業が一時的に雇用し、職場実習や講義等を組み合わせ、被災者等の生活基盤の安定と被災企業の再建を担うものづくり技術者の育成等を支援 ・育成技術者数：100人 | | | | | |
| （仮称）国際研究開発拠点形成促進事業 ▼P97 | 国、県 | 海洋生態系等の研究成果の蓄積を生かした国際海洋研究所、及び大規模地震・津波等に関する国際防災研究所及び素粒子加速器を中核とした国際素粒子・エネルギー研究所の国による設置へ向け、調査研究や国内外の大学等研究者ネットワークの形成を促進 ・研究開発拠点の誘致件数：3件 | | | | | |
| （仮称）海洋エネルギー利用実証拠点形成促進事業 | 国、県、市町村 | 再生可能エネルギーの利用拡大へ向け、本県沿岸地域で有望視される多様なポテンシャルの開発と活用のため、洋上ウィンドファーム及び海洋エネルギー利用実証フィールドの誘致へ向け、調査研究を実施 ・再生可能エネルギーファーム又は利用実証フィールド誘致件数：2件 | | | | | |
| 海洋研究拠点復興促進事業 | 国、県 | これまで蓄積してきた海洋関連の研究成果の活用により被災地域の産業復興を支援するため、地域の大学等と連携し、水産、水産加工、食品等に関連した実用化研究を推進 ・被災研究機関の復旧件数：4件 | | | | | |

構成事業の概要と実施年度

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | | |
|---------------------------|---------------------|---|------|-----|-----|-----|------|--|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| 沿岸研究機関等研究支援事業 | 県 | 被災により研究等が休止となっている教育研究機関等の研究再開へ向けた支援 | | | | | | |
| コバルト合金新産業クラスター形成促進・展開支援事業 | 国、県、釜石市、いわて産業振興センター | 釜石地域を中心に進めてきた「いわて発」高付加価値コバルト合金の医療機器材料や産業用高耐久材料としての開発成果を活用し、より幅広い製品化開発等を通じ、沿岸地域産業の復興を促進 ・製品化件数：25件 | | | | | | |
| (仮称) いわて発研究開発シーズ戦略的育成推進事業 | 県 | 震災からの着実な復興を目指し、大学等の有望な研究シーズから、実用化まで一貫した支援を行うコーディネート体制の構築、及び、公募競争型の研究開発支援事業を実施 ・国等の研究開発資金の獲得件数：40件 | | | | | | |
| 科学技術振興推進事業 | 県 | 震災からの着実な復興を目指し、自動車・半導体・医療機器関連産業などに続く新たなものづくり産業の創出に向け、持続的なイノベーションが創出できるよう、産学官金連携を強化 ・沿岸地域企業の参加したプロジェクト実施件数：9件 | | | | | | |

3つの原則

「なりわい」の再生



10分野


観光

| 取組項目 | | 観光資源の再生と新たな魅力の創造 | | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--|------|-----|-----|-----|------|--|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26~ | |
| 中小企業高度化資金貸付金（被災中小企業施設・設備整備支援事業）（再掲） | 中小企業基盤整備機構、県、いわて産業振興センター | 復興事業計画の認定を受けた被災中小企業等の施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構と県が協調し、いわて産業振興センターを通じた資金貸付を実施 | | | | | | |
| 中小企業災害復旧資金貸付金（再掲） | 県 | 事業所等が罹災した中小企業者で罹災証明書の発行を受けた方に対して、長期・低利の貸付を実施 ・融資枠：50億円 | | | | | | |
| 中小企業災害復旧資金保証料補給事業（再掲） | 県 | 災害復旧資金を利用する中小企業者に対して、負担を軽減するため保証料補給を実施 | | | | | | |
| 中小企業経営安定資金貸付金（災害対策）（再掲） | 県 | 経営環境が悪化している中小企業者に対して運転資金の貸付を実施 ・経営安定資金融資枠総額：350億円 | | | | | | |
| 岩手県制度融資の特例措置（再掲） | 県 | 資金繰りに支障を来すことが懸念される中小企業者に対して岩手県制度融資の条件変更（返済期間を最長3年延長）に関する特例措置を実施 | | | | | | |
| 中小企業東日本大震災復興資金貸付金（再掲） | 県 | 中小企業者に対して経営の安定に必要な資金の貸付を実施 ・融資枠：500億円 | | | | | | |
| 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業（再掲） | 県 | 東日本大震災復興資金を利用する直接被害を受けた中小企業者に対して、負担を軽減するため保証料補給を実施 | | | | | | |
| 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置（再掲） | 国、県、いわて産業振興センター | 直接被災した企業を対象に小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置を実施 ・新規導入設備の貸与期間2年間延長 ・既存貸付設備の償還期間2年間延長 ・貸与損料率やリース料率を基準より引下げ | | | | | | |
| 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除（再掲） | 国、県、いわて産業振興センター | 被災により、貸与した設備が滅失した場合、滅失した設備について償還免除（債権放棄）を実施 | | | | | | |
| 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置（再掲） | 県、いわて産業振興センター | 直接被災した企業を対象に地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置を実施 ・既存貸付設備の償還期間2年間延長 ・貸与損料率やリース料率を基準より引下げ ・貸付条件の拡大措置を実施 ・据置期間の1年間延長 | | | | | | |
| 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除（再掲） | 県、いわて産業振興センター | 被災により、貸与した設備が滅失した場合、滅失した設備について償還免除（債権放棄）を実施 | | | | | | |
| 中小企業被災資産修繕事業（再掲） | 市町村 | 市町村が行う被災した中小企業の現有店舗・工場等の修繕に対する補助事業に要する経費に対して補助 | | | | | | |
| 中小企業等復旧・復興支援事業（再掲） ▼P86 | 民間企業 | 被災した複数の中小企業等が一体となって行う施設・設備の復旧・整備に要する経費に対して補助 | | | | | | |
| 復興支援ファンド設立支援事業（再掲） ▼P95 | 国、県、金融機関等 | 二重債務問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援 | | | | | | |
| 特区制度の活用による被災企業等への優遇税制の実施（再掲） | 国、県、市町村等 | 被災企業等の早期復興支援や経営安定のため、特区制度等を活用し、国税・地方税等の優遇税制を提案 | | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|--------------------------------|-------|---|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| (仮称) 沿岸地域観光産業再生支援事業 | 県 | 津波により失われた地域の観光資源の創造的復興に向け、地域の核となる人材の育成と様々な機関等のネットワークの構築を促進 ・人材の育成：4地区（久慈、宮古、釜石、大船渡） ・ネットワークの構築：4地区 | | | | | |
| いわてデスティネーションキャンペーン推進事業 ▼P98 | 推進協議会 | 沿岸の復興支援と内陸観光振興に向けた全国への情報発信、誘客事業の展開、地域主体の観光地づくりを推進 ・宣伝、誘客事業の実施：誘客イベント、情報発信等 ・受入態勢整備事業：歓迎イベント、二次交通対策等 (キャンペーン回数：年1回) | | | | | |
| (仮称) 安全・安心グリーン・ツーリズム展開事業 | 県 | グリーン・ツーリズム受入農林漁業者の安全・安心なグリーン・ツーリズム受入体制の構築支援と、県内外へのPR活動を実施 | | | | | |
| (仮称) 自然公園施設緊急整備事業 | 県 | 魅力あふれる観光地の創造及び自然とのふれあい促進を図るため、陸中海岸国立公園施設の復旧・整備を緊急実施 ・自然公園施設の復旧・整備：12か所 | | | | | |

| 取組項目 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組 | | | | | | | |
|------------------------------------|-------------|--|------|-----|-----|-----|------|
| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| いわてデスティネーションキャンペーン推進事業（再掲） ▼P98 | 推進協議会 | 沿岸の復興支援と内陸観光振興に向けた全国への情報発信、誘客事業の展開、地域主体の観光地づくり推進 ・宣伝、誘客事業の実施：誘客イベント、情報発信等 ・受入態勢整備事業：歓迎イベント、二次交通対策等 (キャンペーン回数：年1回) | | | | | |
| 国際観光推進事業 ▼P99 | 県 | 東アジア圏(台湾、韓国、中国、香港、シンガポール)をターゲットとし、海外事務所を活用し、震災等による風評被害の払拭や認知度向上、旅行商品の造成・販売促進事業により外国人観光客の誘致を推進 ・海外AGT招請5回/年、旅行商品造成4回/年、海外旅行博出展8回/年 | | | | | |
| 今こそ岩手へ誘客促進事業 | 岩手県観光協会 | 沿岸地域の復興支援と過度な自粛・遠慮ムードの払拭による誘客促進と観光消費の拡大を図るためプレゼントキャンペーンを展開 ・県外観光客を対象としたクーポン券プレゼント(1,000円券×1,000人) | | | | | |
| (仮称) 放射性物質総合対策事業（再掲） | 県、市町村、関係団体等 | 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組を推進 ・学校、保育所等における放射線量測定の実施と情報提供等 ・保健所における健康相談の実施 ・県産農林水産物、食品、工業製品等の放射性物質の測定調査等の実施 ・輸出品に関する証明書等発行の円滑な処理 ・風評被害防止のための県内外への情報発信 | | | | | |
| 東北観光推進事業 | 県 | 東北観光に係る震災等による風評被害の払拭や認知度向上と国内・海外観光客等の誘致を推進 ・1団体/年 | | | | | |

| 事業名 | 事業主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|-------------------------|-------|---|------|-----|-----|-----|------|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26～ |
| 北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営事業 | 県 | 観光分野を中心とした海外交流拠点を韓国に整備し、震災等による風評被害の払拭や観光客の誘致拡大、物産の販路開拓、技術交流、文化交流等を拡大 ・物産共同事業：年1回 | | | | | |
| 北東北広域観光推進事業 | 推進協議会 | 北東北三県が一体となり、震災復興に向けた国内外への観光振興事業を実施し、北東北三県の広域観光を推進 ・1団体/年 | | | | | |
| 未知の奥・平泉観光振興事業 | 県 | 沿岸の復興のシンボルとしての「平泉」を核に、過度な自粛・遠慮ムードの払拭のため情報発信、誘客事業を実施 ・情報発信（7回）：広告媒体の活用、ポスター等 ・誘客事業（3回）：誘客イベント等の開催 | | | | | |
| いわてへの定住・交流促進事業 | 県 | 復旧支援やボランティア活動等による他県民との新たな交流、つながりを活かし、本県の魅力である自然や歴史・文化をPRし、本県への定住・交流を推進 ・県内34市町村 | | | | | |
| いわて情報発信強化事業 | 県 | 開かれた復興を目指し、国内外からの支援に対する感謝を伝え、震災を忘れず応援し続けていただくため、震災から立ち上がる岩手の姿や「黄金の國、いわて。」に表現される岩手の魅力を継続的に発信 ・海外に向けた情報発信 ・希望郷いわて文化大使に対する岩手の魅力情報の発信 | | | | | |
| 財団法人岩手県観光協会育成事業 | 県 | 財団法人岩手県観光協会が実施する観光客受入整備及び観光客情報発信に関する事業を実施し、震災等による風評被害の払拭や世界遺産平泉を中心とした本県観光の振興を推進 ・1団体/年 | | | | | |
| みちのく岩手観光案内板整備事業 | 県 | 震災により、滅失又は毀損した観光案内板の整備及び修繕を実施 ・観光案内板整備：9基/年 ・観光誘導標識：2基/年 | | | | | |
| (仮称) みちのくコンベンション等誘致促進事業 | 県 | 国が実施するコンベンション等誘致の商談会に参加し、震災関連のコンベンション等の誘致を促進 ・商談会参加：1回/年 ・セミナー開催：1回/年 ・パンフレット作成：5,000部/年 | | | | | |



主要な事業

主要な事業

目次

| 事業 No. | 事業名等 | ページ |
|--------|----------------------------------|-----|
| 1 | 災害廃棄物緊急処理支援事業 | 55 |
| 2 | 多重防災型まちづくり推進事業 | 56 |
| 3 | 警察官緊急増員事業 | 58 |
| 4 | (仮称)三陸鉄道復旧整備事業 | 59 |
| 5 | 湾口防波堤等整備事業 | 60 |
| 6 | (仮称)広域防災拠点整備事業 | 61 |
| 7 | (仮称)再生可能エネルギー導入促進事業 | 62 |
| 8 | メモリアル公園等整備事業 | 63 |
| 9 | 三陸復興道路整備事業 | 64 |
| 10 | 被災者台帳システム整備及び運用支援事業 | 66 |
| 11 | 総合的被災者相談支援事業 | 67 |
| 12 | 災害復興公営住宅等整備事業 | 68 |
| 13 | 緊急雇用創出事業臨時特例基金 | 69 |
| 14 | 職業訓練施設災害復旧整備事業 | 70 |
| 15 | 被災地医療確保対策事業 | 71 |
| 16 | (仮称)ドクターヘリ運航事業 | 72 |
| 17 | 児童養育支援ネットワーク事業 | 73 |
| 18 | (仮称)こころのケアセンター等設置運営事業 | 74 |
| 19 | いわて子どものこころのサポート事業 | 75 |
| 20 | いわての復興教育推進事業 | 76 |
| 21 | 文化財レスキュー事業 | 77 |
| 22 | (仮称)海洋型スポーツ・レクリエーション拠点施設整備事業 | 78 |
| 23 | (仮称)新しい公共による地域コミュニティ支援事業 | 79 |
| 24 | 生活福祉資金貸付推進事業 | 80 |
| 25 | (仮称)被災市町村行政機能回復支援事業 | 81 |
| 26 | 共同利用漁船等復旧支援対策事業 | 82 |
| 27 | 水産業経営基盤復旧支援事業 | 83 |
| 28 | 水産業共同利用施設復旧支援事業 | 84 |
| 29 | 製氷保管施設等早期復旧支援事業(うち製氷・貯氷施設回復支援事業) | 85 |
| 30 | 中小企業等復旧・復興支援事業 | 86 |
| 31 | (仮称)産地パワーアップ復興支援事業 | 87 |
| 32 | 漁港災害復旧事業 | 88 |
| 33 | (仮称)農業復興総合支援事業 | 89 |
| 34 | (仮称)農地災害関連区画整理事業 | 90 |
| 35 | (仮称)三陸みらい園芸産地づくり事業 | 91 |
| 36 | (仮称)三陸みらい農業担い手応援事業 | 92 |
| 37 | (仮称)木材供給等復旧対策事業 | 93 |
| 38 | 治山災害復旧事業(海岸保全施設等復旧) | 94 |
| 39 | 復興支援ファンド設立支援事業 | 95 |
| 40 | 自動車関連産業創出推進事業 | 96 |
| 41 | (仮称)国際研究開発拠点形成促進事業 | 97 |
| 42 | いわてデスティネーションキャンペーン推進事業 | 98 |
| 43 | 国際観光推進事業 | 99 |

取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

No. 1 災害廃棄物緊急処理支援事業

➤ 事業目的

復旧復興の第一ステップとして、災害廃棄物（がれき）の早期撤去を行うとともに、リサイクルに努めるなど、環境に配慮した処理を推進。

➤ 事業主体

県、市町村

➤ 事業概要

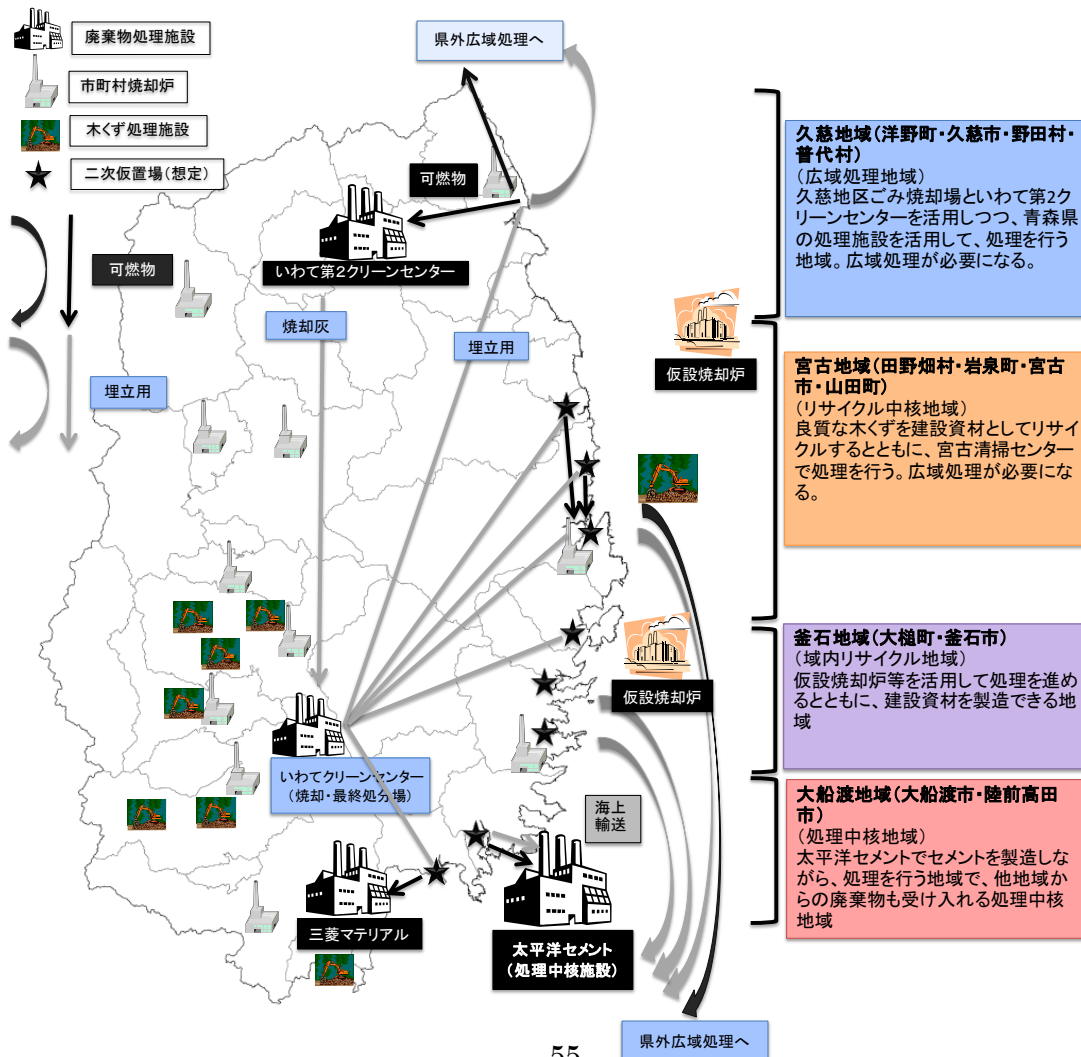
廃棄物処理法の規定により市町村事務とされている一般廃棄物（災害廃棄物）の処理について、地方自治法の規定に基づく事務委託を受けた12市町村の当該事務を県が代行して実施。

岩手県災害廃棄物処理実行計画（平成23年6月20日）に基づき、平成26年3月末までに終了することを目標として設定。

➤ 実施期間

平成23年度 ～ 平成25年度

➤ 災害廃棄物処理のイメージ



取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり
故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

No. 2 多重防災型まちづくり推進事業

➤ 事業目的

津波対策の基本的な考え方（海岸保全施設・まちづくり・ソフト対策）を踏まえ、津波等の自然災害による被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全で安心な防災都市・地域づくりを推進。

➤ 事業主体

県、市町村

➤ 事業概要

津波によって破壊された防潮堤等「海岸保全施設」のまちづくりと一体となった整備や、市町村のまちづくり計画策定に向けた技術支援や防災型シンボルロード整備等の「まちづくり」、避難経路の充実や防災文化の醸成等の「ソフト対策」3つを組み合わせた多重防災型まちづくりに向けた取組を推進

- (1) 海岸保全施設
 - ・ 海岸保全施設等整備事業
 - ・ 津波水門等電動・遠隔化促進事業
- (2) まちづくり
 - ・ 多重防災型まちづくり計画策定支援事業
 - ・ 復興まちづくり支援事業
 - ・ まちづくり連携道路整備事業
 - ・ 防災型シンボルロード整備事業
 - ・ 公共団体区画整理事業
 - ・ 避難ビル兼用複合型集合住宅整備事業
- (3) ソフト対策
 - ・ 緊急避難路整備事業
 - ・ 防災文化醸成事業

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

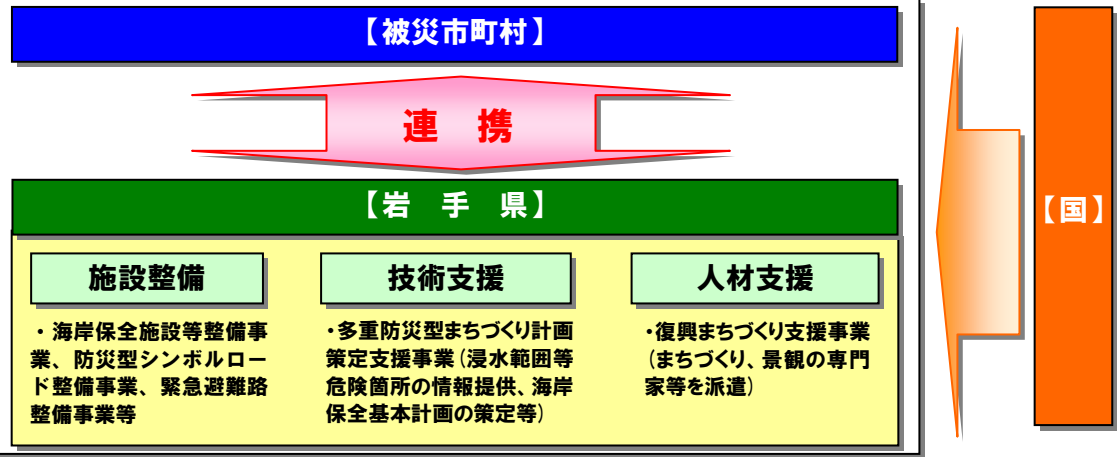
多重防災型まちづくり推進事業

津波対策の基本的な考え方

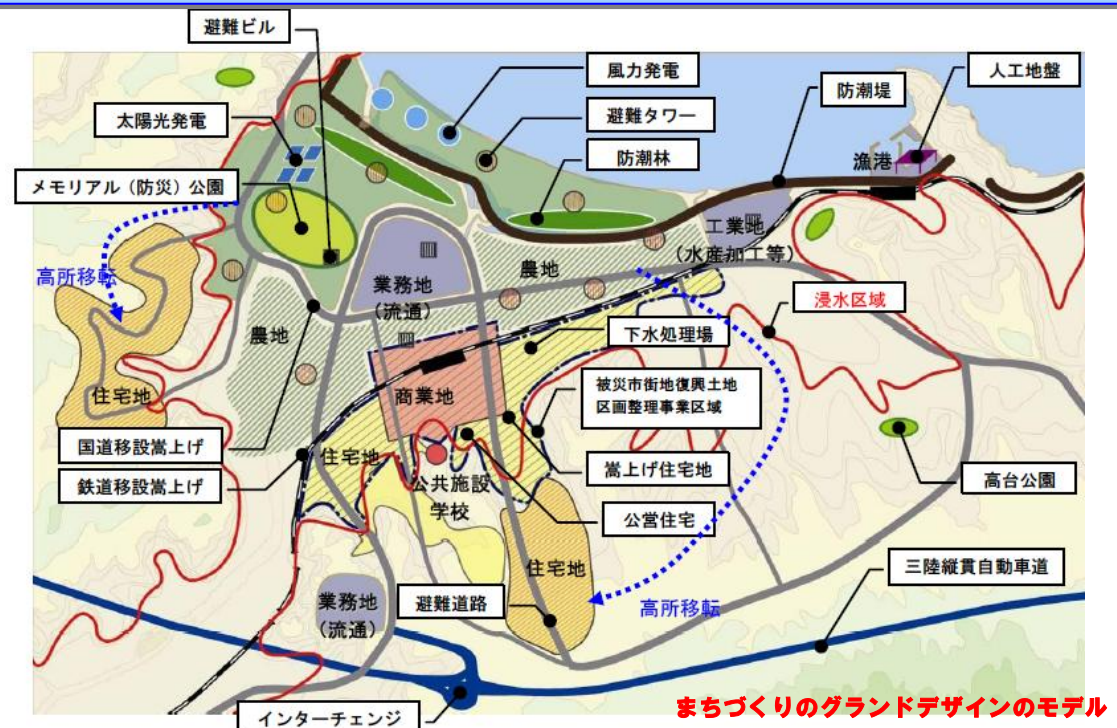


多重防災型まちづくり

具体的取組



「多重防災型まちづくり」の実現



取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

3 警察官緊急増員事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた沿岸市町村において、良好な治安を確保するとともに復興過程における治安情勢の変化に対応するため、警戒・警ら及び初動捜査に係る体制を強化。また、復興活動等の進行に伴う交通量の増大等に的確に対応し、円滑な道路交通を確保。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

警察署や交番・駐在所の損壊又は流失、地域コミュニティの崩壊等による治安維持機能の極めて憂慮すべき状況に対応するとともに、信号機等交通安全施設の復旧が長期化する中で、復興対応車両等の増加に伴う渋滞や交通事故に対応するための警察官を緊急に増員することにより

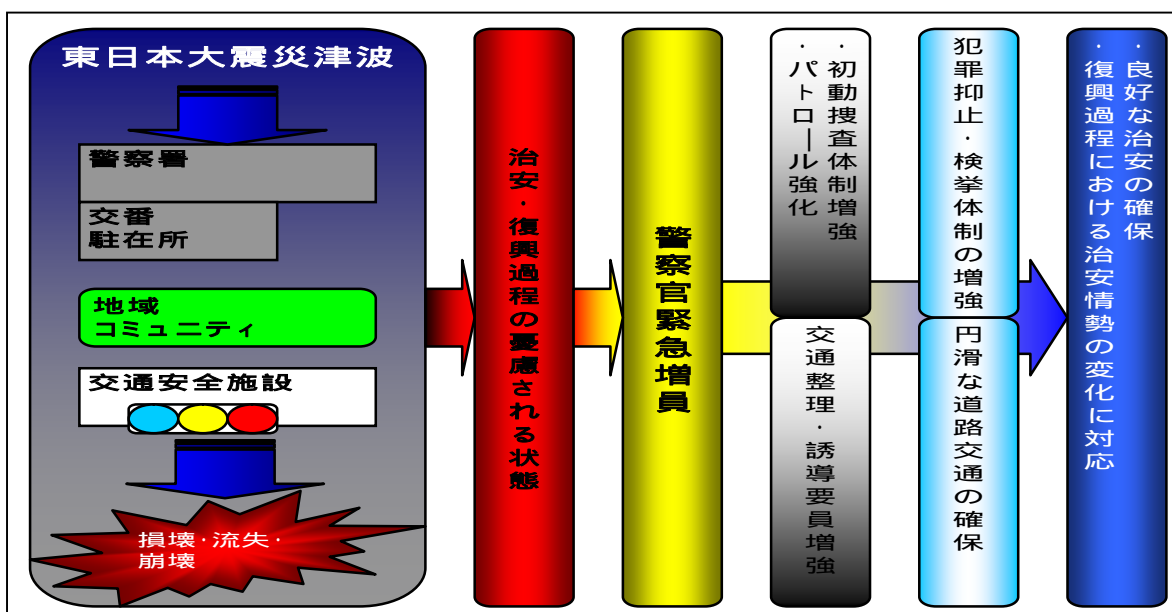
- (1) 被災地の安全・安心を確立するためのパトロール機能の強化
- (2) 被災地の交通の安全と円滑を確保するための体制の整備
- (3) 震災に乗じた犯罪の取締り強化のための体制の整備

を実施。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ~

➤ 良好な治安の確保イメージ



取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

No. 4 (仮称) 三陸鉄道復旧整備事業

➤ 事業目的

甚大な被害を受けた三陸鉄道は、地域住民の通勤・通学、通院の重要な交通手段となっているほか、観光等地域産業の振興のために重要な社会基盤であることから、国庫補助制度を活用し早急に復旧を実施。

➤ 事業主体

国、県、市町村（復旧整備工事の事業主体は三陸鉄道株）

➤ 事業概要

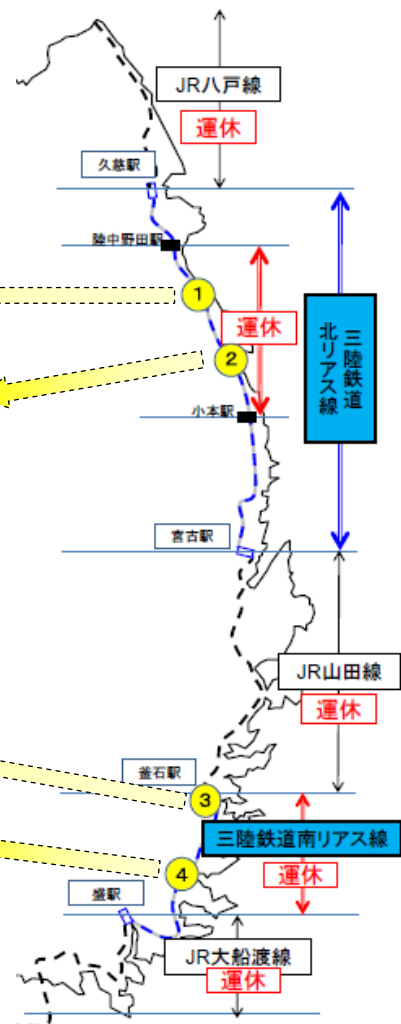
復旧工事等が必要な箇所等（被害状況）

| 線名 | 区間 | 延長km | 被害箇所数 | | | | |
|-------|-------|------|-------|-----|----|-----|-----|
| | | | 駅舎 | 線路 | 橋梁 | その他 | 合計 |
| 北リアス線 | 宮古～久慈 | 71 | 1 | 38 | 15 | 16 | 70 |
| 南リアス線 | 盛～釜石 | 37 | 4 | 96 | 20 | 127 | 247 |
| 計 | | 108 | 5 | 134 | 35 | 143 | 317 |

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 三陸鉄道の被災状況と復旧



取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

No. 5 湾口防波堤等整備事業

➤ 事業目的

甚大な被害を受けた各港湾所在市の復興のため、第一線堤としての防災施設である湾口防波堤等の復旧・整備を促進。

➤ 事業主体

国

➤ 事業概要

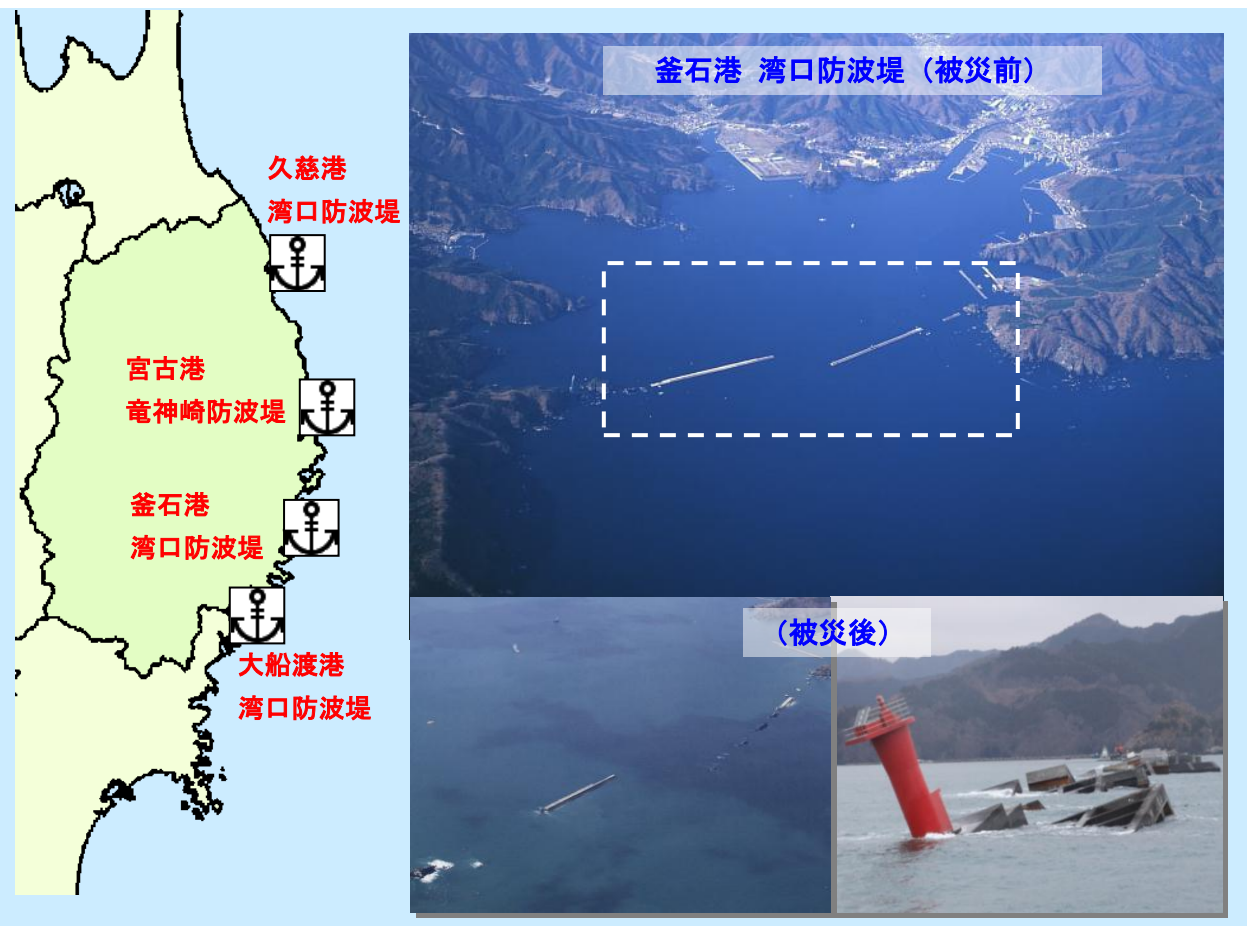
津波によって倒壊した釜石港、大船渡港湾口防波堤の早期復旧と現在整備中の久慈港湾口防波堤、宮古港竜神崎防波堤の整備を促進

- (1) 湾口防波堤の復旧 2箇所（釜石港、大船渡港）
- (2) 湾口防波堤等の整備 2箇所（久慈港、宮古港）

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～

➤ 湾口防波堤等の復旧・整備



取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

No. 6 (仮称) 広域防災拠点整備事業

➤ 事業目的

地域防災力、被災後の対応力の強化を図り、津波等の大規模災害による被害の最少化を図るため、予防対策、応急対策における広域的な防災拠点を整備。

➤ 事業主体

国、県、市町村

➤ 事業概要

災害時において、物資受入・集配、応急要員の集積・宿泊、被災者用物資・資機材の備蓄、広域医療搬送、災害対策本部の代替機能等を有する広域的な防災拠点等を整備。(平時には、防災教育、防災訓練施設として活用)

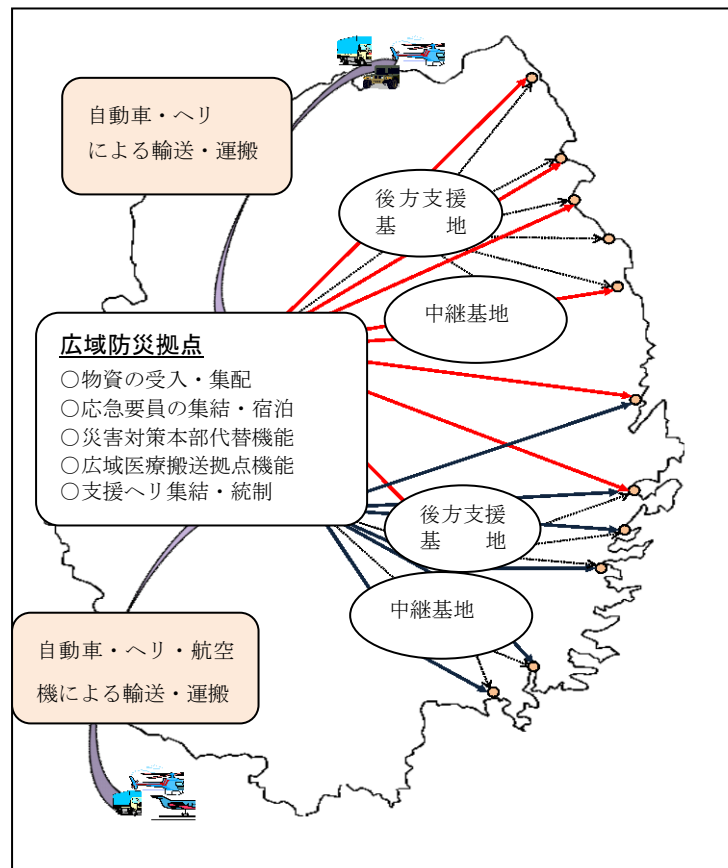
➤ 実施期間

平成 24 年度 ～ 平成 26 年度 整備構想策定

平成 27 年度 基本設計

平成 28 年度 ～ 平成 29 年度 建設

➤ 広域防災拠点整備イメージ



取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

No. 7 (仮称) 再生可能エネルギー導入促進事業

➤ 事業目的

本県に豊富に賦存する太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを最大限に活用するとともに、それらのエネルギーにより、防災拠点や住宅・事業所等が非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの導入促進。

➤ 事業主体

県、市町村

➤ 事業概要

再生可能エネルギー導入促進基金（仮称）を造成し、防災拠点や避難所に指定される公共施設・学校、病院、住宅・事業所等への太陽光発電、太陽熱・地中熱利用、バイオマス利用ボイラーなどの再生可能エネルギー利用設備の導入を促進。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

➤ 防災拠点や住宅・事業所等への再生可能エネルギーの導入イメージ



取組項目 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

No. 8 メモリアル公園等整備事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波の犠牲者を追悼、鎮魂するとともに、震災の経験や教訓を後世に語り継ぎ、より安全で暮らしやすい地域を創り上げていくための防災意識の向上等を「防災文化」として醸成し継承していくため、地域の防災拠点としての機能を兼ね備えたメモリアル公園等を整備。

➤ 事業主体

国、県、市町村

➤ 事業概要

犠牲者の追悼、鎮魂や、震災の経験、教訓の継承、地域の防災拠点としての機能を兼ね備えたメモリアル公園等の整備

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度



取組項目 災害に強い交通ネットワークの構築

No. 9 三陸復興道路整備事業**➤ 事業目的**

三陸沿岸地域の復興と安全・安心を確保するため、災害時等における確実な緊急輸送や代替機能を確保するとともに、水産業等の復興を支援する災害に強く信頼性の高い道路ネットワークを構築。

➤ 事業主体

国、県

➤ 事業概要**(1) 復興道路**

三陸沿岸地域の縦貫軸と内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等の整備を促進

【縦貫軸(三陸沿岸地域の各都市間を連絡する高規格幹線道路等)】

①三陸縦貫自動車道 ②三陸北縦貫道路 ③八戸・久慈自動車道

【横断軸(内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする高規格幹線道路等)】

①東北横断自動車道釜石秋田線 ②宮古盛岡横断道路(国道106号)

(2) 復興支援道路

内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路について、交通隘路の解消や防災対策、橋梁耐震化等を推進

【横断軸(内陸部から三陸沿岸地域の各都市等にアクセスする道路)】

①国道395号 ②国道281号 ③(主)戸呂町軽米線 ④(主)軽米九戸線 ⑤国道455号

⑥国道396号 ⑦国道283号 ⑧国道107号 ⑨国道397号 ⑩国道343号

⑪国道284号 ⑫国道342号

【縦貫軸(横断軸間を南北に連絡する道路)】

①国道340号 ②(主)久慈岩泉線

【インターチェンジへのアクセス道路】

(3) 復興関連道路

三陸沿岸地域の防災拠点(役場、消防等)や医療拠点(二次・三次救急医療施設)へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路について、交通隘路の解消や防災対策、橋梁耐震化等を推進

【防災拠点・医療拠点へのアクセス道路】

①(主)軽米種市線 ②(主)野田山形線 ③(一)田野畑岩泉線 ④(一)普代小屋瀬線

⑤(主)宮古岩泉線 ⑥[県代行]宮古市道北部環状線 ⑦(一)宮古山田線

⑧(主)大槌小国線 ⑨(主)釜石遠野線

【水産業の復興を支援する道路】

①(一)角ノ浜玉川線 ②(一)侍浜夏井線 ③(一)野田長内線 ④(主)岩泉平井賀普代線

⑤(一)崎山宮古線 ⑥(主)重茂半島線 ⑦(一)吉里吉里釜石線 ⑧(一)桜峠平田線

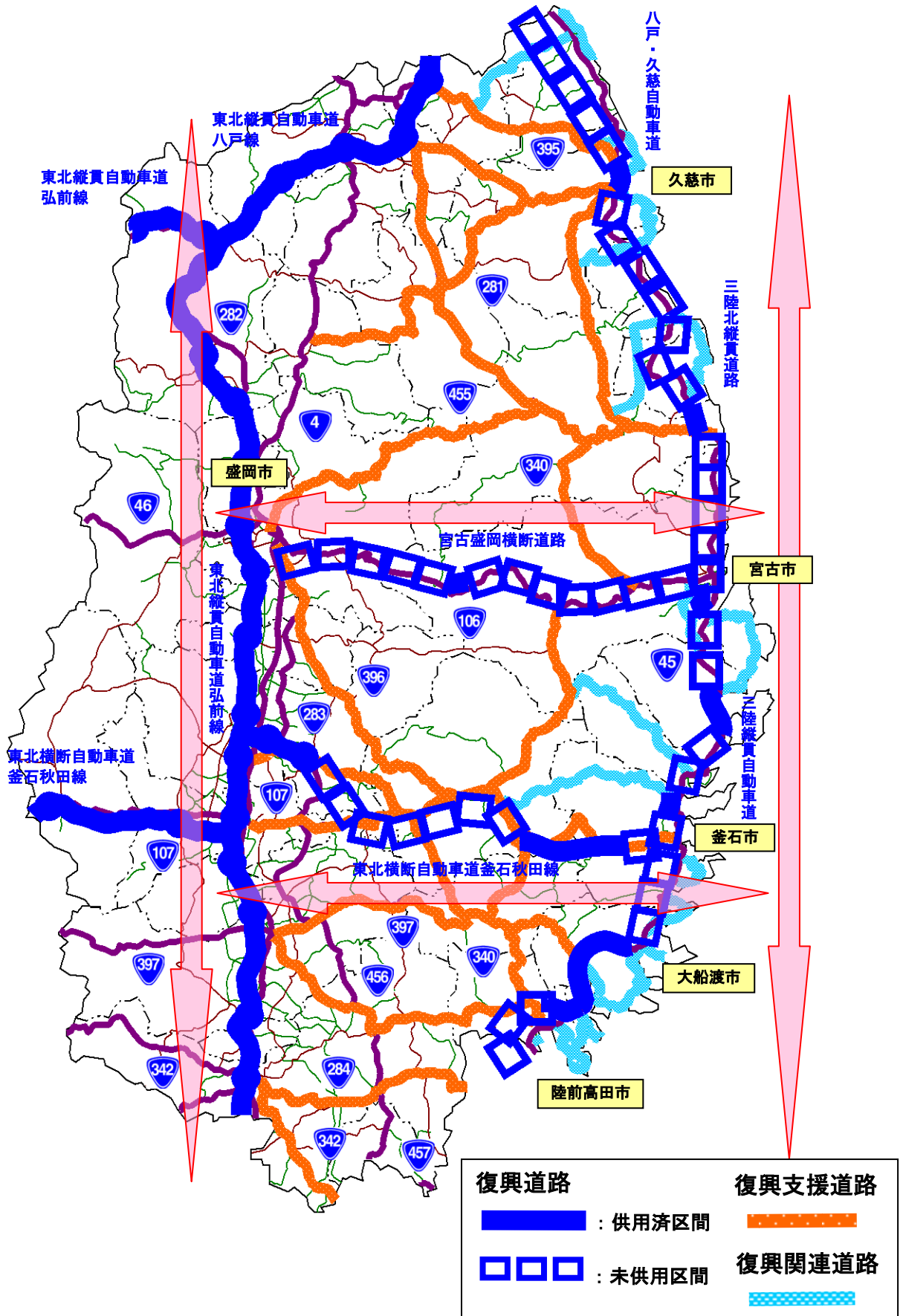
⑨(一)吉浜上荒川線 ⑩(一)崎浜港線 ⑪(主)大船渡綾里三陸線

⑫(主)大船渡広田陸前高田線 ⑬(一)碁石海岸線 ⑭(一)長部漁港線

➤ 実施期間

平成23年度 ～ 平成30年度

三陸復興道路整備事業ネットワーク図



取組項目 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

No.10 被災者台帳システム整備及び運用支援事業

➤ 事業目的

市町村における被災者の需要に応じた多種多様な生活再建支援が、一人の取り残しもなく円滑かつ効率的に実施できるよう、被災者情報を共有するための基盤システムを構築。

被災により行政機能が低下した市町村に代わり、県が主体となりシステム構築を行うとともに運用支援を実施。

➤ 事業主体

県、市町村

➤ 事業概要

(1) 被災者台帳システムの構築・市町村への提供

過去の震災での教訓に基づき、被災者生活再建に必要な基礎データを加工・登録した基盤システムを構築し、各市町村に提供

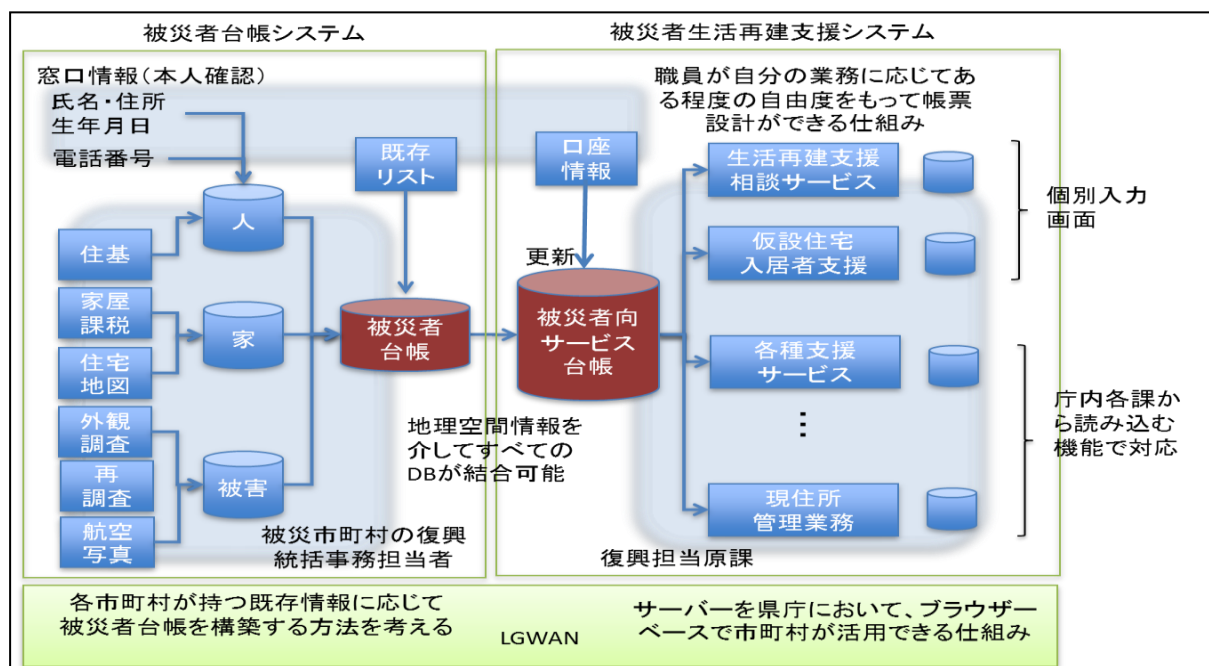
(2) 各種支援情報の蓄積・支援策の実施

各支援者が保有する被災者情報を登録のうえ共有化し、市町村における生活再建支援を進めるとともに、県における各種施策に反映

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

➤ 岩手県被災者台帳システム概要



取組項目 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

No.11 総合的被災者相談支援事業

➤ 事業目的

被災者の生活再建に向けて、今後ますます多様化することが予想される被災者からの相談・問い合わせに一元的かつ柔軟に対応するため、関係機関との緊密な連携のもと、県北・沿岸広域振興局（久慈、宮古、釜石、大船渡）を中心拠点とする新たな総合的被災者相談支援体制を構築。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

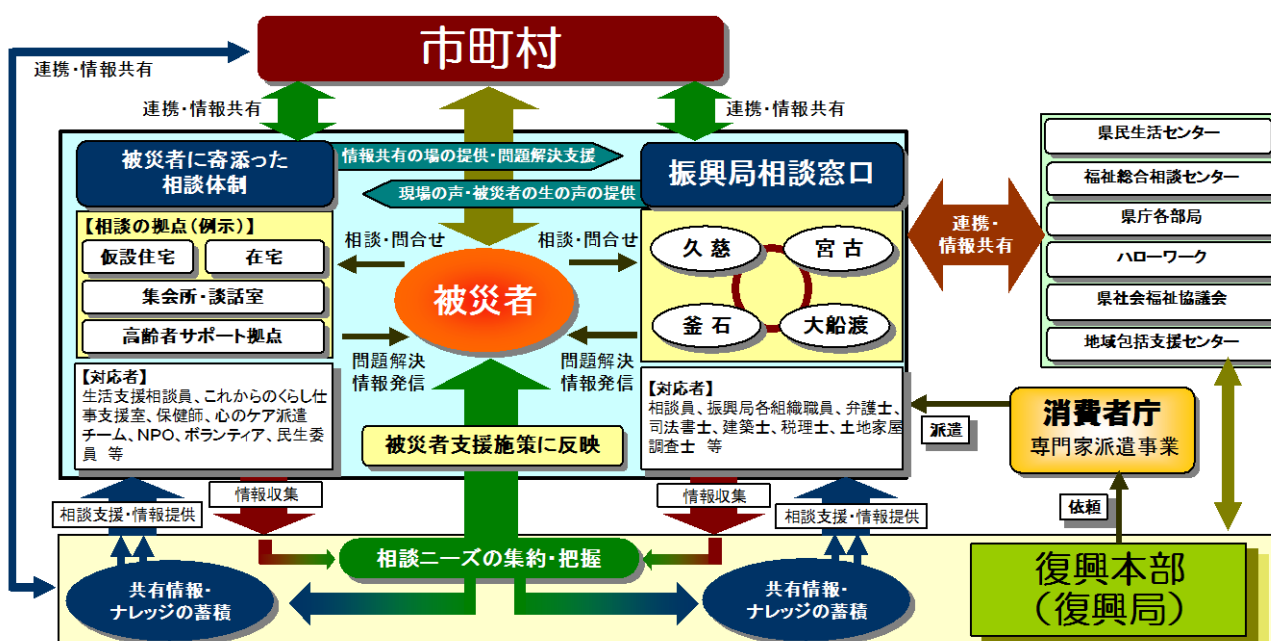
次の機能を備えた「被災者相談支援センター」を久慈、宮古、釜石及び大船渡の各地区に設置。

- (1) 被災者に寄添った多様な相談主体との連携・情報共有を県がコーディネート
- (2) 振興局相談窓口の充実強化
- (3) 積極的・効果的な情報発信と支援施策の立案

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

➤ 新たな総合的被災者相談支援体制イメージ



取組項目 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

No.12 災害復興公営住宅等整備事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給。

➤ 事業主体

県、市町村、民間企業

➤ 事業概要

- (1) 被災者の生活再建と地域の復興に寄与する安全で良質な災害復興公営住宅の整備を実施
- (2) 民間事業者を活用した災害復興型地域優良賃貸住宅等の整備を促進
- (3) 公的賃貸住宅団地における高齢者生活支援施設等の整備を促進

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度



取組項目 雇用維持・創出と就業支援

No.13 緊急雇用創出事業臨時特例基金

事業目的

被災地における雇用の維持・創出を行うため、当該基金を活用した緊急雇用創出事業を実施。

今般の震災に対応した雇用対策として、沿岸地域においては、生活再建に向けた各種相談や就業支援を行うとともに、緊急雇用創出事業や復興需要を活用した雇用の下支えを図りながら、水産業を軸として広範な産業支援策の実施による雇用の確保。

また、内陸部においては、基金を活用した雇用創出や、産業振興を通じた雇用の受け皿づくりを進め、もって、「雇用の創出と就業の支援」、「地域経済の復旧・復興」を推進。

事業主体

県

事業概要

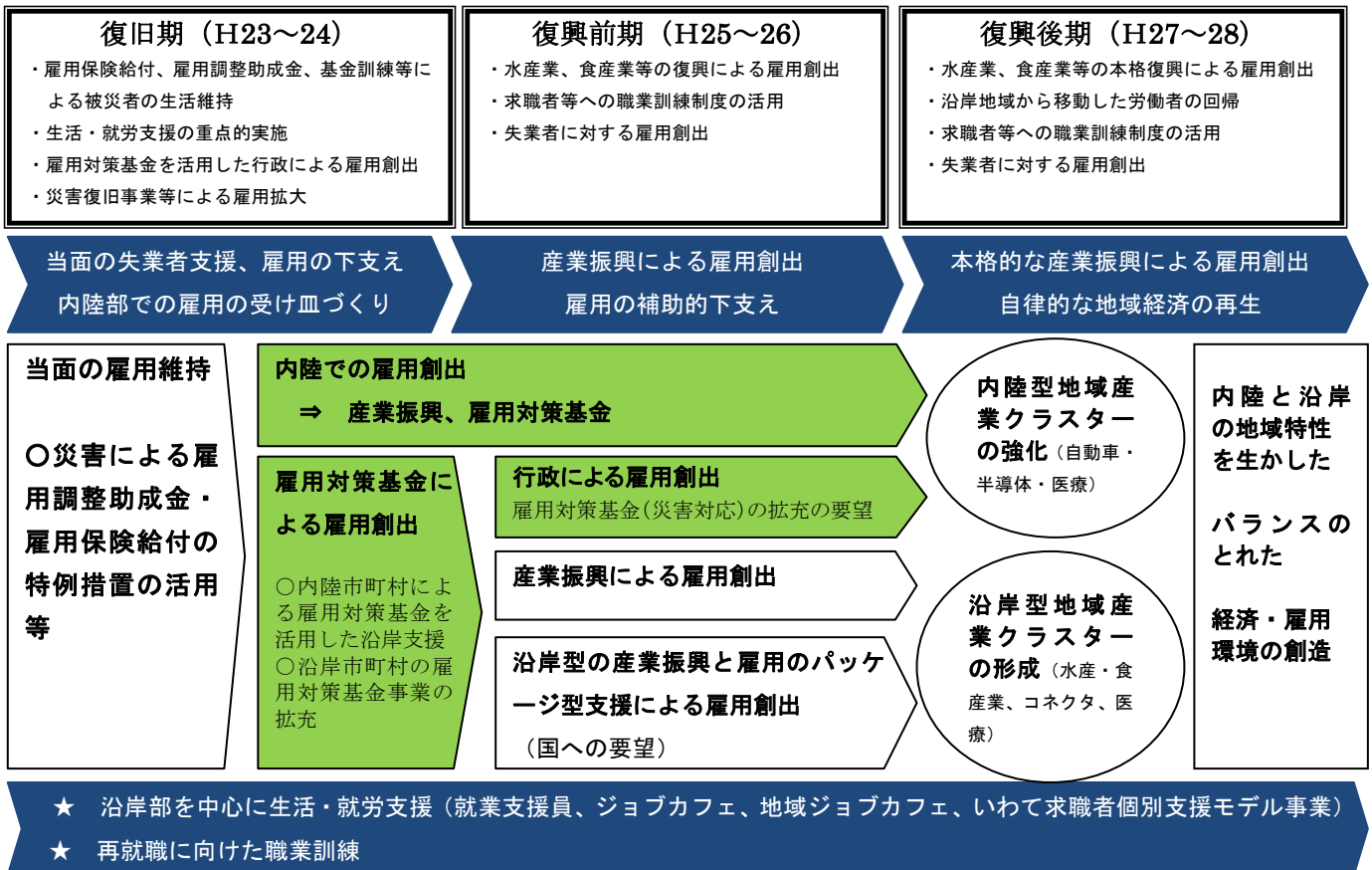
○雇用創出の取組

- ・復旧期⇒新雇用対策基金（災害対応）、各種助成金を活用した「つなぎ」としての失業者への支援と雇用維持
- ・復興期⇒産業振興による雇用創出の促進、補助的な雇用下支え

実施期間

平成 22 年度 ～ 平成 26 年度

雇用対策・創出に係る取組イメージ



取組項目 雇用維持・創出と就業支援

No.14 職業訓練施設災害復旧整備事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により被災した職業能力開発施設（県立校及び認定校）について、施設・設備の復旧を行い、職業訓練環境を整備。

➤ 事業主体

県、市、職業訓練法人

➤ 事業概要

- (1) 公共職業能力開発施設災害復旧事業（県立校）
 - 【平成 23 年度】 産業技術短期大学校（本校）
千厩高等技術専門校
- (2) 認定職業訓練施設災害復旧事業（認定校）
 - 【平成 23 年度】 釜石高等職業訓練校（釜石市）
気仙高等職業訓練校（大船渡市）
一関高等職業訓練校（一関市）
 - 【平成 24 年度】 陸前高田高等職業訓練校（陸前高田市）

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 24 年度

➤ 職業訓練施設の復旧イメージ

被災訓練施設



修繕

施設復旧・訓練再開



取組項目 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

No.15 被災地医療確保対策事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により、一次医療等を担う医療機関が被災し、住民が十分な医療を受けることができなくなっている状況を踏まえ、被災地における応急的な医療提供体制を整備。

➤ 事業主体

県、市町村、民間医療機関

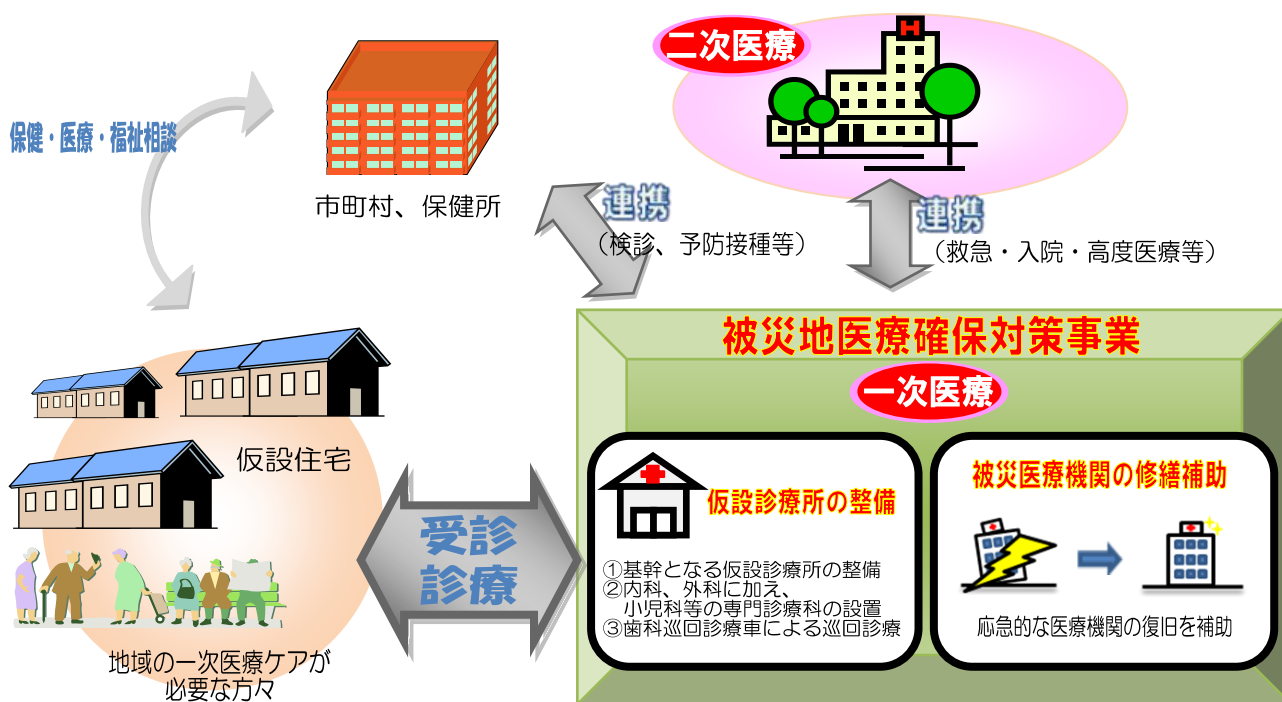
➤ 事業概要

被災地において、仮設診療所・仮設歯科診療所及び歯科巡回診療車を整備するとともに、被災した医療機関の施設修繕及び機材の再取得等、応急的な診療再開に要する経費を補助。
なお、仮設診療所等の運営については、県が設備を取得し、被災医師等に貸付けて実施。

➤ 実施期間

平成 23 年度～平成 25 年度（状況に応じて延長）

➤ 事業推進イメージ



取組項目 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

No.16 (仮称) ドクターヘリ運航事業

➤ 事業目的

本県における救急医療体制の一層の高度化を図るため、平成 24 年度からドクターヘリの運航を実施。

➤ 事業主体

民間等（岩手医科大学）、県、市町村（消防本部）

➤ 事業概要

平成 23 年度の基地ヘリポート整備、運航要領の策定等の準備作業を踏まえ、平成 24 年度にドクターヘリの運航を実施。

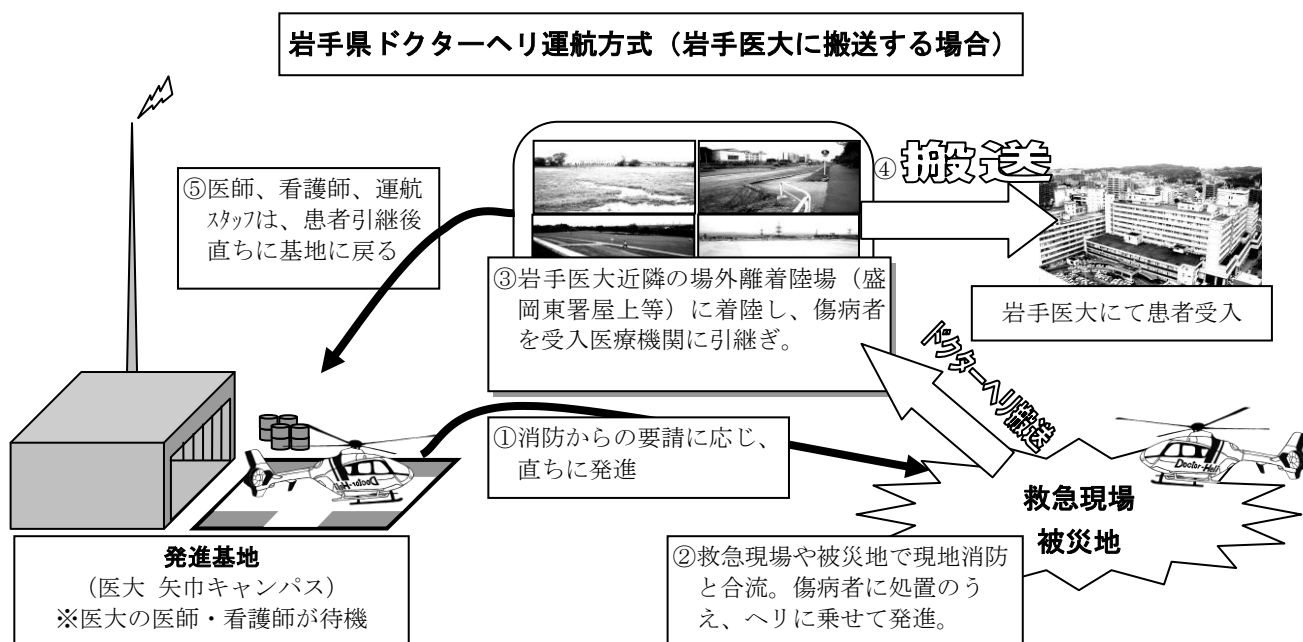
【基地病院】岩手医科大学附属病院

【基地ヘリポート整備地】岩手医科大学矢巾キャンパス

【運航方式】「発進基地方式」（現岩手医大附属病院の敷地内及び近隣地域は市街地であり、ヘリポート整備が困難であるため、郊外に基地ヘリポートや関連施設（「発進基地」）を整備し、併せて、岩手医大附属病院の近隣にヘリが着陸し、救急車に患者の引継ぎを行う地点を複数確保して運航。）

➤ 実施期間

平成 24 年度 ～



取組項目 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

No.17 児童養育支援ネットワーク事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により保護者を失うなどした要保護児童の状況を継続して把握し、安定した家庭的な環境の下で養育されるよう支援するとともに、被災した児童の心のケア等を行い、健やかな成長を促進。

また、被災孤児の養育者やひとり親家庭となった保護者に対して、各種支援制度やサービスの情報提供を実施。

➤ 事業主体

県

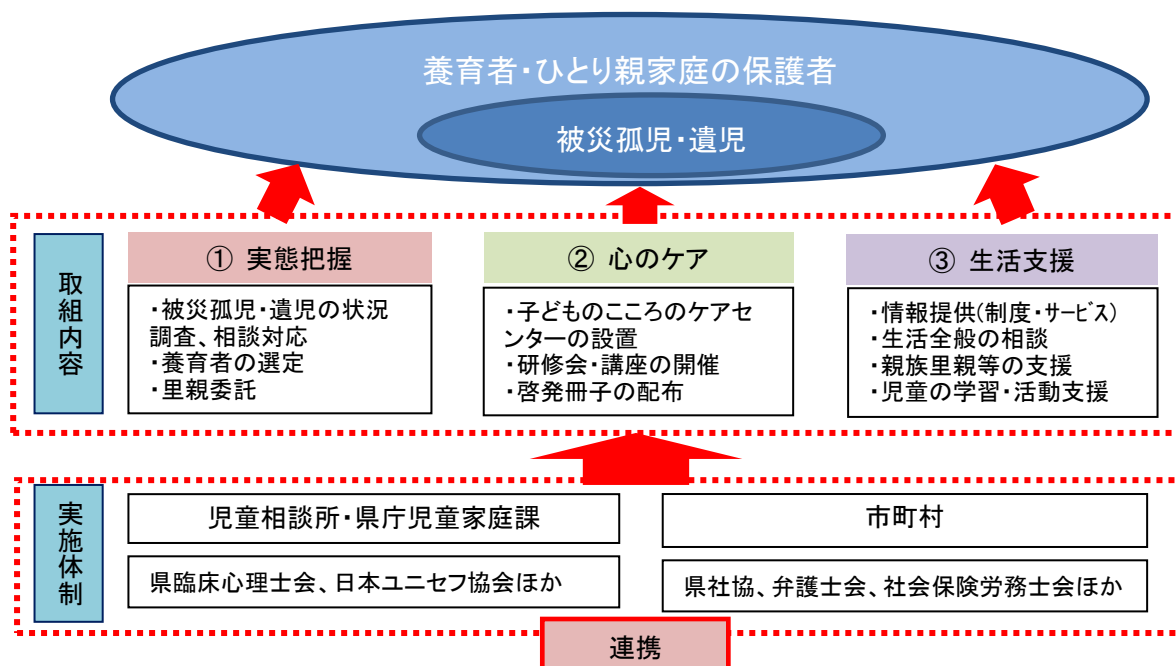
➤ 事業概要

- (1) 要保護児童（被災孤児・遺児）の状況把握及び相談、情報提供
- (2) 被災児童の心のケアを図るため、身近にいる支援者（保護者、保育所職員等）に対する研修会を実施
- (3) 被災孤児の養育者やひとり親家庭となった保護者に対して、各種支援制度やサービスの情報提供を実施。また、生活全般に渡る相談対応を図るため、弁護士等からなるサポート体制を敷くとともに、震災を契機とする新たな里親を支援
- (4) 被災地の児童が将来の夢や希望をあきらめることのないよう、スポーツや学習等の活動支援を通じて、その自立を支援

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～

➤ 被災児童の総合的な支援イメージ



取組項目 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

No.18 (仮称) こころのケアセンター等設置運営事業

➤ 事業目的

今回の未曾有の災害にあって、辛い経験をされたことにより精神的負担を抱えている被災住民に対し、精神的負担を解決するため、被災直後から長期にわたる専門的なケアを実施。

➤ 事業主体

県

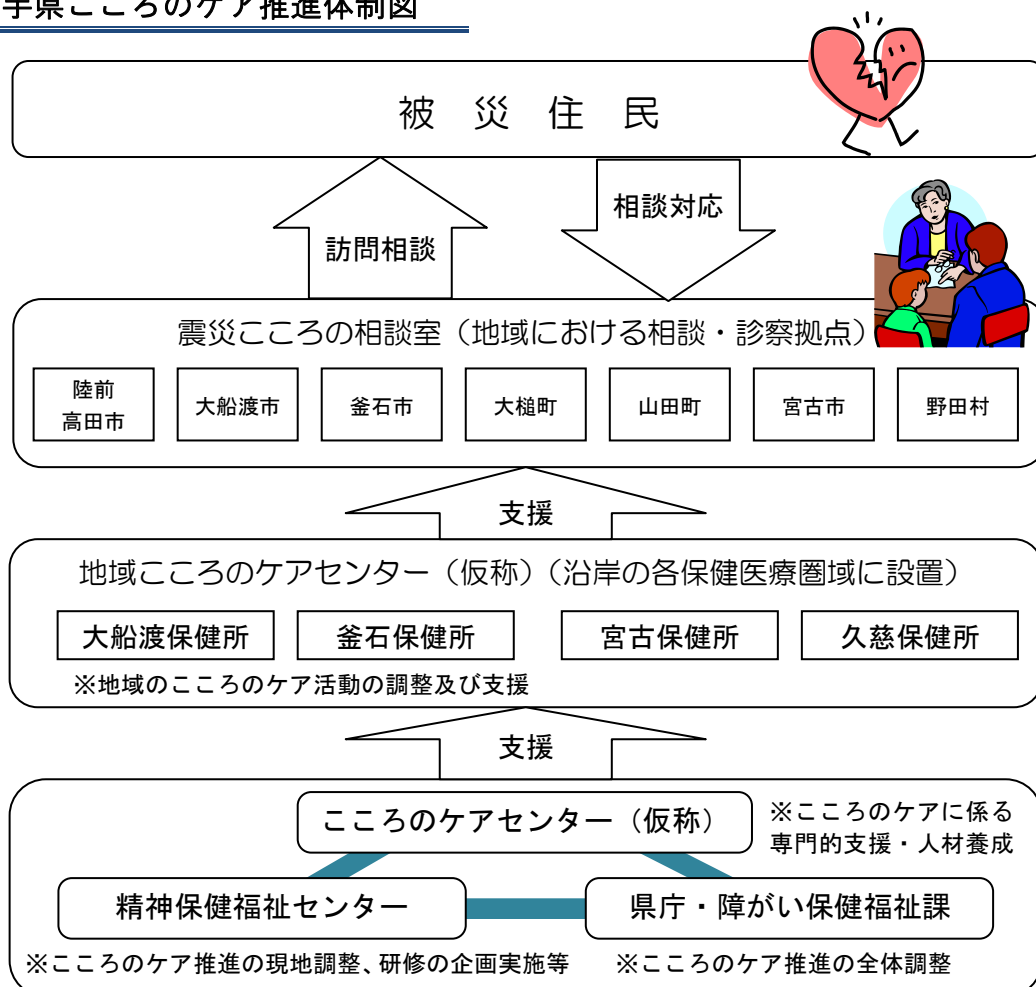
➤ 事業概要

継続して中長期的に「こころのケア」を推進するため、全県の中核となる「岩手県こころのケアセンター（仮称）」を設置するとともに、沿岸4地域には地域における「こころのケア」を推進する「地域こころのケアセンター（仮称）」を設置。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 岩手県こころのケア推進体制図



取組項目 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

No.19 いわて子どもこころのサポート事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により、心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートのため、臨床心理士等で構成する「いわて子どもこころのサポートチーム」を結成し、組織的・継続的に支援。

➤ 事業主体

県、市町村

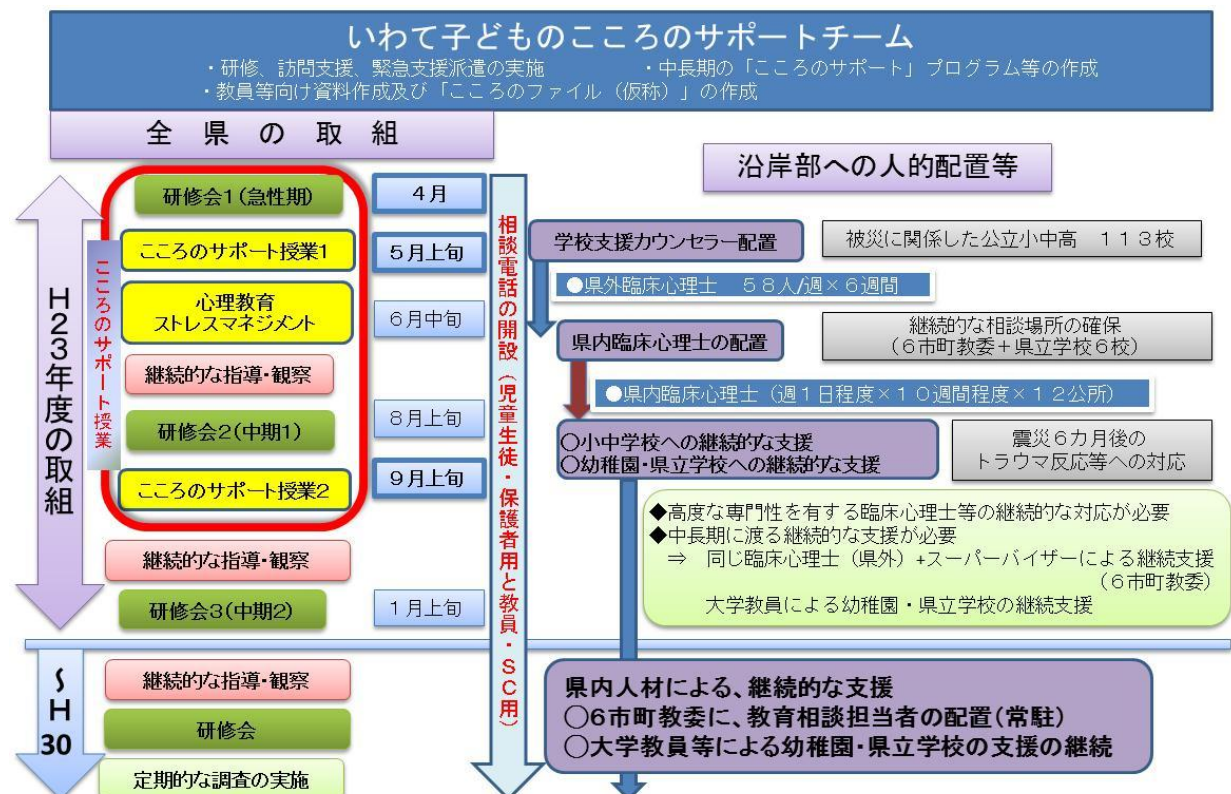
➤ 事業概要

- (1) 県内外の臨床心理士の被災校への派遣による児童生徒の適切な心のサポート
- (2) 「いわて子どもこころのサポートチーム」の県内公立学校への派遣や「こころのサポート」プログラム等の作成
- (3) 個に応じた対応のための県内臨床心理士による相談窓口の設置
- (4) 研修会の企画・運営、心のサポートのための資料の作成

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

No.20 いわたの復興教育推進事業

➤ 事業目的

今回の被災体験を踏まえ、各学校それぞれの状況に応じて、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての小・中学校が心をつなげて震災を見つめ、本県の復興を担う「ひとづくり」を進めていくため、計画的、実践的な教育プログラムを作成・普及し、「いわたの復興教育」を推進。

➤ 事業主体

県、市町村

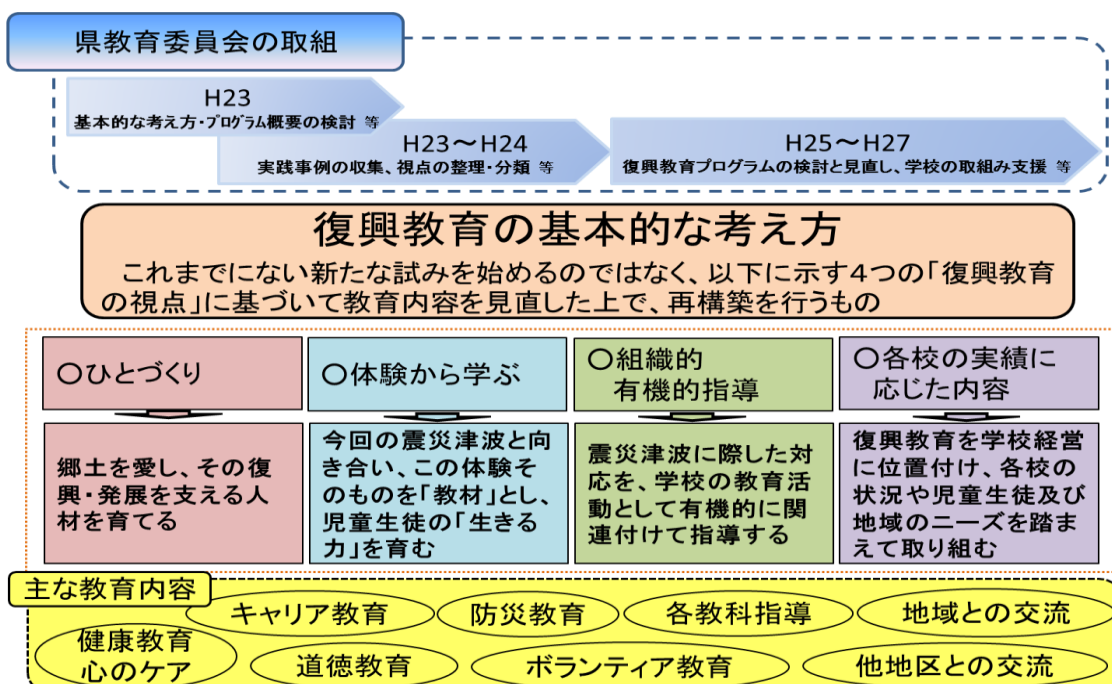
➤ 事業概要

「いわたの復興教育」を推進するため、一つの共通した考えのもと、防災教育、健康教育をはじめ、ボランティア教育やキャリア教育、道徳教育などの側面等、多様な切り口で、将来の岩手を担う人材の育成に資する教育プログラムを作成。

また、復興教育の基本的な考え方に基いた教育を全県共通理解のもとに進めていくため、実践事例等を収集し、事例の紹介や交流を通して教育内容の充実が図られるよう、各学校の取組を支援。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 27 年度



取組項目 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承

No.21 文化財レスキュー事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により被災し、海水や泥にまみれた古文書や土器等の文化財を次代へ遺すために、県立博物館が中心となって緊急的にレスキューするとともに、今後、洗浄やカビ・腐敗防止を施しながら保存・復元処理を推進。

なお、保存・復元処理に当たっては、県立博物館及び埋蔵文化財センターの専門職員を中心に行うが、処理する文化財の数量が多量であるため、緊急雇用事業を活用して人材を確保し、処理等を推進。

➤ 事業主体

県、岩手県文化振興事業団

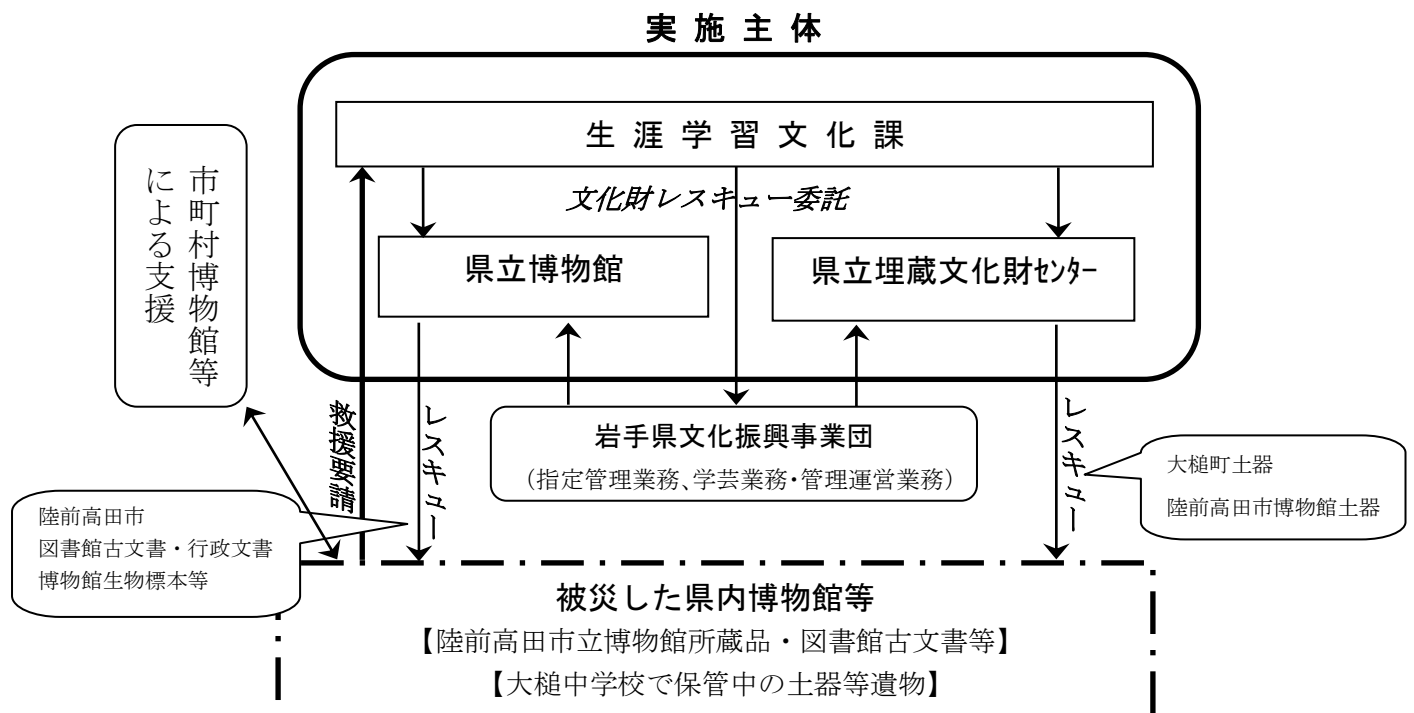
➤ 事業概要

- (1) 【県立博物館】
古文書・生物標本等の洗浄・復元・保存処理
- (2) 【埋蔵文化財センター】
土器等遺物の洗浄・復元処理

➤ 実施期間

平成 23 年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 スポーツ・レクリエーション環境の整備

No.22 (仮称) 海洋型スポーツ・レクリエーション拠点施設整備事業

➤ 事業目的

海洋性野外活動のセンター機能をはじめ、被災した子どもたちの心のサポート機能、防災拠点機能等を併せ備えた施設を整備。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

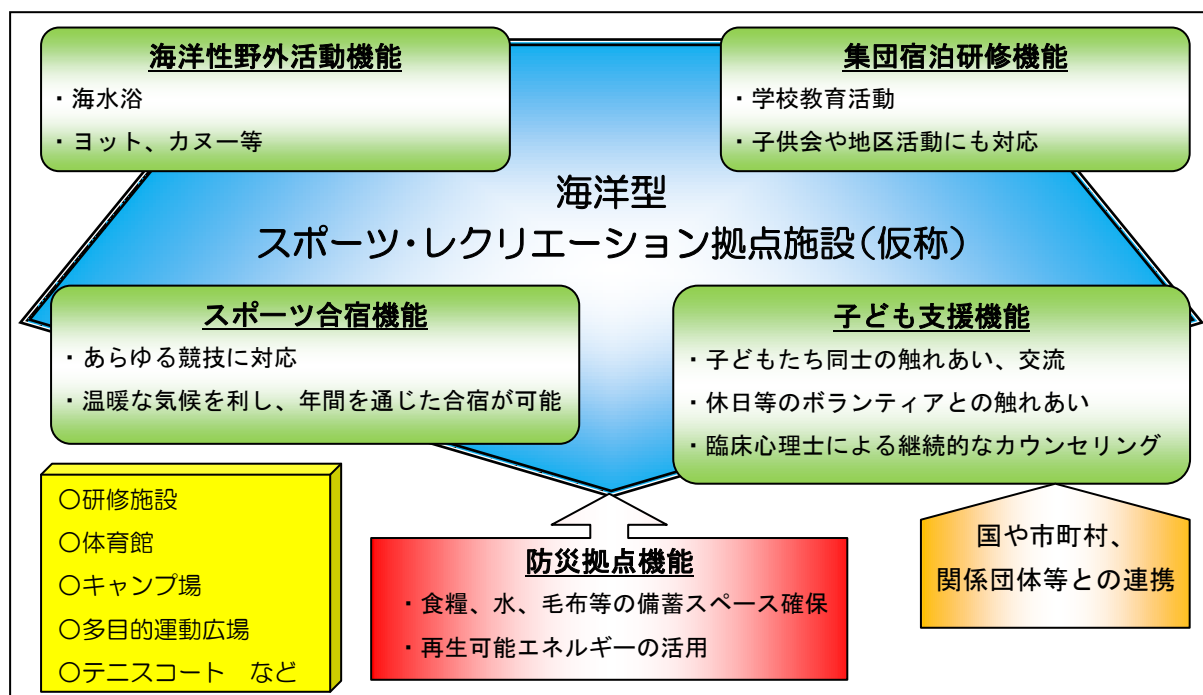
東日本大震災津波により甚大な被害を受けた県立高田松原野外活動センターに代わる施設として、次の機能を備えた拠点施設を整備する。

- (1) 海洋性野外活動機能
- (2) 集団宿泊研修機能
- (3) スポーツ合宿機能
- (4) 子ども支援機能
- (5) 防災拠点機能

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 地域コミュニティの再生・活性化

23 (仮称)新しい公共による地域コミュニティ支援事業

➤ 事業目的

被災者の「暮らし」の再建や被災地の復興に向けた様々な課題に対応するためには、地域コミュニティの力を最大限発揮できるようにすることが必要である。

一方で、発災直後から国内外から多くのボランティアが被災地に赴き、被災市町村、被災住民と連携した復旧、復興活動を行っており、NPO、企業、市町村等、多様な活動主体による「新しい公共」が果たす役割が非常に大きくなっている。

このようなことから、応急仮設住宅などの避難先において住民相互のコミュニケーションを活性化させる取組や従前の地域コミュニティを維持するための取組、さらには「新しい公共」による地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を強力に支援。

➤ 事業主体

県、市町村、NPO・企業等

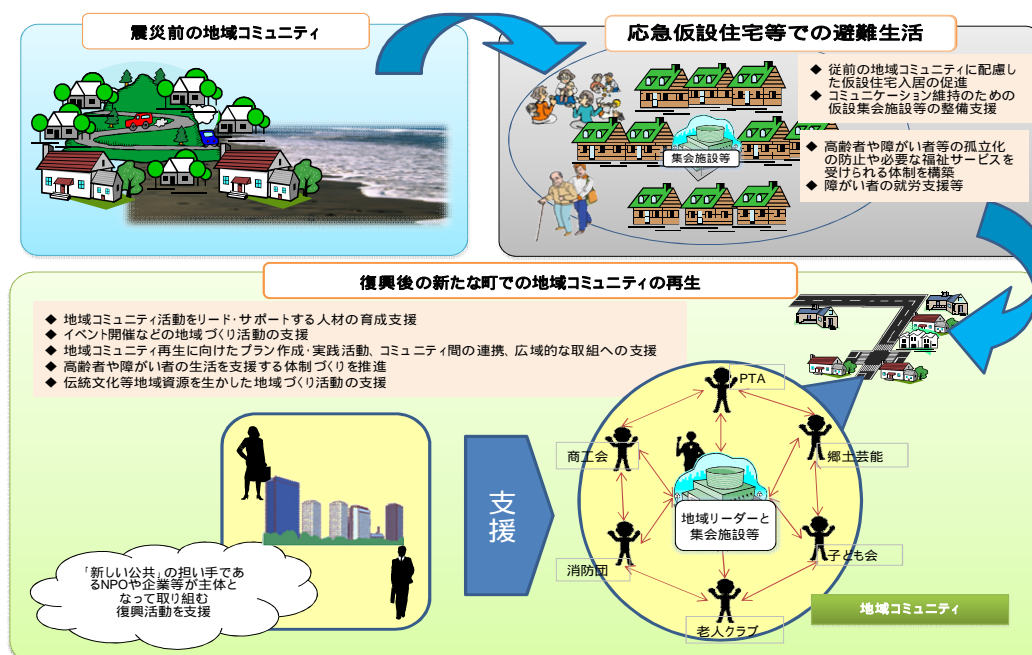
➤ 事業概要

- (1) 被災地のコミュニティ復興に向けた集落や自治会の地域づくり活動、コミュニティ維持のための集会施設の修繕や再整備に対して補助金を交付
- (2) NPO、企業など「新しい公共」の担い手が、行政などと協働・連携して地域課題の解決にあたり民間非営利組織が実施するモデル事業のうち、震災から復旧・復興に向けた取組に対し補助するとともに、NPO等の活動基盤の整備を行うための事業を実施

➤ 実施期間

平成 22 年度 ~

➤ 地域コミュニティの再生・活性化策



取組項目 地域コミュニティの再生・活性化

No.24 生活福祉資金貸付推進事業

➤ 事業目的

被災者が避難所から仮設住宅へと生活が移行する中で、仮設住宅入居者や自宅で被災生活を送る住民の「いのち」と「生活」を共に支え、被災者一人ひとりの異なる個別のニーズに寄り添い、様々な相談に総合的に応じ、被災者が安心して生活できるよう生活支援相談員を配置し、被災者の生活再建と地域の復興を推進。

➤ 事業主体

県社会福祉協議会

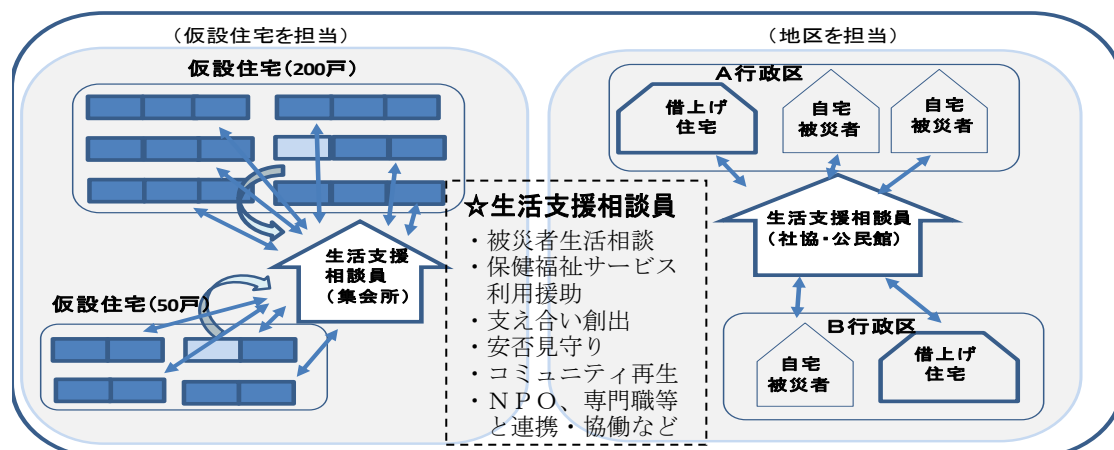
➤ 事業概要

- (1) 被災者の生活再建を支援するため、応急仮設住宅の集会所及び社会福祉協議会や公民館等に、総合相談等に応じる「生活支援相談員」を配置
- (2) 配置に当たっては、町内会等のエリアや地域のつながりを基盤に、仮設住宅戸数や徒歩圏域等の距離などを勘案し、対象エリアを設定
- (3) 孤立した集落の自宅被災者には、巡回での相談支援を行うほか、支え合い活動等にも参加できるように配慮
- (4) 生活支援相談員は、被災者の様々な相談に応じ、必要な福祉サービス等の利用援助を行うほか、必要なサービスの掘り起し、高齢者等の安否見守り、自治会活動の支援やNPO、民生委員及び他の専門機関等と連携・協働し、被災者の生活再建と地域の復興を推進
- (5) 地域の実情に応じて、関係者と情報共有等を行う運営協議会等を設置

➤ 実施期間

平成23年度 ～ 平成25年度

➤ 生活支援相談員配置のイメージ



※生活支援相談員は、応急仮設住宅の団地内の集会所や社会福祉協議会事務所等に配置

取組項目 行政機能の回復

No.25 (仮称) 被災市町村行政機能回復支援事業

➤ 事業目的

被災市町村が早急に十分な行政サービスを提供することが可能となるよう、行政機能の回復のために、人的支援や技術的助言などを実施。

➤ 事業主体

県、市町村

➤ 事業概要

- (1) 本県職員の派遣による人的支援のほか、県市長会、県町村会、総務省等関係機関の協力を得ながら、県内外の市町村及び他県からの職員派遣に係る調整を実施
- (2) 住民基本台帳等の基礎的資料の整備や、住民サービスを行う公的機関の早期復旧に向けた支援を実施
- (3) 本庁舎に壊滅的な被害を受けた市町村等の行政機能の応急の復旧のために必要な仮庁舎の建設や、住民基本台帳システム等被災者の支援に関する情報システムの復旧等のための補助を実施
- (4) 被災市町村が復興計画の策定や復興事業の実施を行う際に、技術的な助言を実施

➤ 実施期間

平成 23 年度 ~

➤ 行政機能の回復



取組項目 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

No.26 共同利用漁船等復旧支援対策事業

➤ 事業目的

漁業生産の根幹である漁船が多数甚大な被害を受けたことから、被災した漁船・定置網等を復旧し、漁業生産活動の早期再開を図るため、漁業協同組合等が行う漁船・定置網等の導入を支援。

➤ 事業主体

- (1) 共同利用小型漁船建造事業
漁業協同組合（激甚災害法に基づく認定漁協に限る）
- (2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業
漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合等（法人格を有するものに限る）

➤ 事業概要

- (1) 共同利用小型漁船建造事業
 - ア 補助対象 被災した5 t以下の漁船の所有者が共同利用する漁船の建造費（船体、機関、設備）
 - イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 3/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9
- (2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業
 - ア 補助対象 新造船、中古船の取得・修繕費（船体、機関、設備）
定置網漁具の取得
 - イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 3/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 共同利用スキーム（仕組み）



取組項目 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築
産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.27 水産業経営基盤復旧支援事業

➤ 事業目的

養殖業の基盤である養殖施設や漁業生産関連施設、流通・加工施設など、漁業協同組合等が有する共同利用施設の多くが流失、損壊するなど甚大な被害を受けたことから、これらの生産基盤の復旧と生産能力の回復を図るため、共同利用施設の復旧・整備を支援。

➤ 事業主体

市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

➤ 事業概要

(1) 養殖施設復旧整備

- ア 補助対象 養殖施設（共同利用施設に限る）の復旧・整備費
- イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9 を想定） 市町村 1/9 事業主体 1/9

(2) 共同利用施設復旧整備

- ア 補助対象 加工処理施設、冷蔵施設、荷さばき施設、漁船保全修理施設等の共同利用施設の復旧・整備費
- イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9 を想定） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 養殖施設等の復旧・整備イメージ



取組項目 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築
産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.28 水産業共同利用施設復旧支援事業

➤ 事業目的

漁業協同組合等が有する水産業共同利用施設は、漁業生産から流通・加工関連施設まで、その多くが流失、損壊するなど甚大な被害を受けたことから、水産物の生産・安定供給体制の再構築を図るため、被災した水産業共同利用施設の復旧や、利用再開に必要な機器等の整備を支援。

➤ 事業主体

市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合 等

➤ 事業概要

- (1) 補助対象 水産業共同利用施設の早期復旧に必要な機器等の整備費、施設本体の修繕費、仮設等応急的な施設の整備費、仮設倉庫等のリース料など
- (2) 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 共同利用施設の復旧・整備イメージ



取組項目 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.29 製氷保管施設等早期復旧支援事業 (うち製氷・貯氷施設回復支援事業)

➤ 事業目的

産地魚市場周辺の製氷・貯氷施設の大半が被災し、水揚物の鮮度保持に不可欠な氷の供給機能が失われたことから、氷の供給機能を回復し、産地魚市場の早期再開と鮮度を保持した安全・高品質な水産物の供給を図るため、製氷・貯氷施設の復旧・整備を支援。

➤ 事業主体

市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会

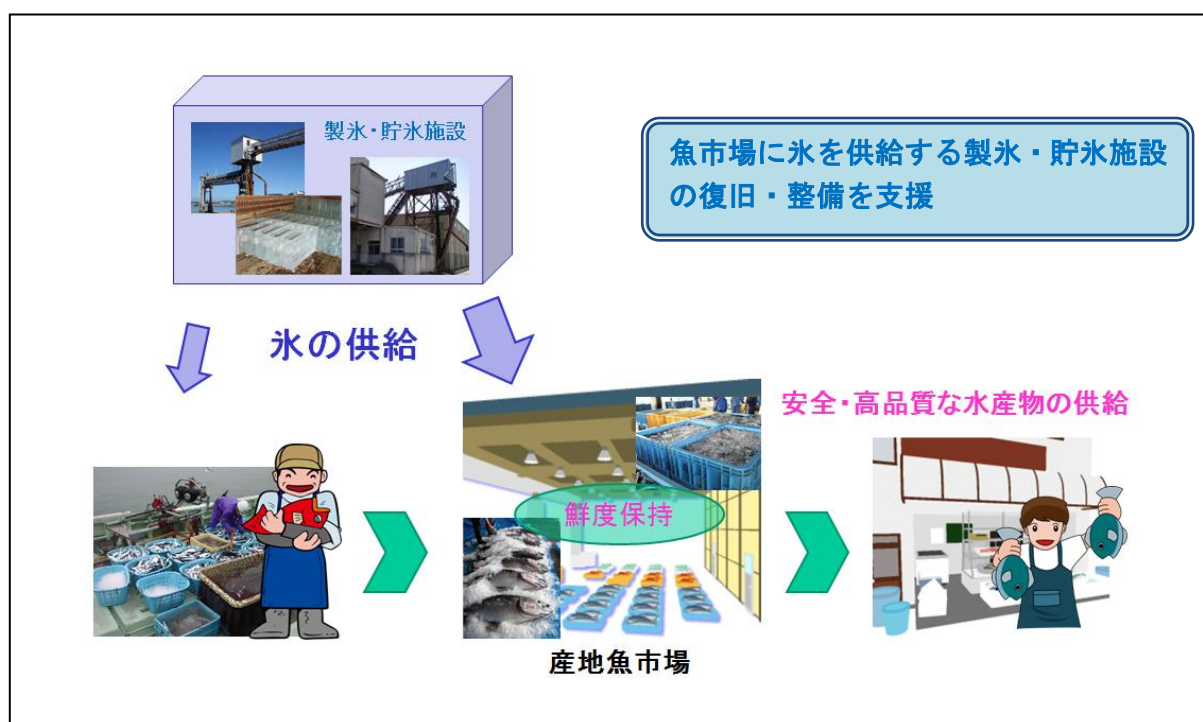
➤ 事業概要

- (1) 補助対象 製氷・貯氷施設（産地魚市場に氷を供給する施設に限る）の復旧・整備費
- (2) 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9 を想定） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度

➤ 製氷・貯氷施設の復旧・整備イメージ



取組項目 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.30 中小企業等復旧・復興支援事業

➤ 事業目的

複数の中小企業等が一体となって、サプライチェーンの回復、地域の産業集積、商業集積機能の維持・再構築を図ることにより、地域経済の早期復旧・復興を推進。

➤ 事業主体

民間企業

➤ 事業概要

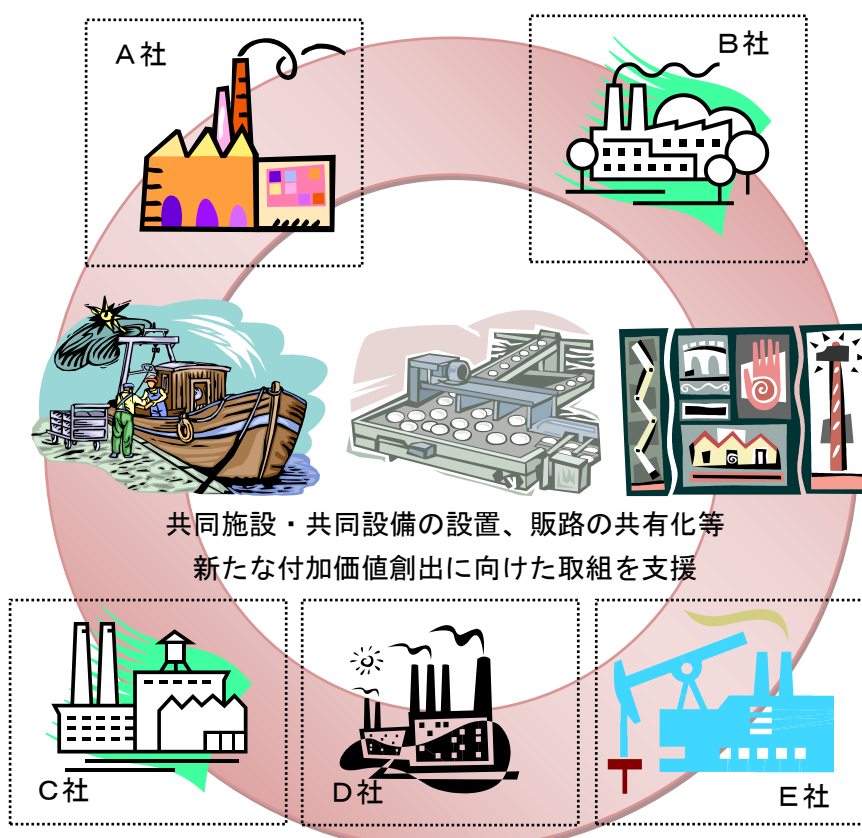
被災地の中小企業等が一体となって復旧・復興を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備に対して、国と県が連携して補助。

補助率：国 1/2、県 1/4（対象者が大企業の場合は国 1/3、県 1/6）

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 26 年度

➤ 補助による企業支援のイメージ



取組項目 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.31 (仮称) 産地パワーアップ復興支援事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸域の食品事業者が、被災前よりも強いサプライヤーとして復興するため、素材に近い低次加工で出荷するいわゆる「原料」の供給から、産地で付加価値を高めた「商品」を供給できる産地づくりを推進。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

大手商社等のアドバイザーによる産地メーカー等の個別指導の実施

(1) 製造体制強化指導

多様なニーズ・販売先に対応できる製造体制のレベルアップを図るため、加工場の設計、動線を含む作業性の効率化、衛生管理を含む品質管理（ソフト面）体制などを事業者ニーズに合わせて指導

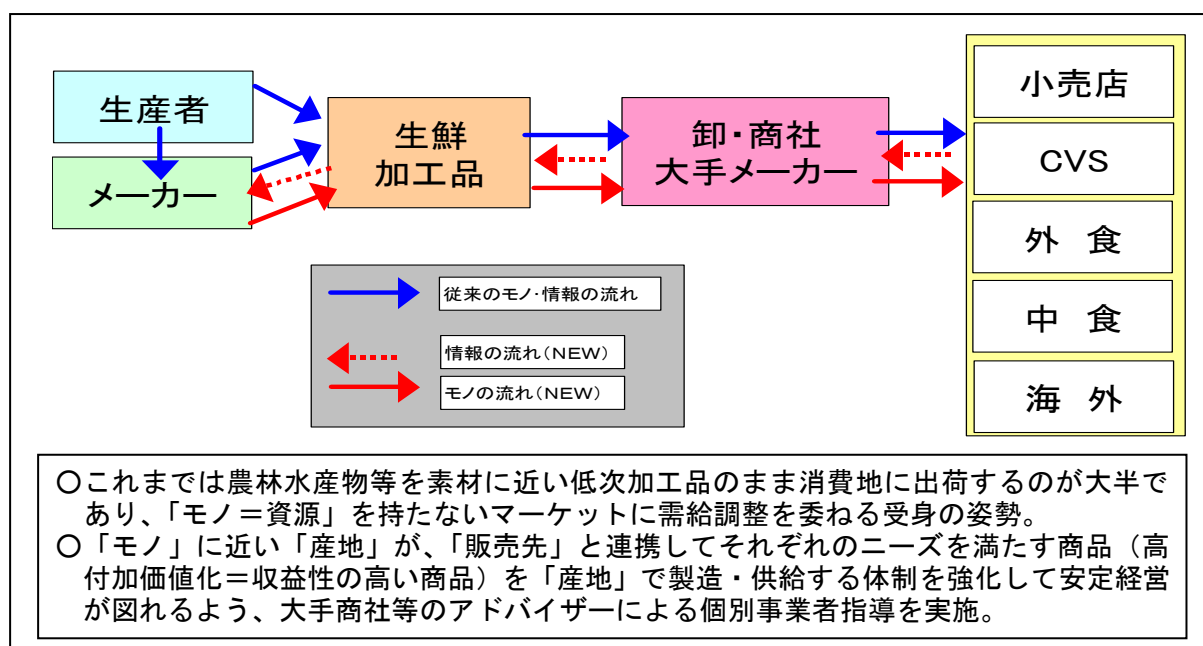
(2) 商品・販売ルート開発指導

製品ロスの改善と収益性の向上を図るため、マーケットニーズに合わせた商品設計、商品開発、販売ルート開拓を指導

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 26 年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 漁港等の整備

No.32 漁港災害復旧事業

➤ 事業目的

漁業の早期再開とともに、沿岸地域経済の基幹である水産業の早期復興を支援するため、津波により被災した防波堤など漁港施設や、防潮堤など海岸保全施設等について、災害復旧工事を実施。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

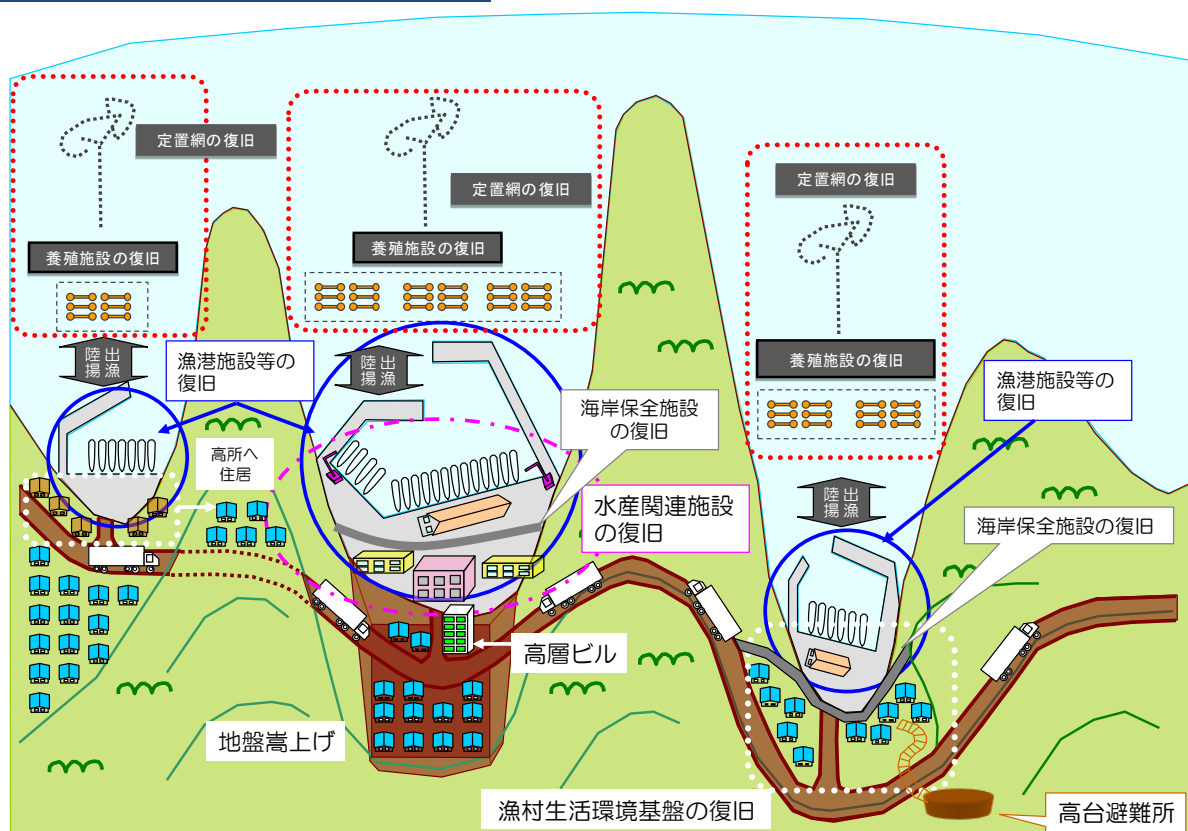
- (1) 防波堤、岸壁など漁港施設の災害復旧工事の実施
- (2) 防潮堤、門扉、水門など海岸保全施設の災害復旧工事の実施
- (3) 漁港内の泊地等に堆積・浮遊している瓦礫の撤去

【事業費負担割合】国 85%、県 15%

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

➤ 漁港等の復旧・整備イメージ



取組項目 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

No.33 (仮称) 農業復興総合支援事業

➤ 事業目的

被災地域の経済活動の復興に向け、地域内の合意のもと、担い手の育成、新たな産地づくり、地域資源を生かした集落ぐるみでの6次産業化などの取組を促進し、生産性・収益性の高い農業の実現と農村の活性化を推進。

➤ 事業主体

市町村、農業協同組合、農業者で組織する団体等

➤ 事業概要

被災地域の地域（集落）コミュニティを核とした農業の再生・復興に向けた取組の支援

(1) 農業復興総合支援推進事業

復興に向けた地域（集落）のビジョンづくりと、その実践に向けた取組への支援

ア 助成対象 ビジョンづくり、新規作物の導入、農産物加工、産地直売、グリーン・ツーリズム等の事業化の取組に必要な経費

イ 補助率 定額（国庫補助を想定）

(2) 農業復興総合整備事業

地域（集落）コミュニティによる取組をさらに発展させるために必要な施設・機械等の整備に対し支援

ア 助成対象 農業生産施設・機械、農産物加工施設、産地直売所、農林漁業体験宿泊施設 等

イ 補助率 国 2/3、県 1/9、市町村 1/9（いずれの負担割合も想定）

➤ 実施期間

平成 24 年度 ～ 平成 27 年度

➤ 事業推進イメージ

◎復興ビジョンづくり・実践活動への支援

- 復興に向けた地域（集落）で話し合い ⇒ 復興に向けたビジョンづくり
- ビジョンの実現に向けた試行的な取組への支援

復興に向け、みんなで何かやってみないか！



◎ビジョンの実現に向けた機械・施設整備への支援

★地域ビジョンの実現に向けた取組支援

- 低コスト生産
- 6次産業化等

○新たな産地づくり
⇒ 共同利用機械・施設の整備



○農産物を活用した特産品開発
⇒ 農産物加工施設等の整備



○農産物の産地地消の拡大
⇒ 産地直売所の整備



被災地域の農村の活性化
生産性・収益性の高い農業の実現



取組項目 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

34 (仮称) 農地災害関連区画整理事業

➤ 事業目的

沿岸地域の特性を踏まえた生産性・収益性の高い農業の実現や、地域づくりの方向性を踏まえた安全な農村の実現を図るため、津波により被災した農地について、災害復旧事業と一体的に圃場の整備を推進。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

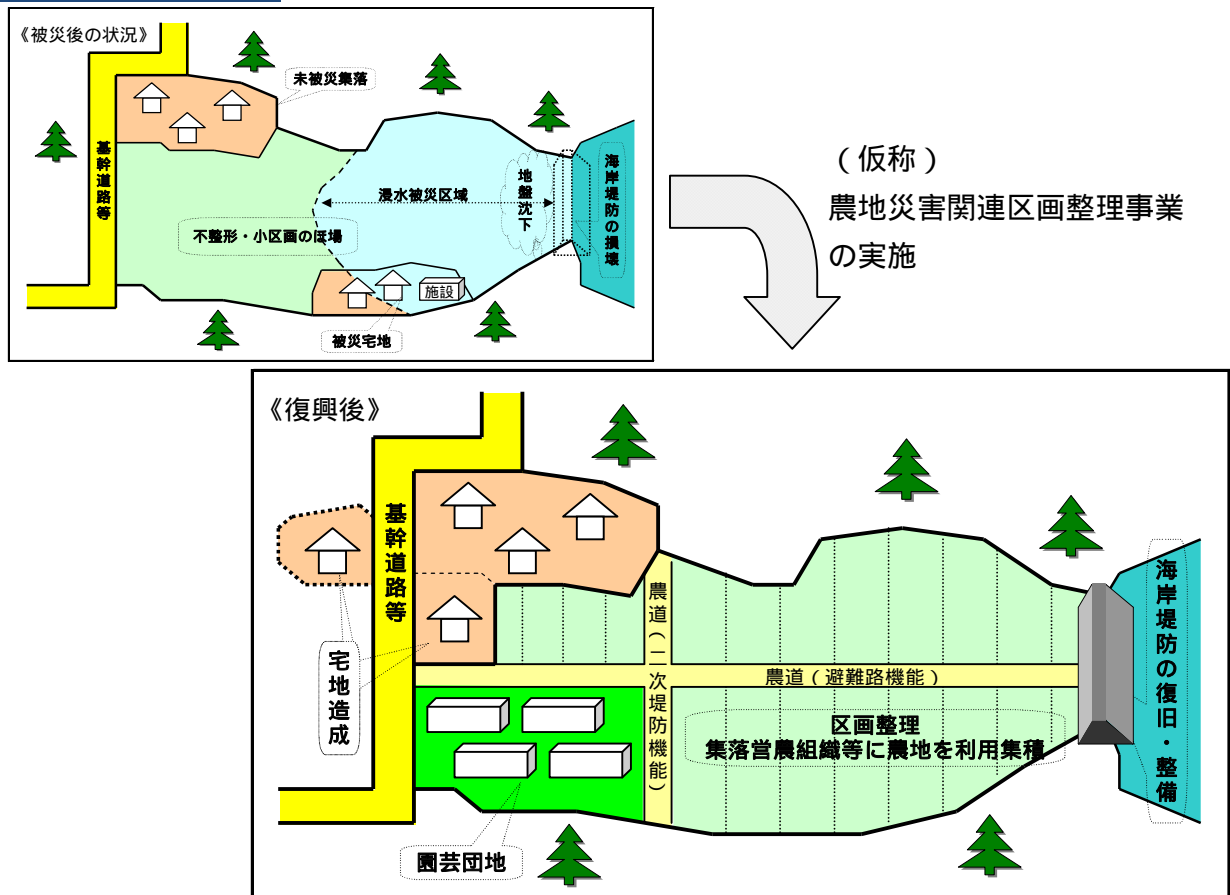
被災農地に隣接する未被災農地も加えた一団の圃場を対象に、災害復旧事業と併せ、農地の区画整理や、換地による農地の利用集積、減災の視点に立った農道の整備などを実施。

【事業費負担割合】 未 定

➤ 実施期間

平成 23 年度 ~ 平成 28 年度

➤ 整備イメージ



取組項目 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

No.35 (仮称) 三陸みらい園芸産地づくり事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波で被災した三陸沿岸地域は、いちご等の施設園芸栽培に有利な夏季冷涼で冬季温暖な気象条件を有していることから、この有利な気象条件を活かした「いちご」、「ほうれんそう」、「菌床しいたけ」等の生産拠点を整備するとともに、企業との連携による商品開発や販路確保等の取組を促進し、沿岸地域の新たな園芸産地づくりを推進。

➤ 事業主体

3戸以上の農家で構成する生産組織、農業協同組合 等

➤ 事業概要

(1) 生産団地整備事業

ア 助成対象 夏季冷涼で冬季温暖な三陸沿岸地域の気象条件を活かした、高収益施設園芸品目（いちご、ほうれんそう、菌床しいたけ等）のハウス等の生産施設の整備に必要な経費に対し助成

イ 補助率 国庫 2/3、県 1/9、市町村 1/9 （いずれの負担割合も想定）

(2) 産地づくり推進事業

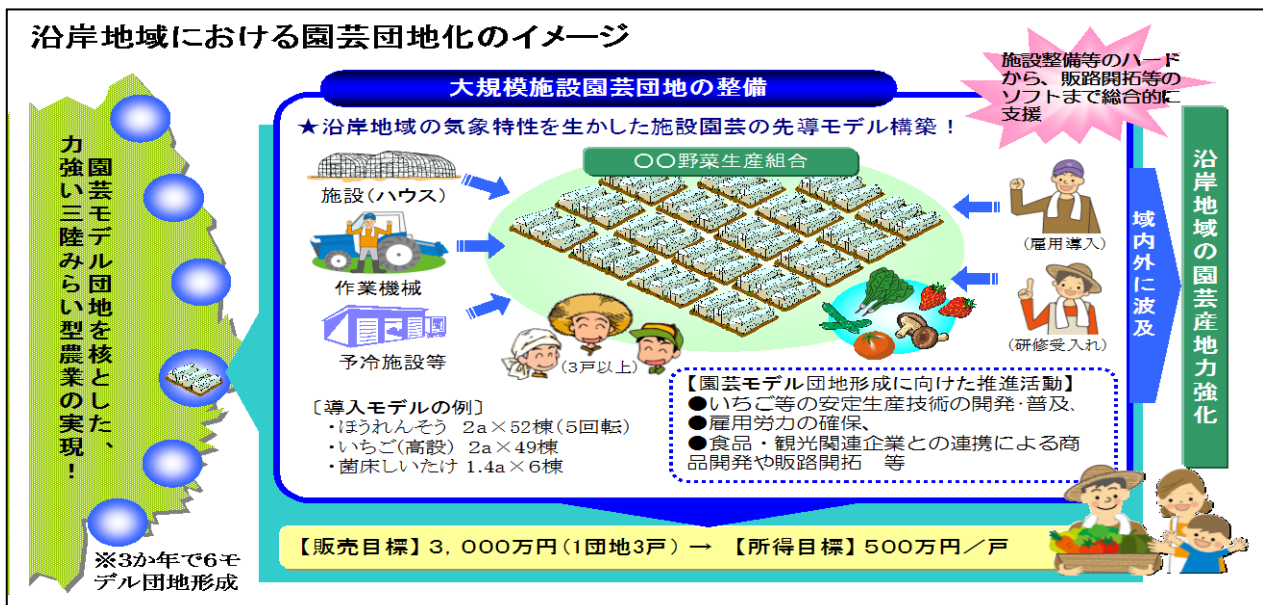
ア 助成対象 安定生産技術の開発・普及や雇用の確保、食品・観光関連企業との連携による商品開発や販路開拓等の取組に必要な経費に対し助成

イ 補助率 定額（国庫補助を想定）

➤ 実施期間

平成 24 年度 ～ 平成 26 年度

➤ 園芸産地づくりイメージ



取組項目 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

No.36 (仮称) 三陸みらい農業担い手応援事業

➤ 事業目的

被災地域の園芸等産地の新たな担い手の確保・育成を図るため、「三陸みらい農業担い手応援基金（仮称）」を創設し、就農前から経営が軌道に乗るまでの期間、体系的・計画的に支援を実施。

➤ 事業主体

県（基金設置）、市町村、農協、農業者で構成する団体等、岩手県農業公社

➤ 事業概要

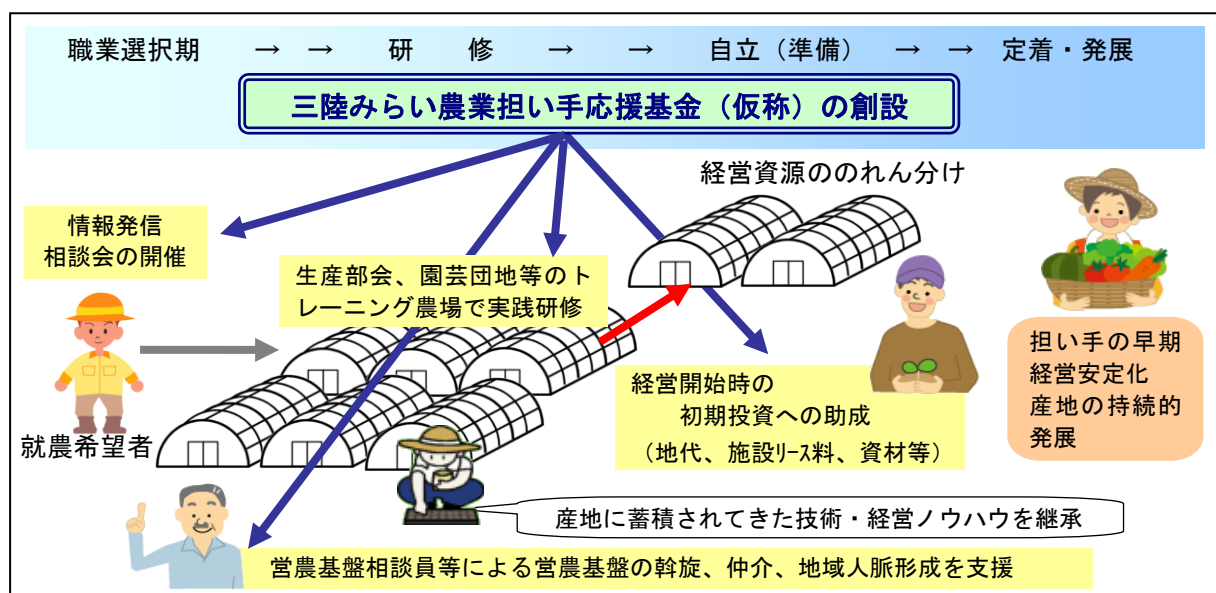
「三陸みらい農業担い手応援基金（仮称）」を活用して、生産者組織等が、産地の持つ経営資源を新規就農者に継承（のれん分け）する仕組みを構築し、新規就農者の職業選択から経営自立・発展に至るまでの段階に応じた支援対策を実施する場合に必要な経費について補助。

- (1) 生産者組織等が、確保・育成のための情報発信、相談を行う活動の支援
実施主体：JA、生産部会、生産団地 等（補助率：定額）
- (2) トレーニング農場における実践研修に要する費用の助成
実施主体：JA、生産部会、生産団地 等（補助率：定額）
- (3) 新規就農者が経営開始～定着期に係る費用の助成
実施主体：岩手県農業公社（新規就農者に対する間接補助、補助率：1/2（70万円上限を3カ年まで））

➤ 実施期間

平成24年度 ～ 平成30年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 地域の木材を活用する加工体制等の再生

No.37 (仮称) 木材供給等復旧対策事業

➤ 事業目的

木材加工体制等の再生を図るため、東日本大震災津波によって流失・損壊した木材加工施設や高性能林業機械の修繕・再整備を支援するとともに、被災した合板工場や製紙工場等が完全復旧するまで原木や原木チップの流通経費を支援。

➤ 事業主体

森林組合、素材生産業者、木材加工業者等

➤ 事業概要

(1) 木材加工流通施設の整備

ア 内容 被災した木材加工流通施設の廃棄・復旧・整備への支援

イ 補助率 1/2 (国庫補助を想定)

(2) 高性能林業機械の整備

ア 内容 被災した高性能林業機械の整備への支援

イ 補助率 1/2 (国庫補助を想定)

(3) 流通コスト支援

ア 内容 これまで出荷していた合板工場や製紙工場が復旧するまで、他の工場に原木や原木チップを運搬する流通経費への支援

イ 補助率 定額 (国庫補助を想定)

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 24 年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 地域の木材を活用する加工体制等の再生

No.38 治山災害復旧事業（海岸保全施設等復旧）

➤ 事業目的

東日本大震災津波により破壊された海岸保全施設等について、当面の安全確保のための応急復旧を実施するとともに、恒久対策として施設の本復旧を実施。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

(1) 内容

破壊された海岸保全施設等の復旧を図るため、復旧事業を実施

| 海岸保全施設等の復旧 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---|------|------|------|------|
| ①応急復旧〔防潮堤〕 （前浜地区ほか1箇所 L= 870m） | 870m | | | |
| ②本復旧〔防潮堤・防潮護岸〕 （前浜地区ほか4箇所 L=1,850m） | 110m | 640m | 560m | 540m |
| ③本復旧〔海岸保全施設以外（落石防止柵等）〕 （重染寺地区ほか15箇所） | 5箇所 | 8箇所 | 3箇所 | |

(2) 事業費負担割合

国 2/3、県 1/3

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 26 年度

➤ 防波堤復旧イメージ



取組項目 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組
ものづくり産業の新生

No.39

復興支援ファンド設立支援事業

➤ 事業目的

地域産業の早期復興に向け被災企業等の事業再開の妨げとなる二重債務の解消のため、既存債務の買取を行うことを目的とした復興支援ファンドの設立について支援。

➤ 事業主体

国（中小企業基盤整備機構）、県、地元金融機関等

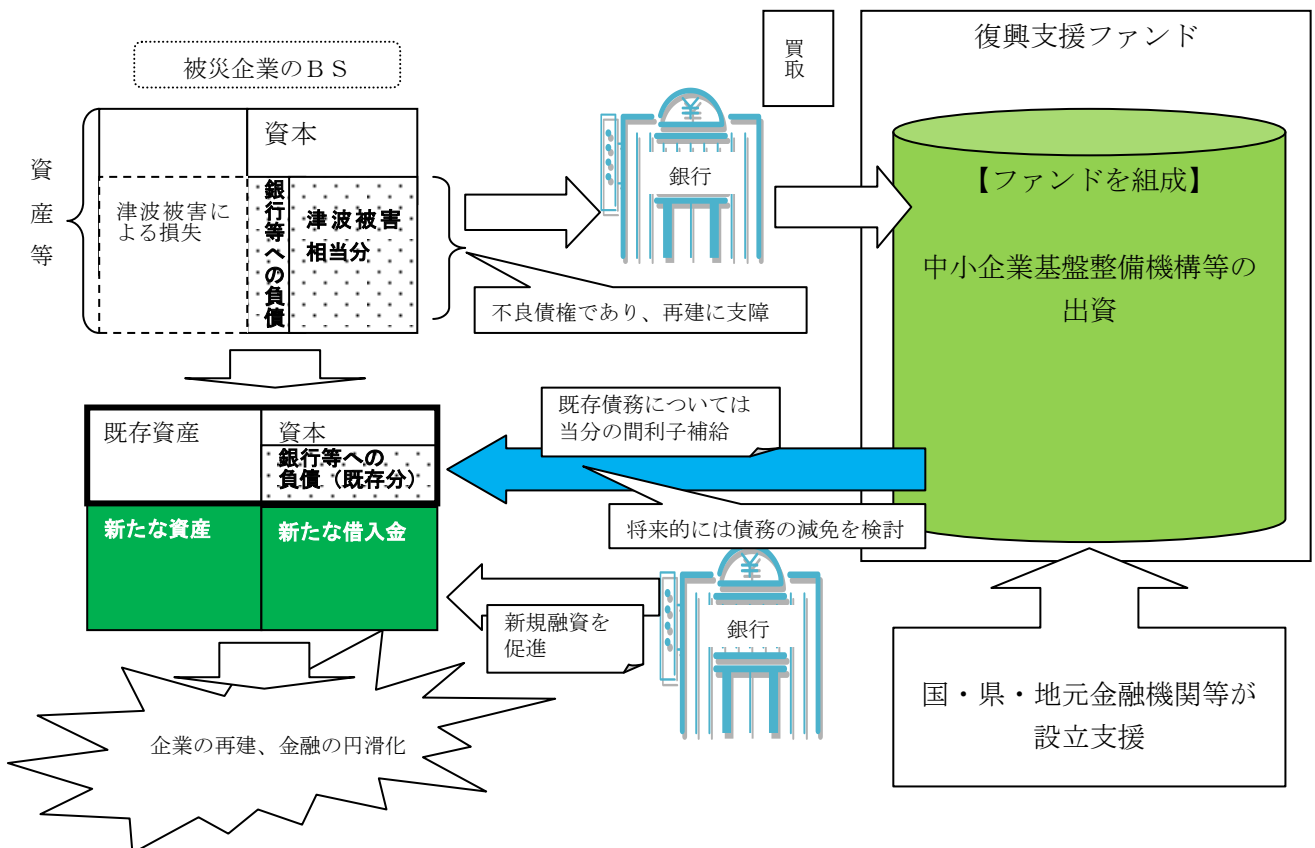
➤ 事業概要

復興支援ファンドが被災企業の既存債務の買取をし、既存債務の利子補給を行うなど、負債を一時凍結させることで、企業のバランスシートを改善させ、地元金融機関等による新たな融資を受けることによって企業再建を促進。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～

➤ ファンドの組成による既存債務買取のイメージ



取組項目 ものづくり産業の新生

No.40

自動車関連産業創出推進事業

➤ 事業目的

沿岸地域における被災企業の早期事業再開や地域の牽引役となる自動車関連産業などのものづくり産業の更なる発展に向けた取組を支援することにより、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や、更なる産業集積・新産業の創出を推進し、「ものづくり産業の新生」を推進。

➤ 事業主体

県、いわて産業振興センター

➤ 事業概要

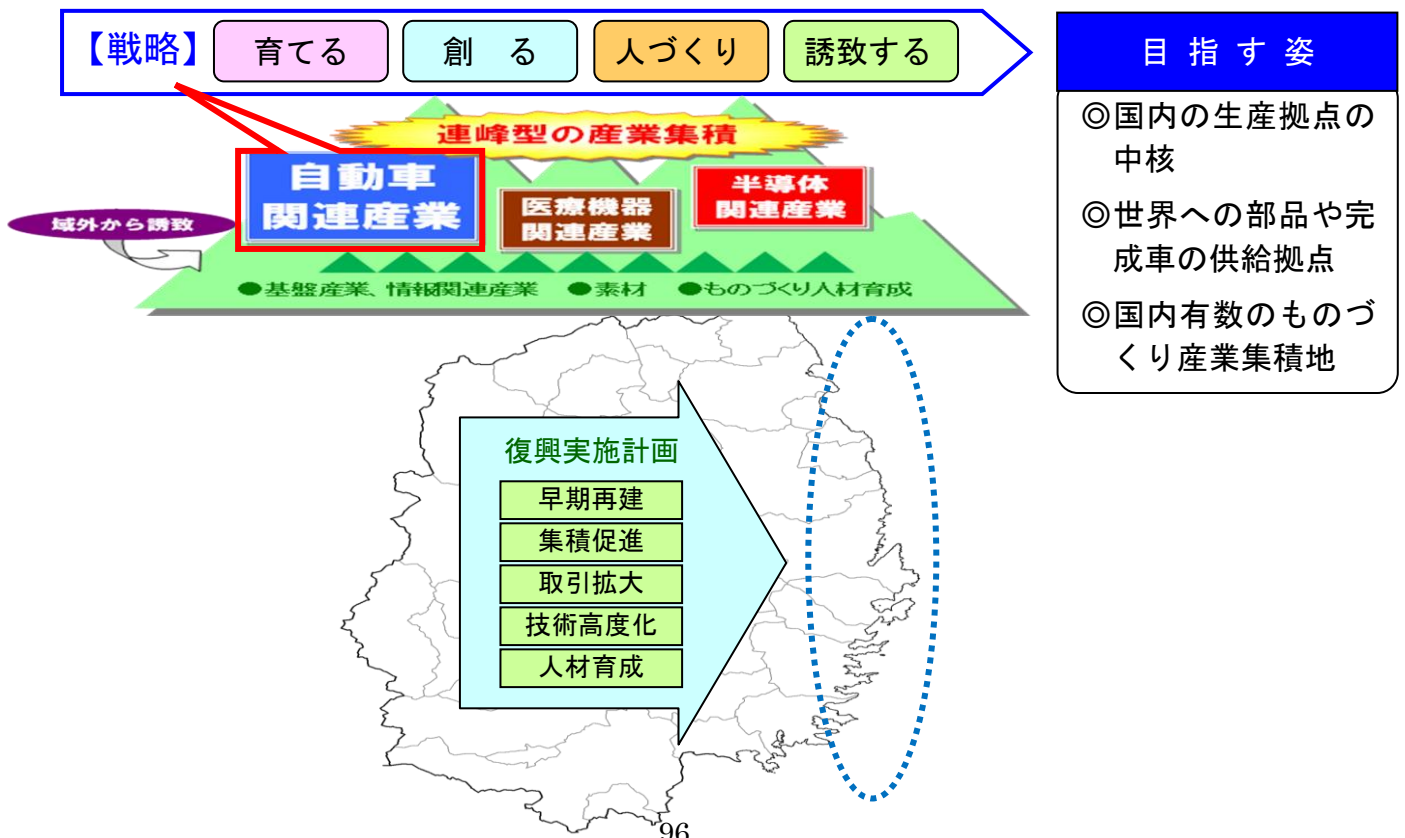
本県におけるものづくり産業の牽引役である自動車関連産業の集積促進を更に強化することにより、取引拡大、新規参入、技術高度化等を促進

- ・アドバイザー等の指導、マッチングによる取引拡大支援【育てる】
- ・次世代技術の研究開発と事業化の促進【創る】
- ・高度技術・研究開発人材の育成【人づくり】 など

➤ 実施期間

平成 22 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 自動車関連産業創出推進事業のイメージ



取組項目 ものづくり産業の新生

No.41

(仮称) 国際研究開発拠点形成促進事業**➤ 事業目的**

東日本大地震津波からの復興、さらには、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指すプロジェクトとして、国内外研究者等の調査・研究活動の促進とネットワークの形成などを通じた、三陸をフィールドに世界の英知を集めた大規模地震・津波の防災研究や、長年の海洋生態系の知見等を生かした海洋研究、日本が世界をリードする素粒子加速器を中心とした素粒子・エネルギー研究を促進するための国際的・総合的研究拠点を設置。

➤ 事業主体

国、県

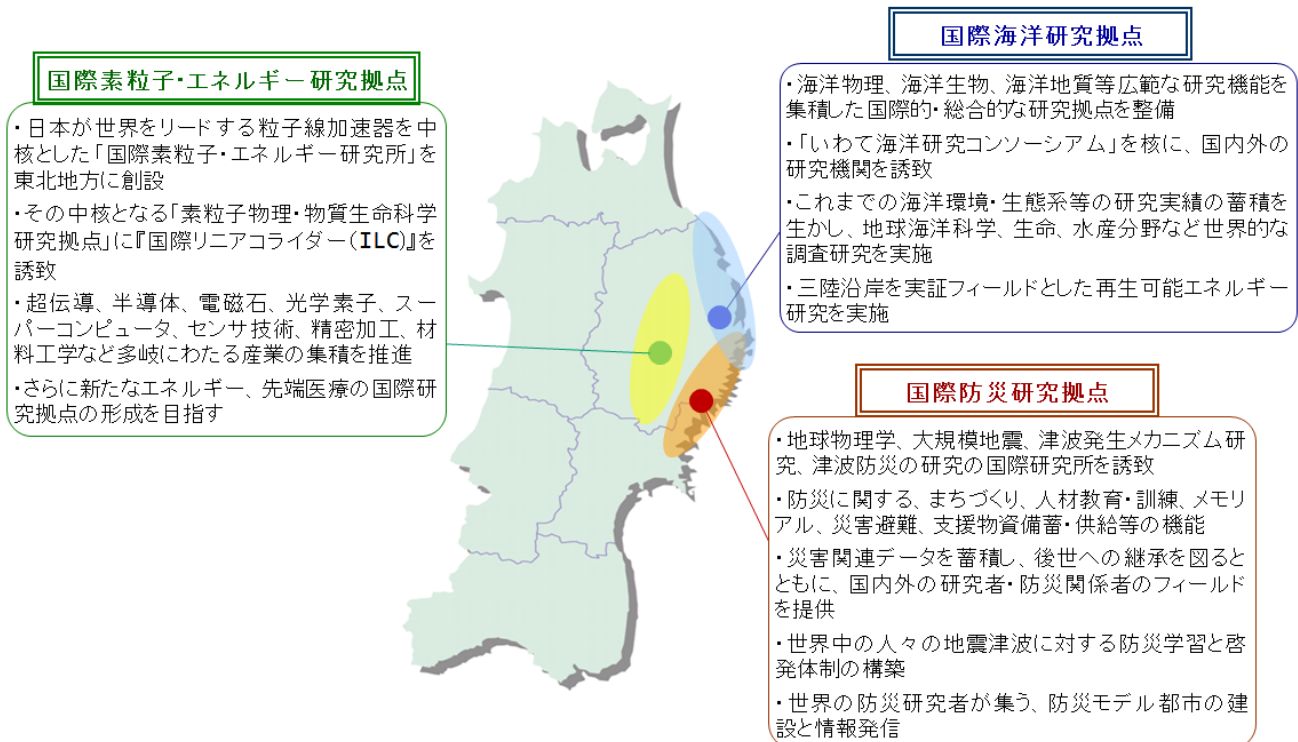
➤ 事業概要

国際研究開発拠点の本県への設置を目指し、本県をフィールドとした調査研究活動促進のため、防災や海洋に関連する研究者や専門家等の被災地域の視察調査等の受入れ・協力や本県での学会開催誘致等を推進し、研究者ネットワークを構築。

また、同拠点設置の具体化のための実施計画策定へ向けた調査活動等も併せて実施。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 国際研究開発拠点のイメージ

取組項目 観光資源の再生と新たな魅力の創造
復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

No.42 いわてデスティネーションキャンペーン推進事業

➤ 事業目的

沿岸地域における観光産業の復旧・復興に向けた観光地づくりを支援するとともに、復興のシンボルとして掲げる世界遺産「平泉」を核として、沿岸地域の復旧・復興の段階に応じた情報発信や誘客事業の展開を強化することにより、観光産業の復興を促進。

また、全県における地域が主体となった観光地づくりの推進による観光立県を確立。

➤ 事業主体

いわてDC推進協議会（県、市町村、民間、団体）

➤ 事業概要

(1) 誘客・宣伝事業

- ・ 旅行会社やマスコミ等を対象とした説明会、現地招請事業の実施
- ・ 世界遺産「平泉」を核とした誘客イベントの実施や全国から寄せられる復興支援の取組と連動したプロモーション活動の展開
- ・ 各種広報媒体を活用した情報発信の強化（旅行雑誌、ポスター、ガイドブック、HP等） など

(2) 受入態勢整備事業

- ・ 観光資源の復旧、発掘、磨き上げのための観光コーディネーターの設置
- ・ 歓迎イベント等の開催 など

➤ 実施期間

平成22年度 ～

➤ 復興の動きと連動したいわてDC（デスティネーションキャンペーン）の実施イメージ

○宣伝・誘客事業

旅行会社・マスコミを対象とした説明会等

復旧・復興の状況に応じた情報発信

⇒旅行商品の造成促進、

沿岸地域への誘客の促進

各種宣伝媒体での
情報発信



復興の段階に応じた情報掲載



全国からの誘客強化

情報発信



○受入態勢整備事業

観光コーディネーターの設置

歓迎イベントの開催

⇒観光素材の復旧・発掘等



漁業体験

せり場見学・体験

観光客の増加による
経済波及、復興促進

取組項目 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

No.43 国際観光推進事業

➤ 事業目的

震災等による風評被害の払拭や本県の認知度向上、旅行商品の造成及び販売を促進するため、東アジア圏(台湾、韓国、中国、香港、シンガポール)を主なターゲットとし、海外事務所等と連携して、「正確な情報発信」を行い、外国人観光客の誘致を推進。

➤ 事業主体

県

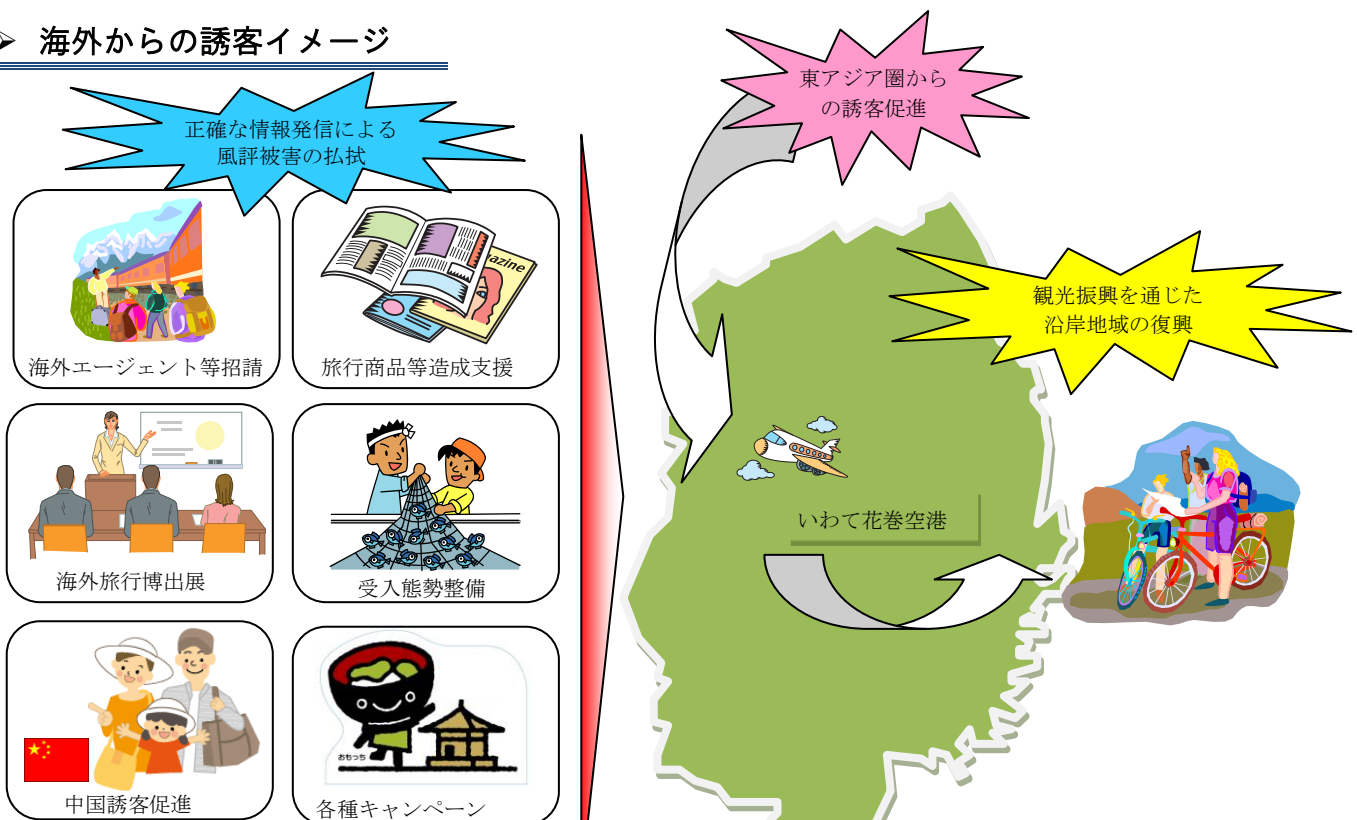
➤ 事業概要

- (1) 海外エージェント・マスコミ招請事業：観光エージェント及びマスコミを招請
- (2) 旅行商品造成・販売促進支援事業：旅行商品に対する広告支援及びノベルティの提供
- (3) 海外旅行博出展事業：海外等で開催される旅行博覧会でのPR活動
- (4) 受入態勢整備事業：国際チャーター便の受入に向けた環境整備
- (5) 中国誘客促進事業：大連事務所と連携し、訪日観光客が多い広東省の市場開拓を実施
- (6) 復興支援と連動したキャンペーン事業：いわてDC実施以降の沿岸地域への誘客事業

➤ 実施期間

平成22年度～

➤ 海外からの誘客イメージ



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画 第1期

岩手県復興局

平成23年8月発行

〒020-8570 盛岡市内丸10-1
TEL 019-629-6945 FAX 019-629-6944
E-mail : AJ0002@pref.iwate.jp
http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/fukkou_net/